

設立に認可を要する法人に関する  
行政評価・監視  
結果報告書

平成26年6月

総務省行政評価局



## 前 書 き

我が国の法人には、学校法人、医療法人、社会福祉法人、健康保険組合等、民間の発意により、特別の法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（以下「設立認可法人」という。）が存在する。

設立認可法人が行う事業は、国民一般を対象とするものもあれば、特定の業を営む者を対象とするものもあり多様であるが、概して公的な性格を有している。また、設立認可法人には、法人税の減免を始めとして税制上の優遇措置が講じられ、その業務に関して補助金、委託費、交付金が交付され、又は負担金が支出される等、財務面で行政と密接な関係にあるものが多い。このようなことから、設立認可法人については、公的な性格を有する事業の担い手として、健全かつ安定的で透明性の高い運営を確立することが強く求められる（「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においては、医療法人や社会福祉法人の財務状況の健全性や透明性の確保について言及されている。）。

近年、設立認可法人における経営破綻等の発覚や財務状況の不透明性に対する指摘がみられる。その一方で、行政庁による設立等の認可の審査の実態や、組織及び業務の運営に対する指導監督の実施状況、設立認可法人の業務実績については、必ずしも明らかとなっていない。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、国所管の設立認可法人のうち、多数の国民の利用に係るサービスや福祉のためのサービスの提供を行っており、かつ、税制上の優遇措置や補助金等の交付を受ける等、財務面で国との関係がある学校法人、医療法人、社会福祉法人、健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金、企業年金基金及び広域臨海環境整備センターを対象に調査を行い、設立認可法人に係る行政の改善材料を提供することを目的として実施したものである。



# 目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視結果	
1	今回調査対象とした設立認可法人の概要	2
2	調査の視点	40
3	社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等の見直し	42
4	医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底	48
5	設立認可法人の監事と所轄庁との連携の強化	63

# 目 次

## 第2 行政評価・監視結果

### 1 今回調査対象とした設立認可法人の概要

表1-1	民法第33条の規定	11
表1-2	医療法人の所轄庁に関する規定	11
表1-3	社会福祉法人の所轄庁に関する規定	11
表1-4	学校法人の事務の区分に関する規定	12
表1-5	社会福祉法人の事務の区分に関する規定	13
表1-6	第一号法定受託事務に関する規定	13
表1-7	医療法人及び社会福祉法人に係る事務・権限の移譲等に関する見直し方針について	13
表1-8	厚生年金基金制度の見直しに係る法律の概要	18
表1-9	学校法人制度の関連規定	18
表1-10	医療法人制度の関連規定	20
表1-11	社会福祉法人制度の関連規定	21
表1-12	健康保険組合制度の関連規定	23
表1-13	厚生年金基金制度の関連規定	24
表1-14	国民年金基金制度の関連規定	25
表1-15	確定給付企業年金制度における企業年金基金の関連規定	27
表1-16	広域臨海環境整備センター制度の関連規定	30
表1-17	行政手続法における審査基準等に関する規定	31
表1-18	学校法人における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定	32
表1-19	医療法人における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定	33
表1-20	社会福祉法人における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定	34
表1-21	健康保険組合における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定	35
表1-22	厚生年金基金における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定	36
表1-23	国民年金基金における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定	37
表1-24	企業年金基金における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定	38
表1-25	広域臨海環境整備センターにおける役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定	38

### 3 社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等の見直し

表3-1	社会福祉法人の役員の定数に関する規定	44
表3-2	社会福祉法人に財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税措置制度	45
表3-3	社会福祉法人の審査基準で定められた役員数に対する所轄庁の意見	47

### 4 医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底

表4-1	所轄庁に対する学校法人の財務諸表等の届出等に関する規定	50
表4-2	学校法人の財務諸表等の届出の遵守状況	51
表4-3	学校法人の財務諸表等の備置き及び閲覧に関する規定	52
表4-4	学校法人の財務諸表等の閲覧及びその対象者に関する通知	52
表4-5	学校法人における財務諸表等の備置き状況	53
表4-6	都道府県による学校法人の財務諸表等の備置きの確認状況	54
表4-(1)-1	所轄庁に対する医療法人の財務諸表等の届出等に関する規定	54
表4-(1)-2	医療法人の財務諸表等の届出の遵守状況	56
表4-(1)-3	関東信越厚生局における平成23年度の医療法人の財務諸表等の届出状況	56
表4-(1)-4	医療法人の財務諸表等の備置き及び閲覧に関する規定	57
表4-(1)-5	医療法人における財務諸表等の備置き状況	57
表4-(1)-6	医療法人において閲覧に供する財務諸表等を備えて置いていない主	

	な理由	58
表 4 - (2) - 1	所轄庁に対する社会福祉法人の財務諸表等の届出等に関する規定	58
表 4 - (2) - 2	社会福祉法人における積立金の状況	59
表 4 - (2) - 3	社会福祉法人の財務諸表等の届出の遵守状況	60
表 4 - (2) - 4	社会福祉法人の財務諸表等の届出状況	60
表 4 - (2) - 5	社会福祉法人の財務諸表等の備置き及び閲覧に関する規定	61
表 4 - (2) - 6	社会福祉法人における財務諸表等の備置き状況	61
表 4 - (2) - 7	所轄庁による社会福祉法人の財務諸表等の備置きの確認状況	62
5 設立認可法人の監事と所轄庁との連携の強化		
表 5 - 1	監事による業務の監査の取組事例	70
表 5 - (1) - 1	学校法人の監事が理事会に出席していない例等	71
表 5 - (1) - 2	「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査」の内容	71
表 5 - (1) - 3	平成 25 年度学校法人実態調査の内容	73
表 5 - (1) - 4	学校法人監事研修会の内容	74
表 5 - (1) - 5	都道府県における監事による学校法人の監査の指導状況等	75
表 5 - (2) - 1	社団医療法人の定時社員総会に関する規定等	75
表 5 - (2) - 2	医療法人が定款に示した内容の定時総会を実施していない事例	76
表 5 - (2) - 3	医療法人の業務に関する規定	76
表 5 - (2) - 4	医療法人において役職員以外への貸付けを行っており、地方厚生（支）局から指導を受けた事例	77
表 5 - (2) - 5	医療法人への立入検査等に関する規定	77
表 5 - (2) - 6	地方厚生（支）局による医療法人への報告徴求の実施状況	78
表 5 - (2) - 7	地方厚生（支）局による医療法人への立入検査の実施状況	78
表 5 - (2) - 8	地方厚生（支）局による医療法人への書面による行政指導の実施状況	79
表 5 - (2) - 9	地方厚生（支）局による立入検査等において、医療法人に対し改善指導が行われた主な事例	79
表 5 - (2) - 10	医療法人における役職員への福利厚生目的での貸付けに関する規定	79
表 5 - (3) - 1	社会福祉法人の所轄庁による指導監査において、繰り返し改善指導が行われている事例	80
表 5 - (3) - 2	社会福祉法人における定款変更に関する規定	80
表 5 - (3) - 3	社会福祉法人において新たな事業を行うなどの前に必要な定款変更がなされていなかった事例の件数	81
表 5 - (3) - 4	社会福祉法人の所轄庁における監事監査に係る指導等の実施状況（参考）地方厚生局による指導監査における社会福祉法人の監査事務への指導の例	82
表 5 - (3) - 5	社会福祉法人の所轄庁が監事監査のチェックリストを示している例（広島県の例）	83
表 5 - (3) - 6	社会福祉法人の外部監査に関する規定	84
表 5 - (3) - 7	「社会福祉法人の認可について」における事業規模に該当する法人数	84
表 5 - (3) - 8	社会福祉法人の外部監査の受検状況	85
表 5 - (3) - 9	「社会福祉法人の認可について」における事業規模に該当する 31 法人のうち外部監査を受検していない 21 法人における未受検の理由	86
表 5 - (4) - 1	地方厚生（支）局における健康保険組合に対する実地指導監査の実施状況	86
表 5 - (4) - 2	健康保険組合に対する実地指導監査における監事面談の実施に関する通知（参考）健康保険組合の監事の職務に関する通知	87
表 5 - (4) - 3	健康保険組合における自己点検シートを活用した監査機能の強化の推進	89
表 5 - (5) - 1	厚生年金基金の監事の職務に関する通知	92

表 5 - (5) - 2	厚生年金基金の監事監査における具体的な監査項目の例	94
表 5 - (5) - 3	地方厚生（支）局における厚生年金基金に対する実地監査の実施状況	96
	（参考）厚生労働省が実施した厚生年金基金に対する会計事務執行状況の点検調査結果に基づく監事監査に係る指導	96
表 5 - (5) - 4	地方厚生（支）局の厚生年金基金に対する実地監査における監事以外の者による監査の実施、監事以外の者が補助として行う場合の監事の指示に関する指摘の状況（平成 24 年度）	97
表 5 - (6) - 1	国民年金基金の監事の職務に関する通知	98
表 5 - (6) - 2	地方厚生（支）局における国民年金基金に対する実地監査の実施状況	100
表 5 - (7) - 1	企業年金基金の監事の職務に関する通知	100
表 5 - (7) - 2	企業年金基金の監事監査における具体的な監査項目の例	102
表 5 - (7) - 3	地方厚生（支）局における企業年金基金に対する書面監査及び実地監査の実施状況	104
表 5 - (7) - 4	地方厚生（支）局における企業年金基金に対する書面監査の際の監事監査に係る監査項目	105
表 5 - (8) - 1	大阪湾広域臨海環境整備センターに出資している地方公共団体及び港湾管理者	107
表 5 - (8) - 2	大阪湾広域臨海環境整備センターの管理委員会	107
表 5 - (8) - 3	大阪湾広域臨海環境整備センター定款	107

<資料編 調査した設立認可法人及び所轄庁の概要>

資-1	学校法人	111
資-2	医療法人	113
資-3	社会福祉法人	115
資-4	健康保険組合	118
資-5	厚生年金基金	120
資-6	国民年金基金	122
資-7	企業年金基金	124
資-8	広域臨海環境整備センター	126

※ 学校法人に係る私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の規定は、私立学校法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 15 号）による改正前の規定である。

厚生年金基金に係る厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び企業年金基金に係る確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）の規定は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）による改正前の規定である。

また、厚生年金基金に係る厚生年金基金令（昭和 41 年政令第 324 号）の規定は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 26 年政令第 73 号）による廃止前の規定である。



## 第1 行政評価・監視の目的等

### 1 目的

この行政評価・監視は、国所管の設立認可法人のうち、多数の国民の利用に係るサービスや福祉のためのサービスの提供を行っており、かつ、税制上の優遇措置や補助金等の交付を受ける等、財務面で国との関係がある学校法人、医療法人、社会福祉法人、健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金、企業年金基金及び広域臨海環境整備センターを対象に調査を行い、設立認可法人に係る行政の改善材料を提供することを目的として実施したものである。

### 2 対象機関

#### (1) 調査対象機関

文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省

#### (2) 関連調査等対象機関

都道府県 (15)、学校法人 (31)、医療法人 (29)、社会福祉法人 (52)、健康保険組合 (31)、厚生年金基金 (28)、国民年金基金 (16)、企業年金基金 (26)、広域臨海環境整備センター (1)

### 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所（神奈川、長野、京都、奈良、岡山、熊本、宮崎）

### 4 実施時期

平成 25 年 3 月～26 年 6 月

## 第 2 行政評価・監視結果

### 1 今回調査対象とした設立認可法人の概要

調査対象法人の概要		説明図表番号
<p>我が国では、法人は民法（明治 29 年法律第 89 号）その他の法律の規定によらなければ成立しない（同法第 33 条第 1 項）。また、我が国の法人には、民間の発意により、特別の法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（以下、このような法人を総称して「設立認可法人」という。）が存在する。設立認可法人が行う事業は、国民一般を対象とするものもあれば、特定の業を営む者を対象とするものもあり多様であるが、概して公的な性格を有している。また、設立認可法人には、法人税の減免を始めとして税制上の優遇措置が講じられ、その業務に関して補助金、委託費、交付金が交付され、又は負担金が支出される等、財務面で行政と密接な関係にあるものが多い。</p> <p>今回調査対象としたのは、国所管の設立認可法人のうち、多数の国民の利用に係るサービスや福祉のためのサービスの提供を行っており、かつ、税制上の優遇措置や補助金等の交付を受ける等、財務面で国との関係がある表 1 の 8 類型の法人及びその所轄庁<sup>(注 1)</sup>である。</p> <p>(注 1) 地方厚生(支)局長が所轄庁となっている医療法人及び地方厚生局長が所轄庁となっている社会福祉法人は、厚生労働大臣の所管の法人として記載している。</p> <p>また、学校法人の一部については都道府県知事が、社会福祉法人の一部については都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は指定都市の長が所轄庁となっているが、これら所轄庁による設立等の認可は、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要がある事務（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する「第一号法定受託事務」）に該当することから、地方公共団体を通じて所管大臣による適正な処理が確保されているかとの観点から、都道府県知事が所轄庁の法人も今回調査対象とした。</p>		表 1 - 1
<p>(注 1) 地方厚生(支)局長が所轄庁となっている医療法人及び地方厚生局長が所轄庁となっている社会福祉法人は、厚生労働大臣の所管の法人として記載している。</p>		表 1 - 2、3
<p>また、学校法人の一部については都道府県知事が、社会福祉法人の一部については都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は指定都市の長が所轄庁となっているが、これら所轄庁による設立等の認可は、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要がある事務（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する「第一号法定受託事務」）に該当することから、地方公共団体を通じて所管大臣による適正な処理が確保されているかとの観点から、都道府県知事が所轄庁の法人も今回調査対象とした。</p>		表 1 - 4 ~ 6

表 1 今回調査対象とした 8 類型の設立認可法人、その所轄庁等

法人類型	設立・監督の根拠法	設立の目的	所轄庁	所管法人数 (注 1)
学校法人	私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）	私立学校の設置	文部科学大臣（私立大学又は私立高等専門学校を設置する学校法人）	671 (16)
	私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）		都道府県知事（私立大学等以外の私立学校のみを設置する学校法人）	7,272 (15)
医療法人 (注 2)	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）	病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は	厚生労働大臣（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人）	967 (29)

		介護老人保健施設の開設	※ 厚生労働大臣の権限の一部を地方厚生(支)局長に委任	
社会福祉法人 (注2)	社会福祉法(昭和26年法律第45号)	社会福祉事業の実施	厚生労働大臣(2以上の都道府県の区域にわたる事業を行う社会福祉法人) ※ 厚生労働大臣の権限の一部を地方厚生局長に委任	403 (35)
			都道府県知事	5,245 (17)
健康保険組合	健康保険法(大正11年法律第70号)	健康保険の保険者として、組合員である被保険者の保険を管掌	厚生労働大臣 ※ 厚生労働大臣の権限の一部を地方厚生(支)局長に委任	1,420 (31)
厚生年金基金 (注3)	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)	加入員への老齢年金給付の支給	厚生労働大臣 ※ 厚生労働大臣の権限の一部を地方厚生(支)局長に委任	556 (28)
国民年金基金 (注4)	国民年金法(昭和34年法律第141号)	加入員への老齢年金給付の支給	厚生労働大臣 ※ 厚生労働大臣の権限の一部を地方厚生(支)局長に委任	地域型 47 (9) 職能型 25 (7)
企業年金基金	確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)	加入者への老齢給付金の支給	厚生労働大臣 ※ 厚生労働大臣の権限の一部を地方厚生(支)局長に委任	603 (26)
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)	廃棄物の海面埋立てによる広域的処理及びこれによる港湾の整備	環境大臣及び国土交通大臣	1 (1)

(注) 1 「所管法人数」は、平成25年4月1日現在(ただし、学校法人は25年5月1日現在)である。

また、( )内は、今回当省が調査した法人数である。

2 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)により、2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可等に係る事務・権限は、「自治事務」として都道府県に移譲することとされている。また、地方厚生局長が所轄庁である社会福祉法人の定款の申請及び認可等に係る事務・権限は、「法定受託事務」として都道府県に移譲することとされている。

3 厚生年金基金は、公的年金たる厚生年金保険の一部を国に代わって支給(代行給付)することを特徴としているが、資産運用状況の悪化等から、代行給付に要する費用に相当する資産を保有していない法人の問題が顕在化し、さらに、平成24年2月の投資顧問会社による年金資産消失問題の発覚により、この問題が深刻化した。このような事態を受けて、厚生年金基金から他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うものとして、平成25年6月に、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正

表1-7

表1-8

する法律（平成 25 年法律第 63 号）が公布された。同法の施行により、平成 26 年 4 月以降は厚生年金基金の新設を行うことができなくなるほか、5 年間の時限措置として、解散等に係る特例措置が講じられた。

なお、当該法律による厚生年金保険法及び確定給付企業年金法の一部改正により、両法における厚生年金基金に係る規定は削除された。

4 国民年金基金には、「地域型基金」と「職能型基金」とがある。地域型基金は、当該基金の地区内に住所を有する国民年金第 1 号被保険者をもって都道府県に 1 個組織される。また、職能型基金は、同種の事業又は業務に従事する国民年金第 1 号被保険者をもって同種の事業又は業務につき全国で 1 個組織される。

5 広域臨海環境整備センター法において、設立される法人の数は限定されていないが、同法施行後、認可を受けて設立されたのは大阪湾広域臨海環境整備センターのみである。

次に、これら 8 類型の設立認可法人ごとに、所轄庁による認可や監督に関する事務・権限を整理した結果は、表 2 のとおりである。

表 2 今回調査対象とした 8 類型の設立認可法人に対する  
所轄庁による認可や監督に関する事務・権限

法人類型	事務・権限	審査基準
学校法人	<b>【私立学校法】</b> ○学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可（第 31 条第 1 項） ○寄附行為の変更の認可（第 45 条第 1 項） <b>【私立学校振興助成法】</b> ○同法の規定により助成を受ける学校法人に対する報告徴収等（第 12 条第 1 号） ○当該学校法人が学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合は是正命令（同条第 2 号） ○当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合の必要な変更をすべき旨の勧告（同条第 3 号）	○
医療法人	<b>【医療法】</b> ○医療法人の設立の認可（第 68 条の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用される第 44 条第 1 項） ○定款又は寄附行為の変更の認可（第 68 条の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用される第 50 条第 1 項） ○医療法人に対する報告徴収及び立入検査（第 68 条の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用される第 63 条第 1 項） ○医療法人に対する措置命令（第 68 条の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用される第 64 条第 1 項）	○
社会福祉法人	<b>【社会福祉法】</b> ○社会福祉法人の設立に係る定款の認可（第 31 条第 1 項） ○定款の変更の認可（第 43 条第 2 項において準用する第 31 条第 1 項） ○社会福祉法人に対する報告徴収及び検査（第 56 条第 1 項） ○社会福祉法人に対する措置命令（第 56 条第 2 項） ○助成がなされた社会福祉法人に対する報告徴収（第 58 条第 2 項第 1 号） ○当該社会福祉法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合の必要な変更をすべき旨の勧告（同条同項第 2 号）	○

表 1 - 9

表 1 - 10

表 1 - 11

	○当該社会福祉法人に対する交付した補助金等の返還命令 (同条第3項)		
健康保険組合	【健康保険法】 ○健康保険組合の設立の認可(第12条第1項) ○規約の変更の認可(第16条第2項) ○健康保険組合に対する報告徴収等(第29条第1項において準用する第7条の38第1項) ○健康保険組合に対する措置命令(第29条第1項において準用する第7条の39第1項)	—	表1-12
厚生年金基金	【厚生年金保険法】(注3) ○厚生年金基金の設立の認可(第111条第1項) ○規約の変更の認可(第115条第2項) ○厚生年金基金に対する報告徴収等(第178条第1項) ○厚生年金基金に対する措置命令(第179条第1項) ○厚生年金基金に対する規約の変更命令(同条第2項)	—	表1-13
国民年金基金	【国民年金法】 ○国民年金基金の設立の認可(第119条の3) ○規約の変更の認可(第120条第3項) ○国民年金基金に対する報告徴収等(第141条第1項) ○国民年金基金に対する措置命令(第142条第1項) ○国民年金基金に対する規約の変更命令(同条第2項)	—	表1-14
企業年金基金	【確定給付企業年金法】 ○企業年金基金の設立の認可(第3条第1項第2号) ○規約の変更の認可(第16条第1項) ○企業年金基金に対する報告徴収等(第101条第1項) ○企業年金基金に対する措置命令(第102条第1項) ○企業年金基金に対する規約の変更命令(第102条第2項)	○	表1-15
広域臨海環境整備センター	【広域臨海環境整備センター法】 ○広域臨海環境整備センターの設立の認可(第10条) ○定款の変更の認可(第6条第2項) ○基本計画の作成又は変更の認可(第20条第3項) ○広域臨海環境整備センターに対する報告徴収及び立入検査(第33条第1項) ○広域臨海環境整備センターに対する監督命令(第34条)	—	表1-16
<p>(注) 1 「事務・権限」欄については、当該法人の設立や運営に対する所轄庁の一般的な関与・監督に係る規定を取り上げた。</p> <p>2 「審査基準」欄の「○」は、当該法人の設立等の認可について、所轄庁は行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき審査基準を定めるものとされていることを示す。また、「—」は、当該法人の設立等の認可は行政手続法における「申請に対する処分」に係る規定が適用されない(同法第4条第2項第2号及び行政手続法施行令(平成6年政令第265号)第1条)ことを示す。</p> <p>3 厚生年金基金に係る厚生年金保険法の各規定は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による改正前の規定である。</p> <p>ここで、今回調査対象とした8類型の設立認可法人について、その歴史の変遷等を概観すると、制度創設が大正11年と最も古い健康保険組合にあっても、当初から「許可主義」(一定の組織を備えた上に主務官庁の許可を受けることによって成立するもの)あるいは「準則主義」(一定の組織を備えてこれを公示しただけで成立するもの)ではなく「認可主義」(一定の組織を備えれ</p>			表1-17

ば必ず認可されて成立するもの) が採られていた。また、私立学校の経営を目的とする学校法人に関しても、私立学校の自主性と公共性の確保を目的として昭和 24 年に制定された私立学校法によって、一定の組織を備え、一定の財産を有すれば、所轄庁の認可によって成立することになり (ただし登記を要する。)、従前の制度 (民法に基づく財団法人が経営) に比べ所轄庁の監督権限を制限するものとなった。ちなみに、社会福祉法人は、戦後の混乱期に既存の民間社会福祉事業を活用して戦争で傷付いた国民の救済を行うに当たり、日本国憲法第 89 条の規定に抵触せずに民間社会福祉事業に対して公的補助を行うために創設されることになり、昭和 26 年の社会福祉事業法 (現在の社会福祉法) 制定に当たり学校法人をモデルにしたとされている (注 2)。

(注 2) 我妻榮「新訂民法總則 (民法講義 I)」(昭和 40 年岩波書店)、「健康保険組合論 (医療政策と健康保険組合の役割) の構築に関する調査研究」(平成 22 年 5 月健康保険組合連合会)、北場勉「社会福祉法人の沿革と今後の展望―他の公益・共益法人とのあり方の関連で―」(平成 14 年 10 月財団法人鉄道弘済会「社会福祉研究」第 85 号)等を参照

前述のとおり、これら 8 類型の設立認可法人は、多数の国民の利用に係るサービスや福祉のためのサービスの提供を行っており、かつ、税制上の優遇措置や補助金等の交付を受ける等、財務面で国との関係があることから、一般的な株式会社等の形態の民間法人以上に健全かつ安定的で透明性の高い運営を確立することが強く求められる。当該法人においてこのような運営が確立されるためには、当該法人の自主性及び自律性を尊重しつつ、所轄庁による適切な指導監督を通じてその実現が図られることが重要なのは言うまでもないが、加えて当該法人の側でも、そのガバナンスやディスクロージャーの仕組みを有効に機能させることが重要になってくると考えられる。

そこで、まずこれら 8 類型の設立認可法人ごとに、当該法人に置かれる機関としての役員 (理事及び監事) の定数や財務諸表等の備置き等について、表 3 のとおり整理した。

表 3 今回調査対象とした 8 類型の設立認可法人における役員の定数や財務諸表等の備置き等

法人類型	役員 (理事及び監事)		財務諸表等の備置き等
	定数	職務・権限	
学校法人	<b>【理事】</b> 5 人以上 <b>【監事】</b> 2 人以上  <small>(私立学校法第 35 条第 1 項)</small>	<b>【理事】</b> ○理事長: 学校法人を代表し、その業務を総理 ○理事長以外の理事: 学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理 ○理事会: 学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督	<b>【備置き及び閲覧】</b> ○財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書の各事務所への備置き及び利害関係人への閲覧 <small>(私立学校法第 47 条第 2 項)</small> → これら書類の備置きを怠ったり、虚偽の記載等をした学校法人の理事は 20 万円以下の過料に処せられる <small>(私立学校法第 66 条第 4 号)</small>

表 1 - 18

		<p>○議事の決定:理事会の議事は出席した理事の過半数で決する(可否同数の場合は議長(理事長)が決定)  <small>(私立学校法第36条第2項及び第6項、第37条第1項及び第2項)</small></p> <p><b>【監事】</b></p> <p>○学校法人の業務又は財産の状況の監査、不正行為や重大な法令違反等を発見した場合の所轄庁又は理事会及び評議員会への報告、理事会での意見陳述等  <small>(私立学校法第37条第3項)</small></p>	<p><b>【所轄庁への届出】</b></p> <p>○貸借対照表、収支計算書、収支予算書等の所轄庁への届出(公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付)  <small>(私立学校振興助成法第14条第2項及び第3項)</small></p> <p>※私立学校振興助成法に基づく補助金の交付を受ける学校法人が該当</p>	
医療法人	<p><b>【理事】</b> 3人以上</p> <p><b>【監事】</b> 1人以上</p> <p><small>(医療法第46条の2第1項)</small></p>	<p><b>【理事】</b></p> <p>○理事長:医療法人を代表し、その業務を総理</p> <p>○業務の決定:医療法人の業務は理事の過半数で決する  <small>(医療法第46条の4第1項及び第3項)</small></p> <p><b>【監事】</b></p> <p>○医療法人の業務又は財産の状況の監査、不正行為や重大な法令違反等を発見した場合の所轄庁又は社員総会若しくは評議員会への報告、理事に対する意見陳述等  <small>(医療法第46条の4第7項)</small></p>	<p><b>【備置き及び閲覧】</b></p> <p>○事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事の監査報告書等の各事務所への備置き及び社員若しくは評議員又は債権者への閲覧  <small>(医療法第51条の2第1項)</small></p> <p>→ これら書類の備置きを怠ったり、虚偽の記載等をしたり、正当な理由なく閲覧を拒んだりした医療法人の理事は20万円以下の過料に処せられる  <small>(医療法第76条第4号)</small></p> <p><b>【所轄庁への届出】</b></p> <p>○事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事の監査報告書等の所轄庁への届出  <small>(医療法第52条第1項)</small></p> <p>→ 当該届出をせず、又は虚偽の届出をした医療法人の理事は20万円以下の過料に処せられる  <small>(医療法第76条第3号)</small></p>	表1-19
社会福祉法人	<p><b>【理事】</b> 3人以上</p> <p><b>【監事】</b> 1人以上</p> <p><small>(社会福祉法第36条第1項)</small></p>	<p><b>【理事】</b></p> <p>○理事の代表権:理事は、全て社会福祉法人の業務について、社会福祉法人を代表する</p> <p>○業務の決定:社会福祉法人の業務は理事の過半数をもって決する  <small>(社会福祉法第38条、第39条)</small></p> <p><b>【監事】</b></p> <p>○理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況の監査、</p>	<p><b>【備置き及び閲覧】</b></p> <p>○事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらに関する監事の意見を記載した書面の各事務所への備置き及び利害関係人への閲覧  <small>(社会福祉法第44条第4項)</small></p> <p>→ これら書類の備置きを怠ったり、虚偽の記載等をしたりした社会福祉法人の理事は20万円以下の過料に処せられる  <small>(社会福祉法第133条第4号)</small></p> <p><b>【所轄庁への届出】</b></p> <p>○事業の概要、主要な財産の所有状</p>	表1-20

		不整の点を発見した場合の評議員会又は所轄庁への報告、理事に対する意見陳述等 〈社会福祉法第40条〉	況等の所轄庁への届出（貸借対照表及び収支計算書を添付） 〈社会福祉法第59条第1項〉	
健康保険組合	【理事】 偶数 【監事】 2人  〈健康保険法第21条第2項及び第4項〉	【理事】 ○理事長：健康保険組合を代表し、その業務を執行 ○理事：理事長を補佐して、健康保険組合の業務を執行 ○業務の決定：健康保険組合の業務は理事の過半数により決する（可否同数の場合は理事長が決定） 〈健康保険法第22条第1項、第2項及び第3項〉 【監事】 ○健康保険組合の業務の執行及び財産の状況の監査 〈健康保険法第22条第4項〉	【備置き及び閲覧】 ○事業及び決算に関する報告書の主たる事務所への備置き及び組合員等への閲覧 〈健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第24条第2項及び第3項〉  【所轄庁への届出】 ○事業及び決算に関する報告書の厚生労働大臣への提出 〈健康保険法施行令第24条第1項〉	表1-21
厚生年金基金	【理事】 偶数 【監事】 2人  〈厚生年金保険法第119条第2項及び第4項〉	【理事】 ○理事長：厚生年金基金を代表し、その業務を執行 ○理事：理事長を補佐して、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する厚生年金基金の業務を執行 ○業務の決定：厚生年金基金の業務は理事の過半数により決する（可否同数の場合は理事長が決定） 〈厚生年金保険法第120条第1項、第2項及び第3項〉 【監事】 ○厚生年金基金の業務の監査 ○理事長又は代議員会への意見提出 〈厚生年金保険法第120条第4項及び第5項〉	【備置き及び閲覧】 ○貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の主たる事務所への備置き及び加入員等への閲覧 〈厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第39条第2項及び第3項〉  【所轄庁への届出】 ○貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の厚生労働大臣への提出 〈厚生年金基金令第39条第1項〉	表1-22
国民年金基金	【理事】 一 （法令上の定めなし） 【監事】 2人	【理事】 ○理事長：国民年金基金を代表し、その業務を執行 ○理事：理事長を補佐して、年金及び一時金に充てるべき積立金の	【備置き及び閲覧】 ○貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の主たる事務所への備置き及び加入員等への閲覧 〈国民年金基金令（平成2年政令第304号）第28条第2項及び第3項〉	表1-23



	<p>〈国民年金法第 124 条第 5 項〉</p>	<p>管理及び運用に関する国民年金基金の業務を執行</p> <p>○業務の決定:国民年金基金の業務は理事の過半数により決する(可否同数の場合は理事長が決定)</p> <p>〈国民年金法第 125 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項〉</p> <p>【監事】</p> <p>○国民年金基金の業務の監査</p> <p>○理事長又は代議員会への意見提出</p> <p>〈国民年金法第 125 条第 4 項及び第 5 項〉</p>	<p>【所轄庁への届出】</p> <p>○貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の厚生労働大臣への提出</p> <p>〈国民年金基金令第 28 条第 1 項〉</p>	
<p>企業年金基金</p>	<p>【理事】 偶数</p> <p>【監事】 2 人</p> <p>〈確定給付企業年金法第 21 条第 2 項及び第 4 項〉</p>	<p>【理事】</p> <p>○理事長:企業年金基金を代表し、その業務を執行</p> <p>○理事:理事長を補佐して、給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する企業年金基金の業務を執行</p> <p>○業務の決定:企業年金基金の業務は理事の過半数により決する(可否同数の場合は理事長が決定)</p> <p>〈確定給付企業年金法第 22 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項〉</p> <p>【監事】</p> <p>○企業年金基金の業務の監査</p> <p>○理事長又は代議員会への意見提出</p> <p>〈確定給付企業年金法第 22 条第 4 項及び第 5 項〉</p>	<p>【備置き及び閲覧】</p> <p>○確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の確定給付企業年金の実施事業所又は企業年金基金の主たる事務所への備置き及び加入者等への閲覧</p> <p>〈確定給付企業年金法第 100 条第 2 項及び第 3 項〉</p> <p>【所轄庁への届出】</p> <p>○確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の厚生労働大臣への提出</p> <p>〈確定給付企業年金法第 100 条第 1 項〉</p>	<p>表 1 - 24</p>
<p>広域臨海環境整備センター</p>	<p>— (法令上の定めなし)</p>	<p>《役員》</p> <p>○理事長:広域臨海環境整備センターを代表し、その業務を総理</p> <p>○副理事長:広域臨海環境整備センターを代表し、理事長を補佐して同センターの業務を掌理</p> <p>○理事:理事長及び副理事長を補佐して広域臨海環境整備センターの業務を掌理</p> <p>○監事:広域臨海環境整備センターの業務の監査、理事長、管理委</p>	<p>【備置き及び閲覧】</p> <p>— (法令上の定めなし)</p> <p>【所轄庁への届出】</p> <p>○貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の主務大臣等への提出(監事の意見書を添付)</p> <p>〈広域臨海環境整備センター法第 24 条第 1 項及び第 2 項〉</p>	<p>表 1 - 25</p>

	<p>員会又は主務大臣への意見提出  <small>(広域臨海環境整備センター法第 18 条第 1 項から第 5 項まで)</small></p>		
<p>(注) 1 医療法人の理事については、所轄庁の認可を受けた場合には 1 人又は 2 人の理事を置くことで足りるとされている (医療法第 46 条の 2 第 1 項ただし書)。</p> <p>2 社会福祉法人の役員の定数について、厚生労働省の「社会福祉法人審査基準」及び「社会福祉法人定款準則」では社会福祉法の規定とは異なる定数が定められている (「3 社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等の見直し」参照)。</p> <p>3 「業務の決定 (議事の決定)」に関して、当該法人の業務は理事の過半数 (理事会の議事は出席した理事の過半数) で決するのが原則であるが、定款や寄附行為、規約に別段の定めがある場合には、当該定めによることとされている。</p> <p>4 厚生年金基金に係る厚生年金保険法の各規定は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による改正前の規定である。また、厚生年金基金令についても、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (平成 26 年政令第 73 号) による廃止前の規定である。</p> <p>なお、今回調査対象とした設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置き等の状況、所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表や指導監督基準の定め等の状況等については、資料編 (調査した設立認可法人及び所轄庁の概要) に記載した。</p>			

表 1-1 民法第 33 条の規定

○ 民法（明治 29 年法律第 89 号）（抄）

（法人の成立等）

第 33 条 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。

- 2 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。

表 1-2 医療法人の所轄庁に関する規定

○ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）

第 68 条の 2 2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、（中略）第 44 条第 1 項（中略）第 50 条第 1 項から第 3 項まで（中略）中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」（中略）とする。

- 2 前項の規定により読み替えて適用される（中略）第 44 条第 1 項（中略）第 50 条第 1 項（中略）の規定による認可の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

○ 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）（抄）

第 43 条の 3 法第 71 条の 5 第 1 項及び令第 5 条の 23 第 1 項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。（後略）

一～四 （略）

五 法第 68 条の 2 の規定により読み替えて適用される（中略）第 50 条第 1 項及び第 3 項、第 52 条（中略）並びに第 64 条第 1 項に規定する権限

六～九 （略）

- 2 法第 71 条の 5 第 2 項及び令第 5 条の 23 第 2 項の規定により、前項第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。（後略）

（注） 下線は当省が付した。

表 1-3 社会福祉法人の所轄庁に関する規定

○ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（所轄庁）

第 30 条 社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

- 一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人（次号に掲げる社会福祉法人を除く。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）

二 第 109 条第 2 項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長

- 2 社会福祉法人でその行う事業が 2 以上の都道府県の区域にわたるものにあつては、その所

轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。

**○ 社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）（抄）**

（所轄庁）

第 13 条 第 2 条、第 3 条、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項において所轄庁とあるのは、法第 30 条に規定する所轄庁とする。ただし、法第 30 条第 2 項に規定する法人（その行う事業が 2 以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであつて、次に掲げるものを除く。）にあつては、法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方厚生局長とする。

- 一 全国を単位として行われる事業
- 二 地域を限定しないで行われる事業
- 三 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業
- 四 前各号に類する事業

（注） 下線は当省が付した。

表 1－4 学校法人の事務の区分に関する規定

**○ 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）（抄）**

（事務の区分）

第 65 条の 3 第 26 条第 2 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 31 条第 1 項（第 64 条第 5 項及び第 7 項において準用する場合を含む。）及び第 2 項（第 32 条第 2 項、第 50 条第 3 項並びに第 64 条第 5 項及び第 7 項において準用する場合を含む。）、第 32 条第 1 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 37 条第 3 項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 40 条の 3（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 40 条の 4（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 45 条（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 50 条第 2 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 4 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 50 条の 7（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 50 条の 13 第 5 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 6 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 50 条の 14（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 52 条第 2 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 61 条第 1 項から第 3 項まで（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）並びに第 62 条第 1 項から第 3 項まで（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

表 1-5 社会福祉法人の事務の区分に関する規定

<p><b>○ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）</b>                  （事務の区分）</p> <p>第 127 条 別表の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。</p> <p>別表 （第 127 条関係）</p>	
都道府県	第 31 条第 1 項及び第 4 項（第 43 条第 2 項、第 46 条第 4 項及び第 49 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 39 条の 3、第 43 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項（第 59 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 46 条第 1 項第 6 号、第 2 項及び第 3 項、第 46 条の 7、第 47 条の 3、第 49 条第 2 項、第 56 条第 1 項から第 4 項まで及び第 5 項（第 58 条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 57 条、第 58 条第 2 項、第 59 条第 1 項、第 114 条並びに第 121 条
市	第 31 条第 1 項、第 39 条の 3、第 43 条第 1 項及び第 3 項、第 46 条第 1 項第 6 号、第 2 項及び第 3 項、第 46 条の 7、第 47 条の 3、第 49 条第 2 項、第 56 条第 1 項から第 4 項まで及び第 5 項（第 58 条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 57 条、第 58 条第 2 項、第 59 条第 1 項、第 114 条並びに第 121 条
町村	第 58 条第 2 項及び同条第 4 項において準用する第 56 条第 5 項

表 1-6 第一号法定受託事務に関する規定

<p><b>○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）</b>                  第 2 条 地方公共団体は、法人とする。</p> <p>②～⑧ （略）</p> <p>⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。</p> <p>一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）</p> <p>二 （略）</p> <p>⑩～⑰ （略）</p>
--

表 1-7 医療法人及び社会福祉法人に係る事務・権限の移譲等に関する見直し方針について

<p><b>○ 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）（抄）</b></p> <p>1 基本的な考え方 （略）</p> <p>2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>(1) ～ (9) （略）</p> <p>(10) 医療法（昭 23 法 205）</p>
--

(i) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・医療法人（2以上の都道府県の区域において病院等を開設する法人に限る。以下同じ。）のうち、社会医療法人の認定（68条の2第1項において準用する42条の2第1項及び2項）
- ・医療法人の設立認可等（68条の2第1項において準用する44条1項及び3項並びに45条）
- ・医療法人の理事等に係る認可等（68条の2第1項において準用する46条の2第1項ただし書、46条の3第1項ただし書及び2項、46条の4第5項、6項及び7項4号並びに47条1項ただし書）
- ・医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可及び届出（68条の2第1項において準用する50条1項から3項）
- ・医療法人の事業報告書の届出等（68条の2第1項において準用する52条）
- ・医療法人の解散及び合併の認可等（68条の2第1項において準用する55条6項、7項（57条5項において準用する場合を含む。）及び8項、56条の6、56条の11、56条の12第3項及び4項、57条4項並びに58条）
- ・医療法人に対する報告徴収及び立入検査（68条の2第1項において準用する63条1項）
- ・医療法人に対する措置命令、業務停止命令及び役員解任勧告（68条の2第1項において準用する64条）
- ・医療法人のうち社会医療法人の認定取消し及び業務停止命令（68条の2第1項において準用する64条の2）
- ・医療法人の設立認可の取消し（68条の2第1項において準用する65条及び66条）
- ・医療法人に対する弁明の機会の付与（68条の2第1項において準用する67条1項及び3項）
- ・医療法人台帳の記載等（施行令5条の11）
- ・社会医療法人に係る認定（施行令5条の15において準用する施行令5条の5）
- ・医療法人の登記及び役員変更の届出（施行令5条の15において準用する施行令5条の12及び5条の13）
- ・医療法人の書類等の保存（施行令5条の15において準用する施行令5条の14）

(ii) (略)

(11) ~ (13) (略)

(14) 社会福祉法（昭26法45）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・社会福祉主事に係る養成機関又は講習会の指定（19条1項2号）
- ・社会福祉法人（法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる法人であって地方厚生局の所管に係るものに限る。以下同じ。）の定款の申請及び認可（31条1項）
- ・社会福祉法人の仮理事の選任（39条の3）
- ・社会福祉法人の特別代理人の選任（39条の4）

- ・社会福祉法人の監査結果に不整の点がある場合であって、評議員会のないときの報告（40条3号）
- ・社会福祉法人の定款変更の申請、認可及び届出（43条1項及び3項）
- ・社会福祉法人の解散の認可及び届出（46条2項及び3項）
- ・社会福祉法人の清算人の届出（46条の7）
- ・社会福祉法人の清算終了の届出（47条の3）
- ・社会福祉法人の合併の認可（49条2項）
- ・社会福祉法人に対する措置命令、業務停止命令、役員解職勧告及び解散命令等（56条2項から5項）
- ・社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止（57条）
- ・社会福祉法人の事業概要の届出（59条1項）

(15) ～ (45) (略)

以上の事項のうち、2以上の地方公共団体の区域にわたって活動する主体に対する監督等の事務・権限については、必要に応じ、関係する地方公共団体が連携する仕組みを整備するなどの措置を講ずる。

3 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する見直し (略)

4 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

5 一括法案等の提出

上記2及び3の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本とする。

(別紙) 移譲後の措置

【厚生労働省】

(2) ～ (9) (略)

(10) 医療法（昭23法205）

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
〈42の2①②〉	医療法人（2以上の都道府県の区域において病院等を開設する法人に限る。以下同じ。）のうち、社会医療法人の認定 ※68の2①において準用	自治事務		
〈44①③、45〉	医療法人の設立認可等 ※68の2①において準用	自治事務		

〈46の2① ただし書、46 の3①た だし書②、46の 4⑤⑥⑦IV、 47①た だし 書〉	医療法人の理事等に係る認可等 ※68の2①において準用	自治事務		
〈50①～③〉	医療法人の定款又は寄附行為の変 更の認可及び届出 ※68の2①において準用	自治事務		
〈52〉	医療法人の事業報告書の届出等 ※68の2①において準用	自治事務		
〈55⑥⑦ (57 ⑤にお いて 準用す る場 合を含 む。) ⑧、 56の6、 56の11、 56の12③④、 57 ④、58〉	医療法人の解散及び合併の認可等 ※68の2①において準用	自治事務		
〈63①〉	医療法人に対する報告徴収及び立 入検査※68の2①において準用	自治事務		
〈64〉	医療法人に対する措置命令、業務 停止命令及び役員解任勧告 ※68の2①において準用	自治事務		
〈64の2〉	医療法人のうち社会医療法人の認 定取消し及び業務停止命令 ※68の2①において準用	自治事務		
〈65、66〉	医療法人の設立認可の取消し ※68の2①において準用	自治事務		
〈67①③〉	医療法人に対する弁明の機会の付 与 ※68の2①において準用	自治事務		
令5の11	医療法人台帳の記載等	自治事務		
〈令5の5〉	社会医療法人に係る認定 ※令5の15において準用	自治事務		
〈令5の12、 令5の13〉	医療法人の登記及び役員変更の届 出	自治事務		



	※令5の15において準用			
〈令5の14〉	医療法人の書類等の保存 ※令5の15において準用	自治事務		
(11) ~ (13) (略)				
(14) 社会福祉法 (昭26法45)				
条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の 並行権限
19①Ⅱ	社会福祉主事に係る養成機関又は講習会の指定	自治事務		
31①	社会福祉法人(法人の行う事業が2以上の都道府県の区域にわたる法人であって地方厚生局の所管に係るものに限る。以下同じ。)の定款の申請及び認可	法定受託事務		
39の3	社会福祉法人の仮理事の選任	法定受託事務		
39の4	社会福祉法人の特別代理人の選任	法定受託事務		
40Ⅲ	社会福祉法人の監査結果に不整の点がある場合であって、評議員会のないときの報告	法定受託事務		
43①③	社会福祉法人の定款変更の申請、認可及び届出	法定受託事務		
46②③	社会福祉法人の解散の認可及び届出	法定受託事務		
46の7	社会福祉法人の清算人の届出	法定受託事務		
47の3	社会福祉法人の清算終了の届出	法定受託事務		
49②	社会福祉法人の合併の認可	法定受託事務		
56②～ ⑤	社会福祉法人に対する措置命令、業務停止命令、役員解職勧告及び解散命令等	法定受託事務		
57	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止	法定受託事務		
59①	社会福祉法人の事業概要の届出	法定受託事務		
(15) ~ (42) (略)				

(注) 下線は当省が付した。

表 1-8 厚生年金基金制度の見直しに係る法律の概要

**○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）の概要（抄）**

1. 厚生年金基金制度の見直し

- (1) 施行日以後は厚生年金基金の新設は認めない。
- (2) 施行日から 5 年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3) 施行日から 5 年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
- (4) 上乘せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

(注) 「厚生年金基金制度改正の施行に向けた検討内容」(平成 25 年 10 月第 1 回社会保障審議会企業年金部会資料)より抜粋した。

表 1-9 学校法人制度の関連規定

**○ 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）（抄）**

第 3 条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

(所轄庁)

第 4 条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第 1 号、第 3 号及び第 5 号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第 2 号及び第 4 号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

- 一 私立大学及び私立高等専門学校
- 二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校
- 三 第 1 号に掲げる私立学校を設置する学校法人
- 四 第 2 号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第 64 条第 4 項の法人
- 五 第 1 号に掲げる私立学校と第 2 号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人

(資産)

第 25 条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 (略)

(申請)

第 30 条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期

課程を含む。)に広域の通信制の課程(学校教育法第54条第3項(同法第70条第1項において準用する場合を含む。)に規定する広域の通信制の課程をいう。)を置く場合には、その旨を含む。)

四 事務所の所在地

五 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定

六 理事会に関する規定

七 評議員会及び評議員に関する規定

八 資産及び会計に関する規定

九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

十 解散に関する規定

十一 寄附行為の変更に関する規定

十二 公告の方法

2・3 (略)

(認可)

第31条 所轄庁は、前条第1項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 (略)

(寄附行為変更の認可等)

第45条 寄附行為の変更(文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 (略)

## ○ 私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)

(所轄庁の権限)

第12条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

一 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

三 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

四 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-10 医療法人制度の関連規定

○ **医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）**

第 39 条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

第 41 条 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。

2 前項の資産に関し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。

第 44 条 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。

2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 その開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理しようとする公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を含む。）の名称及び開設場所

四 事務所の所在地

五 資産及び会計に関する規定

六 役員に関する規定

七 社団たる医療法人にあつては、社員総会及び社員たる資格の得喪に関する規定

八 財団たる医療法人にあつては、評議員会及び評議員に関する規定

九 解散に関する規定

十 定款又は寄附行為の変更に関する規定

十一 公告の方法

3～5 （略）

6 この節に定めるもののほか、医療法人の設立認可の申請に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第 45 条 都道府県知事は、前条第 1 項の規定による認可の申請があつた場合には、当該申請にかかる医療法人の資産が第 41 条の要件に該当しているかどうか及びその定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第 1 項の規定による認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならない。

第 50 条 定款又は寄附行為の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第 45 条に規定する事項及び定款又は寄附行為の変更の手續が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

3 医療法人は、第 1 項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたと

きは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 (略)

第 63 条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

2 (略)

第 64 条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2・3 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-11 社会福祉法人制度の関連規定

○ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

(定義)

第 22 条 この法律において、「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

(経営の原則)

第 24 条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

(要件)

第 25 条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

(申請)

第 31 条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 社会福祉事業の種類
- 四 事務所の所在地
- 五 役員に関する事項
- 六 会議に関する事項
- 七 資産に関する事項
- 八 会計に関する事項
- 九 評議員会を置く場合には、これに関する事項
- 十 公益事業を行う場合には、その種類

十一 収益事業を行う場合には、その種類

十二 解散に関する事項

十三 定款の変更に関する事項

十四 公告の方法

2・3 (略)

4 前条第2項の社会福祉法人に係る第1項の規定による認可の申請は、当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

(認可)

第32条 所轄庁は、前条第1項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

(一般的監督)

第56条 厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。

2 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

3～7 (略)

(助成及び監督)

第58条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手續に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の場合よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法（昭和23年法律第73号）及び地方自治法第237条第2項の規定の適用を妨げない。

2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。

一 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。

二 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不適當であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

3 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかつたときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-12 健康保険組合制度の関連規定

○ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（抄）

（組織）

第 8 条 健康保険組合は、適用事業所の事業主、その適用事業所に使用される被保険者及び任意継続被保険者をもって組織する。

（法人格）

第 9 条 健康保険組合は、法人とする。

2 (略)

（設立）

第 11 条 1 又は 2 以上の適用事業所について常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主は、当該 1 又は 2 以上の適用事業所について、健康保険組合を設立することができる。

2 適用事業所の事業主は、共同して健康保険組合を設立することができる。この場合において、被保険者の数は、合算して常時政令で定める数以上でなければならない。

第 12 条 適用事業所の事業主は、健康保険組合を設立しようとするときは、健康保険組合を設立しようとする適用事業所に使用される被保険者の 2 分の 1 以上の同意を得て、規約を作り、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 2 以上の適用事業所について健康保険組合を設立しようとする場合においては、前項の同意は、各適用事業所について得なければならない。

（規約）

第 16 条 健康保険組合は、規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 健康保険組合の設立に係る適用事業所の名称及び所在地
- 四 組合会に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 組合員に関する事項
- 七 保険料に関する事項
- 八 準備金その他の財産の管理に関する事項
- 九 公告に関する事項
- 十 前各号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

2・3 (略)

（報告の徴収等）

第 7 条の 38 厚生労働大臣は、協会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして協会の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2～3 (略)

(監督)

第7条の39 厚生労働大臣は、協会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、定款若しくは厚生労働大臣の処分違反していると認めるとき、確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分し、その他協会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は協会の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、協会又はその役員に対し、その事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2～3 (略)

(報告の徴収等)

第29条 第7条の38及び第7条の39の規定は、健康保険組合について準用する。この場合において、同条第1項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、第29条第1項において準用する前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替えるものとする。

2 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表1-13 厚生年金基金制度の関連規定

○ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）（抄）

(基金の目的)

第106条 厚生年金基金（以下「基金」という。）は、加入員の老齢について給付を行ない、もつて加入員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(組織)

第107条 基金は、適用事業所の事業主及びその適用事業所に使用される被保険者をもつて組織する。

(法人格)

第108条 基金は、法人とする。

2 (略)

(設立)

第110条 1又は2以上の適用事業所について常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主は、当該1又は2以上の適用事業所について、基金を設立することができる。

2 (略)

第111条 適用事業所の事業主は、基金を設立しようとするときは、基金を設立しようとする適用事業所に使用される被保険者の2分の1以上の同意を得て、規約をつくり、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2・3 (略)

(規約)

第115条 基金は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称



- 二 事務所の所在地
- 三 基金の設立に係る適用事業所の名称及び所在地（船舶の場合にあつては、船舶所有者の名称及び所在地）
- 四 代議員及び代議員会に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 加入員に関する事項
- 七 標準給与に関する事項
- 八 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項
- 九 年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する契約に関する事項
- 十 掛金及びその負担区分に関する事項
- 十一 事業年度その他財務に関する事項
- 十二 解散及び清算に関する事項
- 十三 業務の委託に関する事項
- 十四 公告に関する事項
- 十五 その他組織及び業務に関する重要事項

2～4 （略）

（報告の徴収等）

第 178 条 厚生労働大臣は、基金又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 （略）

（基金等に対する監督）

第 179 条 厚生労働大臣は、第 178 条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しくは厚生労働大臣の処分違反していると認めるとき、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会の役員がその事業の管理若しくは執行を明らかに怠つてしていると認めるときは、期間を定めて、基金若しくは連合会又はその役員に対し、その事業の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、基金又は連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金又は連合会に対し、その規約の変更を命ずることができる。

3～6 （略）

（注） 下線は当省が付した。

表 1-14 国民年金基金制度の関連規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抄）

（国民年金制度の目的）

第 1 条 国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健

全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

(基金の給付)

第 115 条 国民年金基金（以下「基金」という。）は、第 1 条の目的を達成するため、加入員の老齢に関して必要な給付を行なうものとする。

(種類)

第 115 条の 2 基金は、地域型国民年金基金（以下「地域型基金」という。）及び職能型国民年金基金（以下「職能型基金」という。）とする。

(組織)

第 116 条 地域型基金は、第 1 号被保険者（第 89 条、第 90 条第 1 項又は第 90 条の 3 第 1 項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者、第 90 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び農業者年金の被保険者を除く。次項及び第 127 条第 1 項において同じ。）であつて、基金の地区内に住所を有する者をもつて組織する。

2 職能型基金は、第 1 号被保険者であつて、基金の地区内において同種の事業又は業務に従事する者をもつて組織する。

3 (略)

(法人格)

第 117 条 基金は、法人とする。

2 (略)

(地区)

第 118 条の 2 基金の地区は、地域型基金にあつては、一の都道府県の区域の全部とし、職能型基金にあつては、全国とする。

2 地域型基金は、都道府県につき一個とし、職能型基金は、同種の事業又は業務につき全国を通じて一個とする。

(設立委員等)

第 119 条 (略)

2・3 (略)

4 地域型基金は、1,000 人以上の加入員がなければ設立することができない。

5 職能型基金は、3,000 人以上の加入員がなければ設立することができない。

(設立の認可)

第 119 条の 3 設立委員等は、創立総会の終了後遅滞なく、規約その他必要な事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(規約)

第 120 条 基金は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 地区

四 代議員及び代議員会に関する事項

五 役員に関する事項

- 六 加入員に関する事項
- 七 年金及び一時金に関する事項
- 八 掛金に関する事項
- 九 資産の管理その他財務に関する事項
- 十 解散及び清算に関する事項
- 十一 業務の委託に関する事項
- 十二 公告に関する事項
- 十三 その他組織及び業務に関する重要事項

2 (略)

3 前2項の規約の変更(政令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 (略)

(報告の徴収等)

第141条 厚生労働大臣は、基金若しくは連合会又は解散した基金若しくは連合会について、必要があると認めるときは、その事業若しくはその清算事務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして当該基金若しくは連合会若しくは解散した基金若しくは連合会の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2～3 (略)

(基金等に対する監督)

第142条 厚生労働大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行若しくは解散した基金若しくは連合会の清算事務(以下「基金等の事業の執行」という。)が法令、規約若しくは厚生労働大臣の処分違反していると認めるとき、基金等の事業の執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会の役員若しくは解散した基金若しくは連合会の清算人が基金等の事業の執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、基金若しくは連合会若しくはこれらの役員又は解散した基金若しくは連合会若しくはこれらの清算人に対し、基金等の事業の執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、基金又は連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金又は連合会に対し、その規約の変更を命ずることができる。

3～5 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表1-15 確定給付企業年金制度における企業年金基金の関連規定

○ 確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高

齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「確定給付企業年金」とは、厚生年金適用事業所の事業主が、単独で又は共同して、次章から第11章までの規定に基づいて実施する年金制度をいう。

2・3 (略)

4 この法律において「企業年金基金」とは、前条の目的を達成するため、確定給付企業年金の加入者（以下「加入者」という。）に必要な給付を行うことを目的として、次章の規定に基づき設立された社団をいう。

(確定給付企業年金の実施)

第3条 厚生年金適用事業所の事業主は、確定給付企業年金を実施しようとするときは、確定給付企業年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、確定給付企業年金に係る規約（以下「規約」という。）を作成し、次の各号のいずれかに掲げる手続を執らなければならない。

- 一 当該規約について厚生労働大臣の承認を受けること。
- 二 企業年金基金（以下「基金」という。）の設立について厚生労働大臣の認可を受けること。

2・3 (略)

(規約で定める事項)

第4条 前条第1項第1号の規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 (略)
- 二 実施事業所の名称及び所在地（厚生年金保険法第6条第1項第3号に規定する船舶（以下「船舶」という。）の場合にあっては、同号に規定する船舶所有者の名称及び所在地）
- 三 (略)
- 四 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が加入者となることについて一定の資格を定める場合にあっては、当該資格に関する事項
- 五 確定給付企業年金の給付（以下「給付」という。）の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法（給付のうち年金として支給されるもの（以下「年金給付」という。）の支給期間及び支払期月に関する事項を含む。）に関する事項
- 六 掛金の拠出に関する事項（加入者が掛金を負担する場合にあっては、当該負担に関する事項を含む。）
- 七 事業年度その他財務に関する事項

八・九 (略)

(組織)

第8条 基金は、実施事業所の事業主及びその実施事業所に使用される加入者の資格を取得した者をもって組織する。

(法人格)

第9条 基金は、法人とする。

2 (略)

(基金の規約で定める事項)

第11条 第3条第1項第2号の基金の設立の認可を受けようとするときは、規約において、第4条第2号及び第4号から第7号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 代議員及び代議員会に関する事項

四 役員に関する事項

五 解散及び清算に関する事項

六 公告に関する事項

七 その他政令で定める事項

(基金の規約の変更等)

第16条 基金は、規約の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2・3 (略)

(報告の徴収等)

第101条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業主等に対し、確定給付企業年金の実施状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして事業主等の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 (略)

(事業主等に対する監督)

第102条 厚生労働大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、事業主等の確定給付企業年金に係る事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認めるとき、事業主等の事業の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は事業主若しくは基金の役員がその事業の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、事業主又は基金若しくはその役員に対し、その事業の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、規約型企業年金又は基金の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該規約型企業年金に係る事業主又は基金に対し、その規約の変更を命ずることができる。

3～6 (略)

(厚生年金基金から基金への移行)

第112条 厚生年金基金は、第3条第1項第2号の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けて、基金となることができる。

2 前項の認可を受けようとするときは、厚生年金基金は、基金の規約を作り、その他基金の設立に必要な行為(第3条第1項第2号の規定による認可の申請を除く。)をしなければならない

ない。

3～7 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-16 広域臨海環境整備センター制度の関連規定

○ 広域臨海環境整備センター法（昭和 56 年法律第 76 号）（抄）

(目的)

第 1 条 広域臨海環境整備センターは、廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため、環境の保全に留意しつつ港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。

(法人格)

第 3 条 広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）は、法人とする。

(定款記載事項)

第 6 条 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 広域処理対象区域及び広域処理場整備対象港湾
- 四 事務所の所在地
- 五 資本金、出資及び資産に関する事項
- 六 管理委員会の委員の定数、任期、選任、解任その他の管理委員会に関する事項
- 七 役員の定数、任期、選任、解任その他の役員に関する事項
- 八 業務及びその執行に関する事項
- 九 財務及び会計に関する事項
- 十 定款の変更に関する事項
- 十一 解散に関する事項
- 十二 公告の方法

2 センターの定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(設立の認可)

第 10 条 發起人は、前条第 2 項の規定による募集が終わつたときは、定款等を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(基本計画)

第 20 条 (略)

2 (略)

3 センターは、基本計画を作成し、又はこれを変更しようとするとき（主務省令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。第七項において同じ。）は、主務大臣の認可を受けなければならない。

4～7 (略)

(報告及び検査)

第33条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対しその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(監督命令)

第34条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(主務大臣等)

第36条 この法律において、主務大臣は環境大臣及び国土交通大臣とし、主務省令は主務大臣の発する命令とする。

(注) 下線は当省が付した。

表1-17 行政手続法における審査基準等に関する規定

○ **行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）**

第1章 総則

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する法人に対する処分であつて、当該法人の監督に関する法律の特別の規定に基づいてされるもの（当該法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又は当該法人の役員若しくは当該法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分を除く。）については、次章及び第3章の規定は、適用しない。

一 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人

二 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、その行う業務が国又は地方公共団体の行政運営と密接な関連を有するものとして政令で定める法人

3・4 (略)

第2章 申請に対する処分

(審査基準)

第5条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

○ **行政手続法施行令（平成6年政令第265号）（抄）**

(申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人)

第1条 行政手続法（以下「法」という。）第4条第2項第2号の政令で定める法人は、(中略)、

健康保険組合、(中略)、広域臨海環境整備センター、厚生年金基金、(中略)、国民年金基金、(中略)とする。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-18 学校法人における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定

○ **私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）（抄）**

(役員)

第 35 条 学校法人には、役員として、理事 5 人以上及び監事 2 人以上を置かなければならない。

2 (略)

(理事会)

第 36 条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3～5 (略)

6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員職務)

第 37 条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一 学校法人の業務を監査すること。

二 学校法人の財産の状況を監査すること。

三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 47 条 学校法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第 37 条第 3 項第 3 号の監査報告書(第 66 条第 4 号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第 66 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、



20万円以下の過料に処する。

一～三 (略)

四 第47条第2項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

五～八 (略)

#### ○ 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）（抄）

（書類の作成等）

第14条 第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第1項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

（注） 下線は当省が付した。

表1-19 医療法人における役員の数や財務諸表等の備置き等に関する規定

#### ○ 医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

第46条の2 医療法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、1人又は2人の理事を置くをもつて足りる。

2～3 (略)

第46条の4 理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。

2 (略)

3 医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。

4～6 (略)

7 監事の職務は、次のとおりとする。

一 医療法人の業務を監査すること。

二 医療法人の財産の状況を監査すること。

三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。

四 第1号又は第2号の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告すること。

五 社団たる医療法人の監事にあつては、前号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

六 財団たる医療法人の監事にあつては、第四号の報告をするために必要があるときは、理

事長に対して評議員会の招集を請求すること。

七 医療法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

第 51 条の 2 医療法人（社会医療法人を除く。）は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一 事業報告書等

二 第 46 条の 4 第 7 項第 3 号の監査報告書（以下「監事の監査報告書」という。）

三 定款又は寄附行為

2 （略）

第 52 条 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後 3 月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。

一 事業報告書等

二 監事の監査報告書

三 第五十一条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書

2 （略）

第 76 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを 20 万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一・二 （略）

三 第 50 条第 3 項又は第 52 条第 1 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第 51 条の 2 の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのに同条の規定による閲覧を拒んだとき。

五～十 （略）

(注) 下線は当省が付した。

表 1-20 社会福祉法人における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定

○ **社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）**

（役員の定数、任期、選任及び欠格）

第 36 条 社会福祉法人には、役員として、理事 3 人以上及び監事 1 人以上を置かなければならない。

2～4 （略）

（理事の代表権）

第 38 条 理事は、すべて社会福祉法人の業務について、社会福祉法人を代表する。ただし、定款をもつて、その代表権を制限することができる。

（業務の決定）

第 39 条 社会福祉法人の業務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数をもつて決する。

（監事の職務）

第 40 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 社会福祉法人の財産の状況を監査すること。
- 三 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会（評議員会のないときは、所轄庁）に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(会計)

第 44 条 (略)

2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならない。

3 (略)

4 社会福祉法人は、第 2 項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(所轄庁への届出)

第 59 条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を、所轄庁に届け出なければならない。

2 (略)

第 133 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、社会福祉法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処する。

一～三 (略)

四 第 44 条第 4 項の規定による同条第 2 項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

五・六 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-21 健康保険組合における役員の数や財務諸表等の備置き等に関する規定

○ **健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（抄）**

(役員)

第 21 条 健康保険組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は設立事業所の事業主の選定した組合会議員において、他の半数は被保険者である組合員の互選した組合会議員において、それぞれ互選する。

3 (略)

4 監事は、組合会において、設立事業所の事業主の選定した組合会議員及び被保険者である組合員の互選した組合会議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

(役員職務)

- 第 22 条 理事長は、健康保険組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 2 健康保険組合の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。
- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、健康保険組合の業務を執行することができる。
- 4 監事は、健康保険組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。

○ **健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）（抄）**

(報告書の提出)

- 第 24 条 健康保険組合は、毎年度終了後 6 月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 健康保険組合は、前項の書類を健康保険組合の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。
- 3 組合員及び組合員であった者は、健康保険組合に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、健康保険組合は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-22 厚生年金基金における役員の数や財務諸表等の備置き等に関する規定

○ **厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）（抄）**

(役員)

- 第 119 条 基金に、役員として理事及び監事を置く。
- 2 理事の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所の事業主において選定した代議員において、他の半数は、加入員において互選した代議員において、それぞれ互選する。
- 3 (略)
- 4 監事は、代議員会において、設立事業所の事業主において選定した代議員及び加入員において互選した代議員のうちから、それぞれ 1 人を選挙する。
- 5～7 (略)

(役員職務)

- 第 120 条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、設立事業所の事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。
- 2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。
- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。

- 4 監事は、基金の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

**○ 厚生年金基金令（昭和 41 年政令第 324 号）**

（決算）

第 39 条 基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後 6 月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見をつけて、代議員会に提出し、その議決を得た後厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 基金は、前項の書類を基金の主たる事務所に備えつけて置かなければならない。
- 3 加入員及び加入員であった者は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

（注） 下線は当省が付した。

表 1-23 国民年金基金における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定

**○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抄）**

（役員）

第 124 条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2～4 （略）

5 監事は、代議員会において、学識経験を有する者及び代議員のうちから、それぞれ 1 人を選挙する。

6～9 （略）

（役員職務）

第 125 条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、年金及び一時金に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。

4 監事は、基金の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

**○ 国民年金基金令（平成 2 年政令第 304 号）（抄）**

（決算）

第 28 条 基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後 6 月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見を付けて、代議員会に提出し、その議決を得た後厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 基金は、前項の書類を基金の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。
- 3 加入員及び加入員であった者は、基金に対し、第1項の書類の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(注) 下線は当省が付した。

表1-24 企業年金基金における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定

○ **確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）（抄）**

（役員）

第21条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

- 2 理事の定数は、偶数とし、その半数は事業主において選定した代議員において、他の半数は加入者において互選した代議員において、それぞれ互選する。
- 3 （略）
- 4 監事は、代議員会において、事業主において選定した代議員及び加入者において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。
- 5 （略）

（役員の職務）

第22条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。
- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。
- 4 監事は、基金の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

（報告書の提出）

第100条 事業主等は、毎事業年度終了後4月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 事業主等は、前項の書類を確定給付企業年金の実施事業所又は基金の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。
- 3 加入者等は、事業主等に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、事業主等は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(注) 下線は当省が付した。

表1-25 広域臨海環境整備センターにおける役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定

○ **広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）（抄）**

（役員の職務及び権限等）

第18条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、センターを代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、センターの業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、委員会又は主務大臣に意見を提出することができる。

6・7 (略)

(財務諸表等)

第24条 センターは、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、当該事業年度終了後三月以内に主務大臣並びにセンターに出資した地方公共団体及び港湾管理者に提出しなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表等を提出するときは、これに、財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

## 2 調査の視点

調査の視点	説明図表番号
<p>「1 今回調査対象とした設立認可法人の概要」において述べたように、今回調査対象とした8類型の設立認可法人は、その業務の性格や財務面での国との関係性から、一般的な株式会社等の形態の民間法人以上に健全かつ安定的で透明性の高い運営を確立することが強く求められる。また、当該法人においてこのような運営が確立されるためには、当該法人の自主性及び自律性を尊重しつつ、所轄庁による適切な指導監督のほか、当該法人におけるガバナンスやディスクロージャーの仕組みを有効に機能させることが重要である。</p> <p>以上を踏まえ、この行政評価・監視においては、これら8類型の設立認可法人について、その運営の健全性、安定性及び透明性を確保する観点から行われる所轄庁による指導監督のうち、設立等の認可の審査や、組織及び業務の運営並びに財務に対する指導監督の実施状況等を調査し、当該法人に置かれる機関としての役員（理事及び監事）との関わりも視野に入れつつ、これら所轄庁による指導監督が適正かつ効果的に行われているか等を検証した。</p> <p>より具体的な調査の視点は、以下のとおりである。</p> <p><b>(1) 設立認可法人の設立の認可等に係る審査基準の設定状況等</b></p> <p>設立認可法人に対する指導監督のうち、設立の認可や定款、寄附行為又は規約の変更の認可は、当該法人の存立にも関わる行政の基本的な関与である。また、これらの認可に係る審査基準や標準処理期間等が設定・公表され、所轄庁における審査が審査基準等に従って適正に行われることが、設立認可法人に係る行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る上で重要である。</p> <p>そこで、今回調査対象とした8類型の設立認可法人のうち、行政手続法における「申請に対する処分」に係る規定が適用されない健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金及び広域臨海環境整備センターの4類型の法人を除いた、学校法人、医療法人、社会福祉法人及び企業年金基金の4類型の法人に係る設立の認可及び定款、寄附行為又は規約の変更の認可について、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 審査基準や標準処理期間等は設定・公表されているか、</li> <li>② 審査基準等の内容は関係法令の定め等に照らし合理的なものとなっているか、</li> <li>③ 所轄庁における審査は審査基準等に従って適正に行われているか、</li> <li>④ 当該審査において、申請者にとって過度の負担となるような指導が行われていないか</li> </ol> <p>等の視点から調査した（「3 社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等の見直し」参照）。</p>	



**(2) 設立認可法人における財務諸表等の所轄庁への届出及び各事務所への備置き状況**

設立認可法人において健全かつ安定的で透明性の高い運営が確立されるためには、その財務の状況に関する情報が適時かつ適切に開示されることが重要である。加えて、所轄庁において、設立認可法人の自主性及び自律性を尊重しつつ、当該法人の財務に対する適切な指導監督が行われることもまた重要である。

そこで、今回調査対象とした8類型の設立認可法人のうち、学校法人、医療法人及び社会福祉法人の3類型の法人<sup>(注)</sup>に係る財務諸表等の所轄庁への届出及び各事務所への備置き状況について、

- ① 設立認可法人は、財務諸表等の各事務所への備置きを関係法令の定めに従って適時かつ適切に行っているか（理事は当該備置きに関し職務を適正に執行しているか）、
- ② 設立認可法人は、財務諸表等の所轄庁への届出を関係法令に基づき適正に行っているか、
- ③ 所轄庁は、設立認可法人から届出のあった財務諸表等を当該法人の財務に対する指導監督に活用しているか

等の視点から調査した（「4 医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底」参照）。

（注） 学校法人、医療法人及び社会福祉法人については、その根拠法において、財務諸表等の備置きを怠った当該法人の理事は20万円以下の過料に処する旨の罰則が設けられている。このことを踏まえ、当該法人に置かれる機関としての理事の重要性に鑑み、今回、特にこれら3類型の法人を対象として、財務諸表等の各事務所への備置き等の状況を調査したものである。

**(3) 設立認可法人の監事による監査の実施状況及び所轄庁による指導監督との連携状況**

今回調査対象とした8類型の設立認可法人に置かれる役員のうち、特に監事については、当該法人の運営の健全性、安定性及び透明性の確保を図る上で取り分け重要な存在である。すなわち、監事は、当該法人の根拠法の定めるところにより、当該法人の業務及び財産の状況の監査、理事等に対する意見陳述等の職務を通じて、当該法人におけるガバナンスの発揮に重要な役割を担っている。このようなことから、監事と所轄庁とがよく連携し、当該法人の運営に関する情報等を共有することは、まず双方の職務の遂行にとってそれぞれ有益であると思われる。加えて、このような連携を通じて、監事による監査と所轄庁による指導監督とのいわば「相乗効果」も期待できるものと考えられる。

このような問題意識に立って、今回、これら8類型の設立認可法人における監事による監査の実施状況及び所轄庁による指導監督との連携状況等について調査した（「5 設立認可法人の監事と所轄庁との連携の強化」参照）。

### 3 社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等の見直し

勸告	説明図表番号
<p>今回、行政手続法第5条第1項の規定に基づき審査基準を定めるものとされている学校法人、医療法人、社会福祉法人及び企業年金基金の4類型の法人に係る設立の認可及び定款、寄附行為又は規約の変更の認可について審査基準の設定状況等を調査した結果、いずれの所轄庁においても、審査基準が定められ、公にされていた。しかし、次のとおり、社会福祉法人の設立の認可の審査基準等における役員の数について、社会福祉法の規定とは異なる定数が定められている状況がみられた。</p>	
<p>社会福祉法人の理事及び監事の数、社会福祉法第36条第1項において、それぞれ3人以上及び1人以上と定められている。</p>	表3-1
<p>一方、厚生労働省が定めた「社会福祉法人審査基準」<sup>(注1)</sup>及び「社会福祉法人定款準則」<sup>(注2)</sup>では、理事の定数は6人以上、監事の数2人以上となっている。これについて、厚生労働省では、</p>	
<p>① この定数は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第1項後段の規定に基づき社会福祉法人に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置に係る国税庁長官の承認を受けるための要件に合わせてある、</p> <p>② また、この定数は、社会福祉法人のガバナンスを確保するためにも必要である</p> <p>としている。</p>	表3-2
<p>今回、7地方厚生局及び15都道府県における社会福祉法人の設立の認可の審査状況について調査したところ、全ての地方厚生局及び都道府県において、理事の定数については6人以上、監事の数については2人以上とすることを申請者に求めていた。しかし、所轄庁の担当者からは、役員数を充足するための新任役員を選任が困難、役員数の理事会への出席を確保することや出席率の低い役員扱いなどの課題の発生、役員数とガバナンスの効果との因果関係が不明であることなどを指摘する意見が聴かれた。</p>	表3-3
<p>社会福祉法人の運営における理事及び監事の役割の重要性に鑑みれば、当該法人のガバナンスを確保するために必要と考える役員数の確保を指導することはある程度理解できる。その一方で、比較的規模の小さい社会福祉法人に対し必要以上の負担を掛けるおそれもあり、また現に所轄庁の担当者からも上記のような意見が出されている。このような中で、社会福祉法第36条第1項で定める役員数の下限に上乗せする基準を社会福祉法人の設立の認可に当たり一律に適用することについて、「社会福祉法人のガバナンスの確保」をその理由に挙げるのみでは、その必要性や合理性に関する考え方の整理等が必ずしも十分になされているとはいえないと考えられる。</p>	
<p>なお、学校法人についても同様の非課税措置が設けられ、かつ、私立学校法に定める定数を上回る数の理事を置くことが当該措置を受けるための要件</p>	

となっているが、大臣所管法人の設立の認可に係る審査基準においては、私立学校法に定める定数を上回る数の理事を置くこととはしていない。

(注1) 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)の別紙1

(注2) 上記連名通知の別紙2

**【所見】**

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等において定められている役員の定数について、現行のものを、必要性、合理性の観点から改めて検討し、整理した考え方を示すなどの措置を講ずる必要がある。

表3-1 社会福祉法人の役員の定数に関する規定

○ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（役員の定数、任期、選任及び欠格）

第36条 社会福祉法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならない。

2～4 （略）

（理事の代表権）

第38条 理事は、すべて社会福祉法人の業務について、社会福祉法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

（業務の決定）

第39条 社会福祉法人の業務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数をもって決する。

（監事の職務）

第40条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 社会福祉法人の財産の状況を監査すること。
- 三 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会（評議員会のないときは、所轄庁）に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（監事の兼職禁止）

第41条 監事は、理事、評議員又は社会福祉法人の職員を兼ねてはならない。

○ 社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号）（抄）

別紙1 社会福祉法人審査基準

第3 法人の組織運営

2 理事

(1)・(2) （略）

(3) 理事の定数は6人以上とすること。

(4)～(8) （略）

3 監事

(1) （略）

(2) 監事は、法人の財産状況等の監査を行うものであることから、うち1人は法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。また、監事が監査を行った場合には、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、法人において保存すること。

(3) 監事のうち1人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。

(4)・(5) (略)

#### 別紙2 社会福祉法人定款準則

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名

(2) 監事 ○○名

2～4 (略)

(備考)

(1) 理事の定数は、6名以上とすること。

(2) 監事の定数は、2名以上とすること。

(中略)

(注) 下線は当省が付した。

#### 表3-2 社会福祉法人に財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税措置制度

##### ○ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)(抄)

(国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第40条 国又は地方公共団体に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合には、所得税法第59条第1項第1号の規定の適用については、当該財産の贈与又は遺贈がなかつたものとみなす。公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人(法人税法別表第2に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第2条第9号の2イに掲げるものをいう。)その他の公益を目的とする事業(以下この項から第3項まで及び第5項において「公益目的事業」という。)を行う法人(外国法人に該当するものを除く。以下この条において「公益法人等」という。)に対する財産(国外にある土地その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)の贈与又は遺贈(当該公益法人等を設立するためにする財産の提供を含む。以下この条において同じ。)で、当該贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること、当該贈与又は遺贈に係る財産(当該財産につき第33条第1項に規定する収用等があつたことその他の政令で定める理由により当該財産の譲渡をした場合において、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した当該財産に代わるべき資産として政令で定めるものを取得したときは、当該資産(次項及び第3項において「代替資産」という。))が、当該贈与又は遺贈があつた日から2年を経過する日までの期間(当該期間内に当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として政令で定める事情があるときは、政令で定める期間。次項において同じ。)内に、当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであることその他の政令で定める要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについても、また同様とする。

2～16 (略)

##### ○ 租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けようとする場合における社会福祉

**法人定款準則について（法令解釈通達）（平成 22 年 9 月 22 日付け課資 4－171 国税庁長官）**

**（抄）**

標題のことについては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から別紙 2 のとおり照会があり、これに対して別紙 1 のとおり国税庁長官名で回答したから、今後はこれによらねたい。

（中略）

**別紙 1**

租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けようとする場合における社会福祉法人定款準則について（平成 22 年 9 月 21 日付雇児発 0921 第 1 号照会に対する回答）（平成 22 年 9 月 22 日付け課資 4－170 国税庁長官）

標題のことについては、貴見のとおりで差し支えありません。

なお、これにより、社会福祉法人の適正運営が損なわれるようなことがあった場合、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用が受けられない場合があることをご承知置き願います。

**別紙 2**

租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けようとする場合における社会福祉法人定款準則について（照会）（平成 22 年 9 月 21 日付け雇児発 0921 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）

（中略）

つきましては、社会福祉法人に対する財産の贈与又は遺贈（その法人を設立するための財産の提供を含む。）があった場合における譲渡所得等について、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けようとする場合において、別添社会福祉法人定款準則は、同法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 25 条の 17 第 6 項第 1 号の要件を満たすものであると理解しておりますが、これについて貴庁の見解を承知したいので照会します。

なお、これにより、社会福祉法人の適正運営が損なわれることがないよう、引き続き、社会福祉法人の指導監査に万全を期してまいる所存ですので、よろしくお取り計らい願います。

**別添**

社会福祉法人定款準則

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

（1） 理事 ○○名

（2） 監事 ○○名

2～4 （略）

（備考）

（1） 理事の定数は、6 名以上とすること。

（2） 監事の定数は、2 名以上とすること。

（中略）

表3-3 社会福祉法人の審査基準で定められた役員数に対する所轄庁の意見

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 新任役員を選任が困難</li><li>○ 理事会への出席要請の負担及び理事会を欠席する役員の出現の危惧</li><li>○ 役員数とガバナンスの効果との因果関係が不明</li></ul>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 今回調査した設立認可法人からも、上記の各意見と同様の意見が聴かれた。

#### 4 医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底

勸告	説明図表番号
<p>今回、学校法人、医療法人及び社会福祉法人の3種類の法人について、平成23年度における財務諸表等の所轄庁への届出及び各事務所への備置きの状況を調査した結果、医療法人及び社会福祉法人に関し次のような状況がみられた。</p>	表4-1-1~6
<p><b>(1) 医療法人</b></p> <p>今回、6地方厚生(支)局に対し、所管する医療法人の中から10法人を任意に抽出するよう依頼し、抽出された合計60法人について平成23年度における財務諸表等の各地方厚生(支)局への届出の状況を当省で調査した結果、事業報告書に予算総会又は決算総会の開催日の記載のないものが7法人、財産目録と貸借対照表とで価額が一致していないものが1法人等みられた。ちなみに、1地方厚生(支)局のデータによれば、所管する599法人(平成24年度末現在)のうち、財務諸表等の届出のないものが37法人みられた。</p>	表4-(1)-1~3
<p>また、医療法人の各事務所における財務諸表等の備置きについては、今回調査できた27法人中20法人で実施されていなかった。一方、厚生労働省本省及び地方厚生(支)局は、医療法人における財務諸表等の備置きの状況を把握していなかった。</p>	表4-(1)-4~6
<p><b>(2) 社会福祉法人</b></p> <p>今回、6地方厚生局及び14都道府県に対し、所管する社会福祉法人の中から10法人を任意に抽出するよう依頼し、抽出された合計200法人(大臣所管法人60、知事所管法人140)について平成23年度における財務諸表等の所轄庁への届出の状況を当省で調査した結果、所轄庁への届出期限(毎会計年度終了後3月以内)を超過しているものが14法人(全て知事所管法人)、必要な書類が届け出られていないものが47法人(大臣所管法人24、知事所管法人23)、現況報告書に理事会の開催日の記載のないものが5法人(大臣所管法人1、知事所管法人4)みられた。ちなみに、6地方厚生局及び14都道府県のデータによれば、これら所轄庁が所管する全3,378法人のうち、当該届出が行われていないものが17法人あった。</p>	表4-(2)-1~4
<p>また、社会福祉法人の各事務所における財務諸表等の備置きについては、今回調査できた45法人中8法人で実施されておらず、備置きが実施されている法人の中にも、必要な書類の一部が備え置かれていないなどの状況が10法人でみられた。一方、3地方厚生局及び5都道府県では、社会福祉法人における財務諸表等の備置きの状況を把握していなかった。</p>	表4-(2)-5~7



**【所見】**

したがって、厚生労働省は、医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出やディスクロージャーの徹底による健全かつ安定的で透明性の高い運営の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 医療法人及び社会福祉法人に対し、財務諸表等の届出について、届出期限、添付書類及び届出書類の記載事項に関し関係法令等を遵守して行うよう、所轄庁を通じて改めて指導すること。また、所轄庁に対し、届出内容の点検を的確に行うよう指導すること。
- ② 医療法人及び社会福祉法人に対し、関係法令に定めるディスクロージャーを徹底するよう、所轄庁を通じて改めて指導すること。

表 4 - 1 所轄庁に対する学校法人の財務諸表等の届出等に関する規定

○ **私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）（抄）**

（私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助）

第 4 条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

2 （略）

（学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助）

第 9 条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

（書類の作成等）

第 14 条 第 4 条第 1 項又は第 9 条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第 1 項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

○ **学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）（抄）**

（計算書類）

第 4 条 学校法人が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。

- 一 資金収支計算書及びこれに附属する次に掲げる内訳表
  - イ 資金収支内訳表
  - ロ 人件費支出内訳表
- 二 消費収支計算書及びこれに附属する消費収支内訳表
- 三 貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表
  - イ 固定資産明細表
  - ロ 借入金明細表
  - ハ 基本金明細表

○ **「私立学校振興助成法等の施行について」（昭和 51 年文管振第 153 号）（抄）**

第 3 私立学校振興助成法施行に当たり留意すべき事項

- 一 前記第 2 の 6 の私立学校振興助成法第 14 条に規定する財務計算に関する書類及び収支予算書の所轄庁への届出期限は、文部大臣所轄の学校法人にあつては、毎年度、財務計算に関する書類については当該年度の翌年度の 6 月 30 日までとし、収支予算書については当該年度の 6 月 30 日までとすること。なお、知事所轄の学校法人にあつては、所轄庁の定めるところ

によること。

二・三 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 4-2 学校法人の財務諸表等の届出の遵守状況

○ 届出期限の遵守状況

所轄庁	調査法人数	届出期限超過法人数	超過日数
大臣所管法人	10	1	3日
知事所管法人	70 (／140) (注4)	2	6日 10日
合計	80	3	—

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 所轄庁に届け出られていた平成23年度の学校法人の財務諸表等の中から任意に各10法人の抽出を依頼し、調査したものである。  
3 所轄庁での財務諸表等の書類の受付日を届出日として集計している。  
4 知事所管法人の調査法人数「70 (／140)」は、抽出した140法人のうち、書類上、届出日が確認できた70法人を対象としたことを指す。

○ 財務諸表等の届出状況

届出書類	届出を要する書類に不足があった法人数	
	大臣所管法人 (10)	知事所管法人 (140)
資金収支計算書	0	0
資金収支内訳書	0	0
人件費支出内訳表	0	0
消費収支計算書	0	0
消費収支内訳表	0	0
貸借対照表	0	0
固定資産明細表	0	0
借入金明細表	0	0
基本金明細表	0	0
収支予算書	0	2
監査報告書	0	0

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 当省が調査した所轄庁に届け出られていた平成23年度の学校法人の財務諸表等の中から任意に各10法人の抽出を依頼し、合計150法人分を調査したものである。  
3 「大臣所管法人」及び「知事所管法人」の後の( )内は、今回の調査で書類の届出状況について確認を行った法人数である。

表 4 - 3 学校法人の財務諸表等の備置き及び閲覧に関する規定

<p>○ <b>私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）（抄）</b>          （財産目録等の備付け及び閲覧）</p> <p>第 47 条 <u>学校法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。</u></p> <p>2 <u>学校法人は、前項の書類及び第 37 条第 3 項第 3 号の監査報告書（第 66 条第 4 号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>第 66 条 <u>次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処する。</u></p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>第 47 条第 2 項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。</u></p> <p>五～八 （略）</p>
--

（注） 下線は当省が付した。

表 4 - 4 学校法人の財務諸表等の閲覧及びその対象者に関する通知

<p>○ <b>「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」（平成 16 年 7 月 23 日付け 16 文科高第 304 号文部科学省高等教育局私学部長通知）（抄）</b></p> <p>1. 財務情報の公開について</p> <p>（1）閲覧に供することが義務付けられる書類の様式参考例等について</p> <p>ア 今回の法改正により、閲覧に供することが義務付けられる書類は、次のとおりであること。</p> <p>①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書、④事業報告書、⑤監事による監査報告書</p> <p>イ 収支計算書は、基本的に資金収支計算書及び消費収支計算書がこれに該当するものであること。</p> <p>なお、複数の学校を設置している場合等、必要に応じ、学校ごとの内訳を示すなど積極的な取組が望まれること。</p> <p>ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書については、別添 1～3 のとおり様式参考例を定めたので、各学校法人におかれては、これらを参考とされたいこと。</p> <p>なお、学校法人会計基準（昭和 46 年 4 月 1 日文部省令第 18 号）に従い貸借対照表及び収支計算書を作成している学校法人にあっては、これらを閲覧に供すれば足りること。ただし、この場合は、同会計基準による様式は補助金交付の観点からの表示区分となっているものである旨を注記等により示すことが適当であること。</p> <p>エ 法第 26 条第 3 項に規定する収益事業に係る財務書類についても、閲覧の対象となるものであること。これらの財務書類については、その事業に応じて適宜作成されたいこと。</p> <p>オ 今回、新たに事業報告書の作成を義務付けたのは、財務書類だけでは、専門家以外の者に容易に理解できない場合が多いと考えられることから、財務書類の背景となる学校</p>
--

法人の事業方針やその内容を分かりやすく説明し、理解を得るためであること。

事業報告書については、法人の概要、事業の概要及び財務の概要に区分し作成することが適当であり、別添4のとおり記載する事項の例示を記載例として定めたので、各学校法人におかれては、これを参考としつつ適宜作成されたいこと。

カ 監事による監査報告書の内容については、各学校法人の規模や実情等に応じ各監事において適切に判断し作成されたいこと。

キ・ク (略)

## (2) 閲覧の対象者等について

ア 法第47条の規定による閲覧の対象者は、「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人」であること。

ここにいう「利害関係人」とは、在学者のほか、学校法人との間で法律上の権利義務関係を有する者を指すものであり、具体的には、例えば、

- ① 当該学校法人の設置する私立学校に在学する学生生徒やその保護者
- ② 当該学校法人と雇用契約にある者
- ③ 当該学校法人に対する債権者、抵当権者

等がこれに該当すること。

したがって、例えば、当該学校法人の設置する私立学校の近隣に居住する者ということのみでは、利害関係人には該当しないこと。

また、当該学校法人の設置する私立学校に入学を希望する者については、当該学校法人において、入学する意思が明確に確認できると判断した場合等には、利害関係人に該当すると考えられること。

なお、これら法律による閲覧請求権が認められる者以外の者に対しても、各学校法人の判断により、積極的な情報公開の観点から、柔軟に対応することが望ましいこと。

(以下略)

表4-5 学校法人における財務諸表等の備置きの状況

(単位：法人)

区分	大臣所管法人 (16)	知事所管法人 (15)
閲覧に供する財務諸表等を備えて置いている	14	15
閲覧に供する財務諸表等を備えて置いていない	2	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「大臣所管法人」及び「知事所管法人」の後の( )内は、今回の調査で備置きの状況について確認を行った法人数である。

表4-6 都道府県による学校法人の財務諸表等の備置きの確認状況

**○ 所轄庁による財務諸表等の備置きの確認状況**

(単位：機関)

区分	文部科学省	都道府県 (14)
備置きの状況を把握している	1	12
備置きの状況を把握していない	—	2

(注) 1 当省の調査結果による。  
 2 所轄庁が所管法人に実地調査に入った際の備置きの確認状況について整理した。  
 3 「都道府県」の後の( )内は、今回の調査を行った都道府県数である。

**(参考) 財務諸表等の備置きや保存に不備がある理由**

ある県では、私立学校検査実施要綱を定め、学校法人等及び私立学校に係る業務及び会計の状況等について検査し、必要な指導助言又は指摘を行い、もって私立学校の健全な発達に資することを目的として、年度ごとに年間検査計画を定めて学校法人に係る実地調査を行っている。

同県が平成23年度に調査を行った結果、財務諸表等の備置きや保存に不備がある法人が見つかっており、その不備の理由として同県が把握しているものは次のとおりである。

- 財務諸表等を備えて置く義務を知らない、又は忘れている。特に事業報告書については、作成義務があることを知らない。
- 財務諸表等の書類等について、税理士等に任せきりにしており、法人側で意識して管理していない。
- 財務諸表等の閲覧の請求を受けてから、作成すればよいものと勘違いしている。

(注) 当省の調査結果等による。

表4-(1)-1 所轄庁に対する医療法人の財務諸表等の届出等に関する規定

**○ 医療法（昭和23年法律第205号）（抄）**

第46条の4 (略)

2～6 (略)

7 監事の職務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。

四～七 (略)

第51条 医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2・3 (略)

第 51 条の 2 医療法人（社会医療法人を除く。）は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一 （略）

二 第 46 条の 4 第 7 項第 3 号の監査報告書（以下「監事の監査報告書」という。）

三 （略）

2 （略）

第 52 条 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後 3 月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。

一 事業報告書等

二 監事の監査報告書

三 （略）

2 都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は前項の届出に係る書類について請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

第 68 条の 2 2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、（中略）第 52 条中（中略）「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」（中略）とする。

2 （略）

#### ○ 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）（抄）

第 43 条の 3 法第 71 条の 5 第 1 項及び令第 5 条の 23 第 1 項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。（後略）

一～四 （略）

五 法第 68 条の 2 の規定により読み替えて適用される（中略）第 52 条（中略）並びに第 64 条第 1 項に規定する権限

六～九 （略）

2 法第 71 条の 5 第 2 項及び令第 5 条の 23 第 2 項の規定により、前項第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。（後略）

#### ○ 「2 以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政指発第 0330005 号）（抄）

1 医療法人関係手続一覧（申請及び届出）（略）

2 手続方法

①～④ （略）

⑤ 定款又は寄付行為の変更、決算、登記完了等の届出

（注意事項）法 68 条の 2 第 2 項に規定する経由事務に含まれないが、届出をする医療法人にあつては、主たる事務所の所在する都道府県に届出書類を提出すること。

○ 「医療法人における事業報告書等の様式について」(平成 19 年 3 月 30 日付け医政指発第 0330003 号) (抄)

様式 1

事業報告書

1 医療法人の概要

(略)

2 事業の概要

(1)~(3) 略

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

平成〇〇年〇〇月〇〇日      平成〇〇年度決算の決定

平成〇〇年〇〇月〇〇日      定款の変更

平成〇〇年〇〇月〇〇日      社員の入社及び除名

平成〇〇年〇〇月〇〇日      理事、監事の選任、辞任の承認

平成〇〇年〇〇月〇〇日      平成〇〇年度の事業計画及び収支予算の決定

”      平成〇〇年度の借入金額の最高限度額の決定

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 4 - (1) - 2 医療法人の財務諸表等の届出の遵守状況

(単位：法人)

	法人 (60)
届出書類の内容に不備がある (注 3)	9
・ 予算総会の開催日が事業報告書に未記載	6
・ 予算総会及び決算総会の開催日が事業報告書に未記載	1
・ 貸借対照表と財産目録の価額が不一致	1
・ 損益計算書において、本来業務の事業損益と附帯業務の事業損益を区分せずに記載	2

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当省が調査した 6 地方厚生(支)局に届け出られていた平成 23 年度の医療法人の財務諸表等の中から、任意に各 10 法人の抽出を依頼し、合計 60 法人分を調査したものである。

3 「届出書類の内容に不備がある」の具体的な項目には、一つの法人が複数の項目に該当する場合がある。

表 4 - (1) - 3 関東信越厚生局における平成 23 年度の医療法人の財務諸表等の届出の状況

(単位：法人)

所管法人数	届出状況	
	届出法人数	未届出法人数
599	562	37

(注) 1 当省の調査結果による。

2 所管法人数は平成 24 年度末現在の数値である。



表 4 - (1) - 4 医療法人の財務諸表等の備置き及び閲覧に関する規定

<p>○ <b>医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）</b></p> <p>第 46 条の 4 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 監事の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会又は理事に提出すること。</p> <p>四～七 （略）</p> <p>第 51 条 医療法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第 51 条の 2 <u>医療法人（社会医療法人を除く。）は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>一 <u>事業報告書等</u></p> <p>二 <u>第 46 条の 4 第 7 項第 3 号の監査報告書（以下「監事の監査報告書」という。）</u></p> <p>三 <u>定款又は寄附行為</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第 76 条 <u>次の各号のいずれかに該当する場合には、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを 20 万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。</u></p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>第 51 条の 2 の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのに同条の規定による閲覧を拒んだとき。</u></p> <p>五～十 （略）</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 4 - (1) - 5 医療法人における財務諸表等の備置きの状況

(単位：法人)

区 分	法人
閲覧に供する財務諸表等を備えて置いている	7
閲覧に供する財務諸表等を備えて置いていない	20
計	27

(注) 1 当省の調査結果による。

2 今回調査した 29 法人のうち、備置きの状況を確認できた 27 法人を対象とした。

表 4 - (1) - 6 医療法人において閲覧に供する財務諸表等を備えて置いていない主な理由

理 由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今までに一度も閲覧請求がないため。(6 法人)</li> <li>・ 閲覧を希望する者は地方厚生(支)局に閲覧請求できるため。(3 法人)</li> <li>・ 閲覧対象者には財務諸表等を配布しているため。(3 法人)</li> <li>・ 備置きが必要ということを承知していないため。(2 法人)</li> <li>・ 地方厚生(支)局から財務諸表等を備え置くよう指導がないため。(1 法人)</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

表 4 - (2) - 1 所轄庁に対する社会福祉法人の財務諸表等の届出等に関する規定

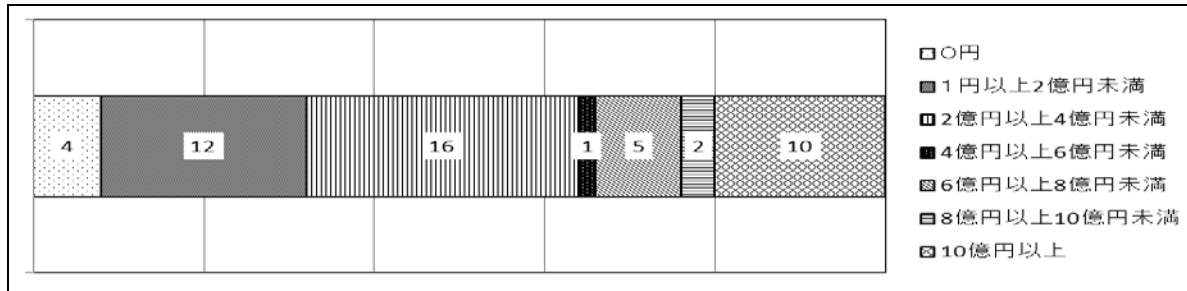
<p><b>○ 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)(抄)</b> (所轄庁への届出)</p> <p>第 59 条 <u>社会福祉法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を、所轄庁に届け出なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><b>○ 社会福祉法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 28 号)(抄)</b> (現況の報告)</p> <p>第 9 条 第 59 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該会計年度の初日における役員の氏名及び職業並びに代表権を有する者の住所及び年齢</p> <p>二 前会計年度における事業の概要</p> <p>三 前会計年度末における主要な財産の所有状況</p> <p>2 <u>法第 59 条第 1 項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項についての現況報告書 2 通を提出することにより行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の現況報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>一 <u>前会計年度末における貸借対照表</u></p> <p>二 <u>前会計年度の収支計算書</u></p> <p><b>○ 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について(平成 13 年 7 月 23 日付け雇児発第 488 号、社援発第 1275 号、老発第 274 号)(抄)</b></p> <p>3 法人に対する指導監督の徹底について</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査を行われたいこと。</p> <p>特に、「現況報告書」に添付される財務諸表については、各会計単位ごとの審査はもちろんのこと、各会計単位間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。</p> <p>(6) ~ (9) (略)</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表4-(2)-2 社会福祉法人における積立金の状況

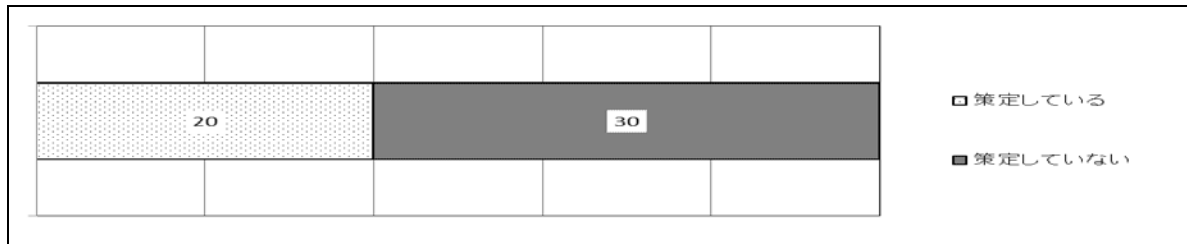
今回、大臣所管の34及び知事所管の16の50社会福祉法人について、その貸借対照表の「その他の積立金」及び「次期繰越活動収支差額」の合計額又は法人における計算額を調査した結果は次のとおり。

○ 積立金額の状況



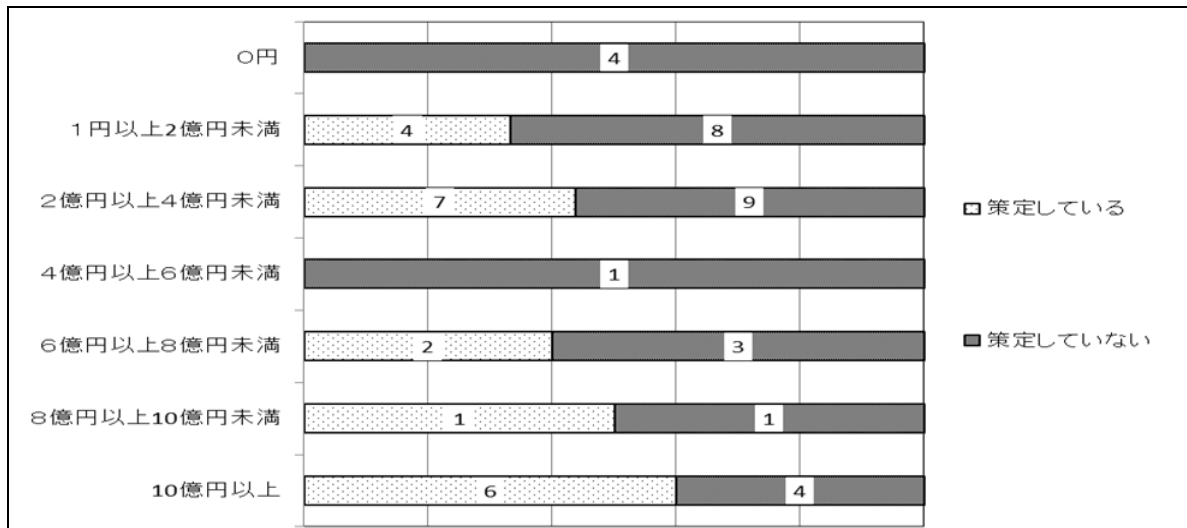
(注) 当省の調査結果による。

○ 積立金の使途に係る計画策定状況



(注) 当省の調査結果による。

○ 積立金の使途に係る計画策定状況（積立金額別）



(注) 当省の調査結果による。

表 4 - (2) - 3 社会福祉法人の財務諸表等の届出の遵守状況

(単位：法人)

遵守されていない例	法人数		
	大臣所管 法人 (60)	知事所管 法人 (140)	計 (200)
届出期限を超過している	— (注3)	14	14
届出書類が不足している (注4)	24	23	47
・ 主な事業報告が届け出られていない	1	3	4
・ 財産目録が届け出られていない	1	1	2
・ 社会福祉事業の事業活動収支計算書が添付されていない	1	1	2
・ 公益事業又は収益事業を行っていないながら、その区分がされていない、またはその財務諸表の提出がない	22	17	39
・ 監事監査報告書が添付されていない	2	4	6
現況報告書に理事会開催日の記載がない	1	4	5
・ 予算の理事会開催日が現況報告書に未記載	0	1	1
・ 決算の理事会開催日が現況報告書に未記載	1	1	2
・ 予算の理事会及び決算の理事会開催日が現況報告書に未記載	0	2	2

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 当省が調査した所轄庁に届け出られていた平成 23 年度の社会福祉法人の現況報告書等の中から、任意に各 10 法人の抽出を依頼し、合計 200 法人分を調査したものである。  
 3 都道府県における現況報告書等の受理日が不明であり、期限までに提出されているか否かは不明である。  
 4 「届出書類が不足している」の具体的な内容の項目には、一つの法人が複数の項目に該当する場合がある。

表 4 - (2) - 4 社会福祉法人の財務諸表等の届出状況

(単位：法人)

区分	大臣所管法人	知事所管法人	計
所管法人数	321	3,057	3,378
届出のない法人数	0	17	17

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 今回調査した 7 地方厚生局及び 15 都道府県のうち、6 地方厚生局及び 14 都道府県における状況である。

表4-2-5 社会福祉法人の財務諸表等の備置き及び閲覧に関する規定

<p>○ <b>社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）</b></p> <p>（会計）</p> <p>第44条 社会福祉法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。</p> <p>2 <u>社会福祉法人は、毎会計年度終了後2月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならない。</u></p> <p>3 理事は、前項の書類を監事に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>社会福祉法人は、第2項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>第133条 <u>次の各号のいずれかに該当する場合には、社会福祉法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。</u></p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>第44条第4項の規定による同条第2項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。</u></p> <p>五～七 （略）</p>
---

（注） 下線は当省が付した。

表4-2-6 社会福祉法人における財務諸表等の備置き状況

（単位：法人）

区分	大臣所管 法人 (31)	知事所管 法人 (14)	計 (45)
閲覧に供する財務諸表等を適正に備えて置いている	19	8	27
閲覧に供する財務諸表等を備えて置いていない	5	3	8
備えて置いている財務諸表等に不足がみられる	7	3	10
財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見を付した書類が備え置かれていない	0	1	1
事業報告書、財産目録及び監事の意見を付した書類が備え置かれていない	1	0	1
事業報告書及び監事の意見を付した書類が備え置かれていない	2	0	2
監事の意見を付した書類が備え置かれていない	3	2	5
主たる事務所にのみ備え置いており、その他の事務所には備え置いていない	1	0	1

（注） 1 当省の調査結果による。

2 今回調査した52法人（大臣所管35、知事所管17）のうち、備置きの状況を確認できた45法人を対象とした。

表4-(2)-7 所轄庁による社会福祉法人の財務諸表等の備置きの確認状況

(単位：機関)

区分	地方厚生局（7）	都道府県（15）
備置きの状況を把握している	4	10
書類内容の確認を実施している	3	5
書類内容の確認を実施していない	1	5
備置きの状況を把握していない	3	5

(注) 当省の調査結果による。

## 5 設立認可法人の監事と所轄庁との連携の強化

勸告	説明図表番号
<p>今回調査対象とした学校法人、医療法人、社会福祉法人、健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金、企業年金基金及び広域臨海環境整備センターの8類型の設立認可法人について、「2 調査の視点」で整理した問題意識に立って、監事による監査の実施状況及び所轄庁による指導監督との連携状況等について調査した。また、社会福祉法人について、厚生労働省は、法人運営の透明性の確保の観点から、当該法人の役員たる監事による監査に加えて、公認会計士、税理士等による外部監査の積極的な活用を勧めている。このことを踏まえ、社会福祉法人に関しては、同様の問題意識の下、この外部監査の活用状況についても調査した。これらの調査の結果は、次のとおりである。</p>	表 5 - 1
<p>(1) 学校法人</p>	
<p>ア 監事監査の実施状況</p>	
<p>調査した 31 法人（大臣所管法人 16、知事所管法人 15）は、全て監事が監査を行っていた。ただし、1 知事所管法人について、平成 22 年度から 24 年度までの 3 年間、監事が理事会に出席しておらず、また、監査報告書を理事会及び評議員会に提出していない事例がみられた。</p>	表 5 - (1) - 1
<p>イ 所轄庁の指導監督と監事との連携</p>	
<p>(7) 文部科学省</p>	
<p>文部科学省では、大臣所管法人に対して、認可した学部、学科等が完成年次（当該学部等に全学年の学生等が在籍することとなる年次）に達するまでの間、毎年度「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査」を実施しており、実地調査を行う際には監事に同席を求め、当該法人に対する指導内容について認識の共有を図っている。</p>	表 5 - (1) - 2
<p>また、毎年度、大臣所管法人を対象に実施している「学校法人実態調査」（書面調査）において、監事監査の内容を調査表に記載させて確認を行っているほか、毎年度 1 回、監事の役割を理解してもらうため、大臣所管法人の監事、都道府県私学行政担当者等を対象に「学校法人監事研修会」を開催している。</p>	表 5 - (1) - 3
<p>(4) 都道府県</p>	
<p>調査した 14 都道府県では、独自の検査実施要綱に基づく調査や、補助金の交付に関連した調査等を通じて、知事所管法人に対する指導監督を行っている。</p>	表 5 - (1) - 4
<p>また、当該 14 都道府県中 10 都道府県では、上記調査の際に監事監査の実施状況や監事の理事会への出席及び意見陳述の状況等の確認を行い、必要な指導を行っていたが、残りの 4 都道府県では、監事監査</p>	表 5 - (1) - 5

<p>の実施状況等についての確認等を行っていなかった。</p>	
<p>(2) 医療法人</p>	
<p>ア 監事監査の実施状況</p>	
<p>調査した 22 大臣所管法人は、全て監事が監査を行っていた。これら監事の監査報告書によると、全て当該法人の業務及び財産の状況について監査を行い、その結果、当該法人の業務に関する不正行為や法令又は定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められないと報告していた。</p>	
<p>イ 所轄庁の指導監督と監事との連携</p>	
<p>(7) 定款例における定時社員総会の開催回数に係る規定</p>	
<p>厚生労働省は、社団たる医療法人の定時社員総会については、収支予算の決定と決算の決定のため年 2 回開催することが望ましいとの考え方に立ち、定款例にその旨を示すとともに、設立の認可の申請時に当該法人に対し指導を行っている。</p>	<p>表 5 - (2) - 1</p>
<p>このため、調査した 22 大臣所管法人では、予算と決算の審議を別々に行うことを企図して、定時社員総会を毎年 2 回開催する旨を定款に定めている。しかし、これら 22 法人の平成 23 年度における定時社員総会の実際の開催状況をみると、5 月に 1 回開催したのみで、予算及び決算を同一の定時社員総会で審議していたものが 3 法人みられた。また、これら 3 法人のうち 2 法人については、平成 24 年度においても同様に年 1 回の定時社員総会で予算及び決算を審議していた。</p>	<p>表 5 - (2) - 2</p>
<p>ちなみに、社団たる医療法人の定時社員総会の開催回数について、医療法第 48 条の 3 第 2 項においては、少なくとも毎年 1 回定時社員総会を開かなければならないと定められている。また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 4 条の公益認定を受けた公益社団法人と比較してみると、内閣府公益認定等委員会が示している定款例の規定では、社員総会は定時社員総会として毎年度 1 回開催するほか、必要がある場合に開催するとされている。この「必要がある場合に開催する」社員総会については、同定款例では、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）上は臨時社員総会の位置付けになると解説されている。これらのことを踏まえると、そもそも厚生労働省の定款例の定め方にも疑念が生ずるところである。</p>	
<p>(4) 役職員以外への貸付け</p>	
<p>医療法人は、医療法により、病院等の開設以外の業務を行うことが制限されている。この趣旨を踏まえ、厚生労働省は、医療法人がその役職員以外の者に貸付けを行うことは不適切としている。</p>	<p>表 5 - (2) - 3</p>



<p>このことから、調査した 22 大臣所管法人の中にも、地方厚生（支）局から、不適切な貸付けによる貸付金を速やかに回収すべきとの指導を受けたことがあるものが 2 法人みられた。</p>	表 5 - (2) - 4
<p><b>(ウ) 所轄庁の指導と監事監査</b></p> <p>上記の各事例に関して、当該法人の監事の監査報告書には何の記載もみられなかった。すなわち、これら監事は、「当該法人の業務に関する不正行為や法令又は定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実」として指摘していない。</p>	
<p>そのほかにも、地方厚生（支）局における平成 15 年度から 24 年度までの医療法人への立入検査等の結果をみたところ、4 地方厚生（支）局において、上記の各事例以外にも、1 年以上理事長が空席の状態であったり、役職員への福利厚生目的での貸付けに係る内部規定が未整備であったりしたことから、当該法人に対し改善を指導する事例がみられた。しかし、これらの指導において、地方厚生（支）局と監事との間では、相互に意思疎通を図るなどの特段の活動はみられない。</p>	表 5 - (2) - 5 ~ 10
<p><b>(3) 社会福祉法人</b></p>	
<p><b>ア 監事監査の実施状況</b></p> <p>調査した 52 法人（大臣所管法人 35、知事所管法人 17）は、全て監事が監査を行っていた。</p>	
<p><b>イ 所轄庁の指導監督と監事との連携</b></p> <p>社会福祉法人に対する所轄庁の指導監査の実施状況を調査したところ、特定の理事の理事会への欠席の常態化等について繰り返し改善を指導している事例がみられた。</p>	表 5 - (3) - 1
<p>また、社会福祉法人における定款の変更状況等について調査したところ、定款の変更が必要であるにもかかわらず、それを行わないまま新たな事業を実施していた事例が少なからずみられた。その中には、定款の変更が必要な事実の発生から 1 年以上変更認可の申請が行われなかった事例もみられた。</p>	表 5 - (3) - 2、3
<p>以上のような事例について、当該法人に対する所轄庁の指導において、所轄庁と監事との間では、相互に意思疎通を図るなどの特段の活動はみられない。</p>	
<p>なお、監事監査事務自体の指導という点では、所轄庁は以下のような活動を行っている。</p>	
<p>i 調査した 7 地方厚生局では、自ら策定した指導監査要綱に基づき、所管法人に対する指導監査時に監事監査について指導を行っている。</p>	表 5 - (3) - 4
<p>ii 調査した 15 都道府県全てが、自ら策定した指導監査要綱に基づき、所管法人に対する指導監査時に監事監査について指導を行っている。</p>	表 5 - (3) - 4、5

<p>このうち8都道府県では、監事監査に係る手引書や監査報告書の様式を所管法人に示している。また、3都道府県では、監事を対象とした研修を行っている。</p>	
<p><b>ウ 外部監査の活用状況</b></p> <p>厚生労働省は、「社会福祉法人審査基準」において、財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であるとしている。また、外部監査の活用の頻度について、資産額等が一定額以上の法人（注1）については2年に1回程度、それ以外の法人についても5年に1回程度が望ましいとしている。</p> <p>調査した52法人（大臣所管法人35、知事所管法人17）について、外部監査の活用状況をみたところ、活用実績のあるものは17法人であった。</p> <p>また、活用実績のない法人の中には、役員に公認会計士又は税理士がいることを理由に外部監査を不要と考えていたり、そもそも厚生労働省の「社会福祉法人審査基準」の存在を認識していなかったり、外部監査を受ける際の契約において監査の目的や範囲についてどのように定めるべきか分からないとするものがみられた。</p> <p>（注1）資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人</p>	<p>表5-(3)-6</p> <p>表5-(3)-7、8</p> <p>表5-(3)-7、9</p>
<p><b>(4) 健康保険組合</b></p> <p><b>ア 監事監査の実施状況</b></p> <p>調査した30法人は、全て監事が監査を行っていた。</p> <p><b>イ 所轄庁の指導監督と監事との連携</b></p> <p>地方厚生（支）局では、健康保険組合に対し計画的に実施している実地指導監査の際に監事の出席を求めて、監事監査の実施状況等について説明を聴取し、必要に応じて指導を行っている（注2）。</p> <p>また、厚生労働省は、監事監査機能の強化が図られるよう、具体的な点検項目を示した「自己点検シート」を策定し、各法人に対して、監事等がこの「自己点検シート」を活用することを求めている。</p> <p>以上のことから、健康保険組合に対する指導監督の内容に関する所轄庁と監事との情報共有はおおむね図られていると考えられる。</p> <p>（注2）平成25年度の実地指導監査については、「平成25年度における健康保険組合に対する実地指導監査について」（平成25年3月29日付け保保発0329第1号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づき実施されている。</p>	<p>表5-(4)-1、2</p> <p>表5-(4)-3</p>
<p><b>(5) 厚生年金基金</b></p>	

<p><b>ア 監事監査の実施状況</b></p> <p>調査した 28 法人は、全て監事監査規程を設けるとともに、監事が当該規程に基づく監査を行っていた。</p> <p><b>イ 所轄庁の指導監督と監事との連携</b></p> <p>厚生労働省は、厚生年金基金において監事監査規程を設け、監事はこれに基づいて適正かつ厳正に監査（月例監査、四半期監査及び総合監査）を行うことを厚生年金基金に対し求めるとともに、監事監査における具体的な監査項目を示している。</p> <p>また、地方厚生（支）局においては、厚生年金基金に対する実地監査を計画的に実施して、当該基金における監事監査の実施状況を確認し、必要に応じて指導を行っている。平成 24 年度に地方厚生（支）局が行った 126 法人に対する実地監査では、39 法人で監事が実施すべき監査を監事以外の者が実施していたこと（注3）などから、監事の責任と監事以外の者による補助との関係の明確化などをこれら法人に対し指導している。</p> <p>以上のことから、厚生年金基金に対する指導監督の内容に関する所轄庁と監事との情報共有はおおむね図られていると考えられる。</p> <p>（注3）平成 12 年に学識経験監事の必置規制が廃止されて以降も学識経験者である顧問等が実務上監査を実施していた事例等である。</p>	<p>表 5 - (5) - 1、2</p> <p>表 5 - (5) - 3</p> <p>表 5 - (5) - 4</p>
<p><b>(6) 国民年金基金</b></p> <p><b>ア 監事監査の実施状況</b></p> <p>調査した 16 法人は、全て監事監査規程を設けるとともに、監事が当該規程に基づく監査を行っていた。</p> <p><b>イ 所轄庁の指導監督と監事との連携</b></p> <p>厚生労働省は、国民年金基金において監事監査規程を設け、監事はこれに基づいて適正かつ厳正に監査（月例監査、四半期監査及び総合監査）を行うことを国民年金基金に対し求めている（注4）。</p> <p>また、地方厚生（支）局においては、国民年金基金に対する実地監査を計画的に実施して、当該基金における監事監査の実施状況を確認し、必要に応じて指導を行っている。</p> <p>以上のことから、国民年金基金に対する指導監督の内容に関する所轄庁と監事との情報共有はおおむね図られていると考えられる。</p> <p>（注4）「国民年金基金の事業運営について」（平成 3 年 7 月 12 日付け年発第 4595 号厚生省年金局長通知）の別紙「国民年金基金の事業運営基準」に基づくものである。</p>	<p>表 5 - (6) - 1</p> <p>表 5 - (6) - 2</p>
<p><b>(7) 企業年金基金</b></p> <p><b>ア 監事監査の実施状況</b></p>	

<p>調査した 26 法人は、全て監事監査規程を設けるとともに、監事が当該規程に基づく監査を行っていた。</p>	
<p><b>イ 所轄庁の指導監督と監事との連携</b></p>	
<p>厚生労働省は、企業年金基金において監事監査規程を設け、監事はこれに基づいて適正かつ厳正に監査を行うことを企業年金基金に対し求めるとともに、監事監査における具体的な監査項目を示している。</p>	表5-(7)-1、2
<p>また、地方厚生（支）局においては、企業年金基金に対する書面監査を計画的に実施し、実地監査については、書面監査を実施した企業年金基金の一部について必要に応じて実施することとしている（注5）。これらの監査で当該基金における監事監査の実施状況を確認し、必要に応じて指導を行っている。</p>	表5-(7)-3、4
<p>以上のことから、企業年金基金に対する指導監督の内容に関する所轄庁と監事との情報共有はおおむね図られていると考えられる。</p>	
<p>（注5）「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」（平成22年11月1日付け年発1101第1号厚生労働省年金局長通知）の別紙「確定給付企業年金監査実施要綱」に基づくものである。</p>	
<p><b>(8) 広域臨海環境整備センター</b></p>	
<p><b>ア 監事監査の実施状況</b></p>	
<p>大阪湾広域臨海環境整備センターでは、監事が監査を行っていた。また、監事は理事会にも出席していた。ただし、平成25年6月現在の2人の監事は、同センターに出資している府県の実務関係部門の局長の職にある者であるが、監査に際して、当該府県の職員を代理人として実地監査をさせていた。</p>	表5-(8)-1～3
<p><b>イ 所轄庁の指導監督と監事との連携</b></p>	
<p>所轄庁である国土交通省及び環境省は、具体的な監事の職務内容及び監査方法について大阪湾広域臨海環境整備センターを指導していなかった。また、同センターにおける監事監査の実態を把握していなかった。</p>	
<p>なお、国土交通省及び環境省においては、当省の調査途上の平成25年11月に、大阪湾広域臨海環境整備センターの監事監査の適正性を確保するため、同センターに対し、監事の職務の明確化、専門性・独立性を高める観点からの選任要件の検討、監査体制の整備等を規定する監事監査規程の整備を求めるとともに、監事監査の実施状況の報告を要請するなどの具体的な方策に着手した。両省からの指導を踏まえ、大阪湾広域臨海環境整備センターは、平成26年3月に、監事の職務内容や監査補助人の設置等を定めた監事監査規程及び監事監査実施要領の整備を行った。</p>	

**【所見】**

- 1 したがって、文部科学省は、学校法人の監事監査機能の充実を図る観点から、所轄庁たる都道府県に対し、当該法人に対する指導内容等に関する監事への情報提供や業務指導等に努めることについて要請する必要がある。
- 2 また、厚生労働省は、医療法人及び社会福祉法人の監事との連携により、所轄庁の指導監督の効果を上げる観点から、次の措置を講ずる必要がある。
  - ① 所轄庁に対し、医療法人に実際に指摘した事項について、当該法人の監事との問題認識の共有に努めるよう指導・要請すること。また、定款例における総会開催に係る規定のような指導の基準となるものについて、監事や所轄庁の担当者等の認識を踏まえ、必要な考え方の整理や見直しを行うこと。
  - ② 所轄庁に対し、社会福祉法人に実際に指摘した事項について、当該法人の監事との問題認識の共有に努めるよう指導・助言すること。また、都道府県における監事監査に係る手引書等の作成や研修の開催等の事例を踏まえ、所轄庁に対し、社会福祉法人の監事との連携の強化に役立つ情報を提供すること。
- 3 さらに、厚生労働省は、社会福祉法人における外部監査の活用について今後も指導を行う場合には、外部監査の活用についての認識の共有を図る観点から、社会福祉法人に対し、所轄庁を通じて、「社会福祉法人審査基準」の周知と、これまでの活用実績を踏まえて、契約の際に定めるべき監査の目的や範囲など実際に外部監査を活用しようとする場合に必要な情報の提供を行う必要がある。

表5-1 監事による業務の監査の取組事例

<p>① 学校法人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての理事会に出席し、法令・寄附行為に違反する決議が行われないよう監視</li> <li>○ 監事が随時に法人及び学校を訪問し、教職員と面談し、課題を把握</li> <li>○ 法人の業務と財務を分担して監査を実施</li> <li>○ 決算理事会前に当該年度の事業報告内容を具体的にヒアリング</li> <li>○ 年度ごとにテーマを決めて監査を実施</li> </ul>
<p>② 医療法人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院等の施設に出向き、関係書類の確認や事務長、会計担当者等からのヒアリングを実施</li> <li>○ 毎月、病院等の施設に出向き、管理者及び事務責任者と面談を行い、病院等の稼働状況、経費の執行状況等についての意見交換を実施</li> <li>○ 監査補助人の設置</li> <li>○ 内部通報制度の実効性の確認</li> <li>○ 所轄庁への届出内容の検査</li> </ul>
<p>③ 社会福祉法人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 四半期に一度、経理面及び業務運営面の両方に係るヒアリングを実施</li> <li>○ 業務執行の監査を主に担当する社会福祉事業経験者の監事が、毎月1回、法人本部及び施設等を視察し、課題を把握</li> <li>○ 所轄庁の指導監査時に監事が立会い</li> <li>○ 都道府県の指導基準等を参考として、財務面だけでなく業務運営面に関する項目も含むチェックリスト（監事監査執行状況自主点検表）を作成して監査を実施</li> <li>○ 監事及び法人職員が、都道府県社会福祉協議会及び都道府県社会福祉法人経営者協議会が毎年開催する「社会福祉法人監事監査研修会」に参加し、同研修会で配布される監事監査のチェックリスト（会計監査用及び業務監査用の2種類）を利用して監査を実施</li> <li>○ 県が作成する自主点検表による監査</li> </ul>
<p>④ 健康保険組合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方厚生局及び健康保険組合連合会で作成している監事監査マニュアルを入手し、同マニュアルにある確認ポイント等を確認して監査又は「自己点検シート」（平成23年12月26日付け保保発1226第1号及び平成24年4月13日付け保保発0413第4号）による自己点検を実施</li> <li>○ 各組合が定める「検査及び監査規程」の「健康保険組合監査報告（通知）書」（チェックリスト）の監査項目に従って、組合運営及び事務執行について監査を実施</li> </ul>
<p>⑤ 厚生年金基金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業年金連合会が作成した「厚生年金基金監事ハンドブック」、地方厚生局が作成した事業運営・事務執行点検シート、総幹事会社等から提供を受けた監事監査のポイントを取りまとめた資料を参考として監査を実施</li> </ul>

○ 理事・職員の業務遂行状況を確認するため理事会に出席
<b>⑥ 国民年金基金</b> ○ 規定に基づく監査のほか、予算編成や業務改善に関する事項に対する意見を提出 ○ 地方厚生局が作成した事業運営・事務執行点検シートを監査に活用 ○ 理事会の状況を把握しておくことが監事業務の遂行上、必要であると考えられるため、理事会に出席
<b>⑦ 企業年金基金</b> ○ 月例監査について、毎月、重点項目を設定した上で実施 ○ 企業年金連合会が作成した事業運営・事務執行点検シートを使用して監査を実施 ○ 法人で独自にチェックシートを作成し、これに基づいて監査を実施 ○ 基金の年金資産運用状況等の把握及び規約・規程を逸脱した運営をしていないかチェックするため理事会に出席
<b>⑧ 広域臨海環境整備センター</b> ○ 監事の毎回の理事会出席

(注) 当省の調査結果による。

表5-(1)-1 学校法人の監事が理事会に出席していない例等

○ 知事所管の1法人では、平成22年度から24年度までの間に理事会を合計38回(22年度16回、23年度9回、24年度13回)開催しているが、理事会の議事録を確認した結果、監事の出席は一度もなく、また、当該法人によればこの間に開催された評議員会への出席もないとしている。また、当該法人では、監査報告書については、理事長個人に説明がなされているものの、私立学校法第37条第3項に規定された理事会及び評議員会への提出はなされていない。
---

(注) 当省の調査結果による。

表5-(1)-2 「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備状況調査」の内容

○ 大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備状況調査実施要領(平成13年2月20日大学設置・学校法人審議会学校法人分科会長決定)
1 趣旨 この調査は、寄附行為(変更)認可時の留意事項が確実に履行されているかを確認し、併せて学校法人の経営の実態及び施設等の整備の進捗状況を把握し、学校法人の健全な経営の確保に必要な指導、助言を行うため実施する。
2 調査対象法人及び期間
(1) 大学等の設置が認可された学校法人に対して、原則として当該設置する学部・学科等が完成年次に達するまでの間に実施する。ただし、昭和45年度以降に新設された医学部又は歯学部を設置する学校法人に対しては、当分の間新設後10年間実施する。
(2) その他、特に調査を要すると認められる学校法人に対し、必要が生じた都度実施する。

### 3 調査方法

調査は、書類調査、実地調査等の方法により、毎年度1回実施する。ただし、特別の必要がある場合は必要に応じてその都度実施する。

### 4 調査内容

- (1) 留意事項等の履行状況
- (2) 施設・設備の年次計画の実施状況
- (3) 役員の就任状況
- (4) 事務組織の整備状況
- (5) 入学者の状況
- (6) 学校法人の資産及び収支の状況（借入金の状況、学生納付金及び寄附金の状況、給与の支給状況等を含む。）
- (7) その他

### 5 調査委員

調査は、学校法人ごとに委員及び事務官各1名以上をもって行う。

### 6 調査結果の報告

ア 調査委員は、調査結果について分科会に報告するものとする。

イ 分科会長は、分科会の決定に基づいて当該学校法人に対して指導、助言すべき事項を高等教育局長に報告するものとする。

(備考)

#### 履行状況の報告

文部科学省は、上記報告に基づき指導、助言すべき事項を速やかに当該学校法人に対して通知し、その改善措置等の履行状況の報告を求められたい。



表5- (1) - 3 平成25年度学校法人実態調査の内容

(記入上の注意)

2- (2) 監事の職務執行状況

1 平成24年度中に実施した監事の職務執行状況

- 1 平成24年度中に実施した、財産状況及び業務状況に係る監事の職務執行状況について記入してください。
- 2 「職務執行状況」欄の有・無のいずれかに○印を付すとともに、監査等を行った年月日、内容等について簡条書で簡潔かつ具体的に記入してください。
- 3 署名又は記名押印する監事は、平成23年度決算及び平成24年度期中の監査を行った監事としてください。(署名又は記名押印は必ず行ってください)

2 平成24会計年度決算に係る財産状況についての監事の職務執行状況

- 1 平成24年度決算に係る、監事の職務執行状況について記入してください。
- 2 「職務執行状況」欄の有・無のいずれかに○印を付するとともに、監査等を行った年月日、内容等について簡条書きで簡潔かつ具体的に記入してください。
- 3 署名又は記名押印する監事は、平成24年度決算監査を行った監事とします。

調査票

2- (2) 監事の職務執行状況 (私立学校法第37条第3項)

1 平成24年度中に実施した監事の職務執行状況	
職務内容	職務執行状況
(1) 財産状況の監査  (平成23年度決算及び平成24年度期中の監査を記入)	① 実施時期・期間: ② 対象分野・事項:  ③ 監査結果: ④ 公認会計士との連携の状況: (公認会計士の監査の実施時期・期間: )
(2) 業務状況の監査	① 実施時期・期間: ② 方法:  ③ 内容:  ④ 監査結果:
(3) 学校法人の業務又は財産の状況についての理事への意見具申	有・無 (有の場合、その時期、内容等を記入すること。)
(4) 監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があるとき、所轄庁への報告又は理事会及び評議員会への報告	有・無 (有の場合、その時期、内容等を記入すること。)
監事氏名 _____ 印	監事氏名 _____ 印
監事氏名 _____ 印	監事氏名 _____ 印

2 平成24会計年度決算に係る財産状況についての監事の職務執行状況	
職務内容	職務執行状況
(1) 財産状況の監査	① 実施時期・期間: ② 対象分野・事項:  ③ 監査結果: ④ 公認会計士との連携の状況: (公認会計士の監査の実施時期・期間: )
(2) 財産状況についての理事への意見具申	有・無 (有の場合、その時期、内容等を記入すること。)
(3) 監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があるとき、所轄庁への報告又は理事会及び評議員会への報告	有・無 (有の場合、その時期、内容等を記入すること。)
(3) 監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があるとき、所轄庁への報告又は理事会及び評議員会への報告	有・無 (有の場合、その時期、内容等を記入すること。)
監事氏名 _____ 印	監事氏名 _____ 印
監事氏名 _____ 印	監事氏名 _____ 印

(注) 1 文部科学省の資料による。  
2 下線は当省が付した。

表5－(1)－4 学校法人監事研修会の内容

<p><b>平成 24 年度学校法人監事研修会概要</b></p> <p>(開催日) 平成 24 年 11 月 22 日</p> <p>(場所) 品川きゅりあん</p> <p>(参加対象) 文部科学大臣所轄各学校法人の監事 都道府県私学行政担当者 学校法人関係団体担当者</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○挨拶 (文部科学省高等教育局私学部長)</li><li>○「変化する時代の学校経営と監事の役割」(学校法人芝浦工業大学監事)</li><li>○「最近の監査事情と監事への連携のお願い」(日本公認会計士協会学校法人委員会委員長)</li><li>○「私学行政の現状と課題について」(文部科学省高等教育局付視学官)</li></ul>
<p><b>平成 25 年度学校法人監事研修会概要</b></p> <p>(開催日) 平成 25 年 11 月 7 日</p> <p>(場所) 品川きゅりあん</p> <p>(参加対象) 文部科学大臣所轄各学校法人の監事 都道府県私学行政担当者 学校法人関係団体担当者</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○挨拶 (文部科学省高等教育局私学部長)</li><li>○「私学行政の課題と現状」(文部科学省高等教育局付視学官)</li><li>○「監事の業務監査について」(学校法人実践女子学園理事長)</li><li>○「学校法人会計基準の改正について」(文部科学省高等教育局私学部参事官付専門官)</li></ul>

(注) 1 文部科学省の公表資料に基づき当省が作成した。

2 「(内容)」に記載したテーマに付した ( ) 内は、講義した者の役職名である。

表5- (1) - 5 都道府県における監事による学校法人の監査の指導状況等

(1) 都道府県における監事による学校法人の監査に関する指導状況	
区分	都道府県数
監事による監査に関する確認・指導を行っている都道府県	10
監事による監査に関する確認・指導を行っていない都道府県	4

(2) 都道府県における監事による法人の監査の指導項目の主な例

- 理事会への出席状況、監査報告書を会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出しているか、監査報告書の業務についての報告状況等を確認する。
- 監査の実施状況、監査報告書の作成状況、理事会への出席・意見陳述状況等について監査報告書、事業報告書、理事会議事録等を確認する。
- 法人の実地調査の際、監査報告書の内容を確認するとともに、法人監事と面談し、必要な指導を実施している。

(注) 当省の調査結果による。

表5- (2) - 1 社団医療法人の定時社員総会に関する規定等

○ 医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

第48条の3 （略）

2 社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定時社員総会を開かなければならない。

3～11 （略）

○ 「医療法人制度について」（平成19年3月30日付け医政発0330049号）（抄）

別添1

社団医療法人の定款例	備考
第1章～第5章 （略） 第6章 会議 第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。 第22条 <u>定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催する。</u> 第23条～第30条 （略） 第7章～附則 （略）	（略）  ・ 定時総会は、場合によっては年1回の開催としても差し支えないが、 <u>収支予算の決定と決算の決定のため年2回開催することが望ましい。</u> （略）

(注) 下線は当省が付した。

表5-2-2 医療法人が定款に示した内容の定時総会を実施していない事例

事例 No.	内容
1	定款では定時総会を毎年2回、3月と5月に開催することとしており、その理由は予算と決算を別々に審議・決定するためとしている。しかし、平成23年度は5月14日に、また、平成24年度は4月28日に予算及び決算を同一の定時総会で審議・決定していた。
2	定款では定時総会を毎年2回、3月と5月に開催することとしており、その理由は予算と決算を別々に審議・決定するためとしている。しかし、平成23年度は5月20日に、また、平成24年度は5月23日に予算及び決算を同一の定時総会で審議・決定していた。
3	定款では定時総会を毎年2回、3月と5月に開催し、3月に予算、5月に決算の決定を行うとしているが、平成23年度は、5月21日に予算及び決算を同一の定時総会で審議・決定していた。

(注) 当省の調査結果による。

表5-2-3 医療法人の業務に関する規定

<p><b>○ 医療法（昭和23年法律第205号）（抄）</b></p> <p>第39条 <u>病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。</u></p> <p>2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。</p> <p>第42条 <u>医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（当該医療法人が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「指定管理者として管理する病院等」という。）を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。</u></p> <p>一 医療関係者の養成又は再教育</p> <p>二 医学又は歯学に関する研究所の設置</p> <p>三 第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設</p> <p>四 疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。次号において同じ。）を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置</p> <p>五 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務</p> <p>七 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施</p> <p>八 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームの設置</p> <p>第46条の4 理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。</p>
---

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、定款又は寄附行為の定めるところにより、他の理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。
  - 3 医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。
  - 4 理事は、定款若しくは寄附行為又は社員総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
  - 5 理事が欠けた場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。
  - 6 医療法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。
  - 7 (略)
- 第 54 条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

(注) 下線は当省が付した。

表 5 - (2) - 4 医療法人において役職員以外への貸付けを行っており、地方厚生（支）局から指導を受けた事例

事例 No.	内容
1	<p>平成 23 年に地方厚生（支）局に所轄庁変更認可申請をした際、他の法人等への資金の貸付けを指摘され、法人資金の貸付けに関する報告書を提出するよう指導され、報告書を作成し提出した。</p> <p>その後、地方厚生（支）局に対し事業報告書等を提出した際、上記の不適切な貸付金がいまだ回収できていなかったため、法人資金の貸付けの回収状況及び回収計画等を提出するように指導され、作成の上、提出した。</p> <p>さらに、その翌年度の事業報告書等を提出した際、その場で再度法人資金の貸付けに係る回収状況及び回収計画等を提出するように指導され、提出した。現在その回収計画に基づき、回収を行っている。</p>
2	<p>平成 22 年に地方厚生（支）局に事業報告書等を提出した際、貸付金が計上されているため、長期貸付金に関する内部規定の有無及び当該貸付金の明細を文書で提出するよう求められた。提出後、役職員以外への貸付けを解消するよう指導されたため、役職員以外への貸付けを取り止め、提示した時期までに回収を行う旨を地方厚生（支）局に報告し、回収を行っている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 5 - (2) - 5 医療法人への立入検査等に関する規定

○ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）

第 63 条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告

を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

2 (略)

第 68 条の 2 2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、(中略) 第 63 条第 1 項中「都道府県知事は」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事は」と、「都道府県知事の」とあるのは「厚生労働大臣の」とする。

2 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 5 - (2) - 6 地方厚生 (支) 局による医療法人への報告徴求の実施状況

(単位：件)

地方厚生 (支) 局 No.	平成 15 年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 NO. 5 の「—」は、平成 18 年度以前の資料がなく、件数を把握できなかったものを示す。

表 5 - (2) - 7 地方厚生 (支) 局による医療法人への立入検査の実施状況

(単位：件)

地方厚生 (支) 局 No.	平成 15 年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0
3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 NO. 5 の「—」は、平成 18 年度以前の資料がなく、件数を把握できなかったものを示す。

表5-2-8 地方厚生(支)局による医療法人への書面による行政指導の実施状況

(単位:件)

地方厚生 (支)局 No.	平成 15年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	—	—	—	—	—	21	10	6	8	8
4	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0
5	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0
6	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 NO. 3の「—」は、平成19年度以前の資料がなく、件数を把握できなかったものを示す。

3 NO. 5の「—」は、平成18年度以前の資料がなく、件数を把握できなかったものを示す。

4 NO. 6の「—」は、平成22年度以前の資料がなく、件数を把握できなかったものを示す。

表5-2-9 地方厚生(支)局による立入検査等において、医療法人に対し改善指導が行われた主な事例

事例 No.	内容
1	不適正運営が疑われたため、立入検査を実施した。その結果、①法人の前理事長が理事失職した後、1年以上理事長が選任されていない、②理事長代理理事である者が代理辞任を表明しているにもかかわらず、辞任の意思について審議を行っていない、③営利法人に対して資金貸付けを行っていた等32項目の不適切な運営状況を確認したため、当該医療法人に対し、当該項目を是正するため、改善計画書を提出するよう指導した。
2	法人から提出された事業報告書等を確認したところ、貸付金が計上されていたため、長期貸付金に関する内部規定の有無及び当該貸付金の明細の提出を依頼した。その結果、内部規定が未整備であったため、当該医療法人に対し、貸付けを廃止する又は規定を策定するよう指導した。

(注) 当省の調査結果による。

表5-2-10 医療法人における役職員への福利厚生目的での貸付けに関する規定

<p><b>○ 医療法人の附帯業務について(平成19年3月30日付け医政発第0330053号)(抄)</b></p> <p>(別表)</p> <p style="text-align: center;">医療法人の附帯業務について</p> <p>(略)</p> <p>留意事項</p> <p>1. 役職員への金銭等の貸付は、附帯業務ではなく福利厚生として行うこと。この場合、全役職員を対象とした貸付に関する内部規定を設けること。</p> <p>2・3 (略)</p>
---

表5－(3)－1 社会福祉法人の所轄庁による指導監査において、繰り返し改善指導が行われている事例

- 特定の理事の理事会への欠席が常態化している（大臣所管3法人）
- 理事会議事録に未記載の内容があるほか、誤字・脱字が多くみられる（大臣所管1法人）
- 会計簿外の借入れが発生したことについて、経緯等を究明の上、再発防止策を講じるよう指導された点に対し、十分な対応を行っていない（大臣所管1法人）
- 随意契約の要件に該当しない契約を随意契約で行っている（大臣所管1法人）
- 理事会及び評議員会の議事録を偽造していたとして指摘を受けた点について、改善報告書で再発防止策として毎月実施するとしていた事務局会議が開催されていない（大臣所管1法人）
- 借用の不動産に係る利用権の登記が行われていない（大臣所管1法人）
- 役員報酬規程を作成するよう指導された後に作成した規程が理事会の議決を得ておらず、実際の支払実体とも合致していない（知事所管1法人）
- 理事及び評議員の就任承諾書に任期が明記されていない（知事所管1法人）

（注） 当省の調査結果による。

表5－(3)－2 社会福祉法人における定款変更に関する規定

- **社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）**  
（申請）
- 第31条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。
- 一 目的
  - 二 名称
  - 三 社会福祉事業の種類
  - 四 事務所の所在地
  - 五 役員に関する事項
  - 六 会議に関する事項
  - 七 資産に関する事項
  - 八 会計に関する事項
  - 九 評議員会を置く場合には、これに関する事項
  - 十 公益事業を行う場合には、その種類
  - 十一 収益事業を行う場合には、その種類
  - 十二 解散に関する事項
  - 十三 定款の変更に関する事項
  - 十四 公告の方法
- 2・3 （略）
- 4 前条第2項の社会福祉法人に係る第1項の規定による認可の申請は、当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、



当該都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

(定款の変更)

第 43 条 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2～4 (略)

○ **社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）（抄）**

(定款変更の届出)

第 4 条 法第 43 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第 31 条第 1 項第 4 号に掲げる事項
- 二 法第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる事項（基本財産の増加に限る。）
- 三 法第 31 条第 1 項第 14 号に掲げる事項

2 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 5－(3)－3 社会福祉法人において新たな事業を行うなどの前に必要な定款変更がなされていない事例の件数

(単位：件)

内容	大臣所管 法人 (182)	知事所管 法人 (130)	計 (312)
新たな事業を行うなどの前に必要な定款変更がなされていない事例の件数 (注 2)	16	17	33
上記のうち、定款変更が必要な事実の発生後、1 年以上変更認可の申請が行われていなかったもの	5	6	11

(注) 1 当省の調査結果による。

2 今回調査した 7 地方厚生局及び 15 都道府県が平成 16 年度から 25 年度までの間に受理していた定款変更申請のうち、所轄庁及び今回調査した 52 社会福祉法人それぞれにおける直近 5 例のものを対象とした。

表5－(3)－4 社会福祉法人の所轄庁における監事監査に係る指導等の実施状況

(単位：機関)

監事監査に係る指導等の実施状況		地方厚生局	都道府県
調査した所轄庁数		7	15
指導等の内容	指導監査において、監事監査に係る指導を行っている	7	15
	監事監査に係る手引書や監査報告書様式を所管法人に提示	0	8 (注2)
	監事を対象とした研修を実施	0	3 (注2)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 都道府県の「監事監査に係る手引書や監査報告書様式を所管法人に提示」欄及び「監事を対象とした研修を実施」欄の機関数には重複を含む。

(参考) 地方厚生局による指導監査における社会福祉法人の監査事務への指導の例

今回の調査の結果、以下の事項を理由として、所轄庁が法人の監査事務に対し指導を行っている例がみられた。

(法律に係るもの)

- ・ 財務諸表の整合性が取れていない。

(政令に係るもの)

- ・ 代表権を有する者の登記が組合等登記令に基づく期限内に行われていない。

(厚生労働省通知(審査基準)に係るもの)

- ・ 財務担当監事が役員を務める会社が当該法人の施設の建設工事を請け負っている。
- ・ 法人の理事に加えるべき施設長が選任されていない。

(定款及び法人の内部規程に係るもの)

- ・ 定款変更手続の遅延がみられる。
- ・ 定款において、理事長は理事の互選により選出するとされているが、旧理事体制のまま実施され、新理事体制による互選となっていない。
- ・ 定款において、施設長は、理事会の議決を得て理事長が任免することとされているが、施設長就任日以降の事後承認の形で理事会の議決がなされており、適切な時期に任命されていない。
- ・ 資金を借り入れる際に理事会(評議員会)の議決を経していない。
- ・ 旅費規程に則さない旅費を支給している。
- ・ 会計処理が経理規程に則って行われていない。

(注) 当省の調査結果による。

表5-3-5 社会福祉法人の所轄庁が監事監査のチェックリストを示している例（広島県の例）

監事監査チェックリスト（業務監査）（例）				
		監査実施日	平成	年 月 日
		監査実施者		

（注）監査項目及び確認書類は主な例であり、すべてを網羅したものではない。

1 規程					
チェックポイント		作成済	未作成	非該当	確認する書類
1-1	規程 次の規程が整備されているか。 ① 定款 ② 定款施行細則（理事長の専決事項など。） ③ 経理規程 ④ 就業規則（非常勤職員を含む。） ⑤ 給与規程（非常勤職員を含む。） ⑥ その他法人及び事業の運営に必要な規程 （決裁、公印・文書管理、旅費規程、役員報酬等規程など。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	定款等の各規程

2 事業（活動）の概要					
チェックポイント		はい	いいえ	非該当	確認すべき書類
2-1	① 定款に記載されている事業（事業目的）と実際に行われている事業が整合しているか。 ② 年間事業計画に従って事業が適切に遂行されているか。 ③ 事業（活動）の状況を適切に評価し、取組みに活かしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	定款 理事会・評議員会議事録 事業計画書 事業報告書 社会福祉法人現況報告書

3 役員、理事会、評議員会に関する事項					
チェックポイント		はい	いいえ	非該当	確認する書類
3-1	役員、評議員の選任手続が定款の定めに従い適正に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	理事会・評議員会議事録 役員名簿 役員の就任承諾書 役員の履歴書
3-2	役員、評議員に欠員はないか。補充は遅延していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-3	代表者の職務代理者を定款の規定に基づき指名しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-4	代表者の重任・変更について、2週間以内に登記されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法人登記簿謄本
3-5	報酬・費用弁償を根拠なく支給していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	役員報酬規程
3-6	報酬の額は勤務実態から考え妥当か。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	業務記録等
3-7	理事会・評議員会の開催時期、開催通知時期及び開催回数は適切か。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	理事会・評議員会開催通知 理事会・評議員会議事録

（以下略）

（注） 広島県ホームページに基づき、当省が作成した。

表5- (3) - 6 社会福祉法人の外部監査に関する規定

○ 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号)(抄)

別紙1 社会福祉法人審査基準

第3 法人の組織運営

5 法人の組織運営に関する情報開示等

(1) 財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であること。

特に、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行なうことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行なうことが望ましいものであること。

なお、法人が外部監査を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第59条の規定による現況報告書と合わせて当該外部監査の結果報告書の写し2通又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写し2部を所轄庁に提出したときは、実地監査(法第56条第1項に基づく指導監査のうち一般監査としての実地監査をいう。以下同じ。)について平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1247号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の2(4)に定めるとおりの取扱いとすることなどにより、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

(注) 下線は当省が付した。

表5- (3) - 7 「社会福祉法人の認可について」における事業規模に該当する法人数

(単位：法人)

内容	大臣所管法人 (35)	知事所管法人 (17)
うち、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上に該当する法人数	22	9
うち、「社会福祉法人審査基準」の存在を認識していない法人数	4	3

(注) 当省の調査結果による。

表5－(3)－8 社会福祉法人の外部監査の受検状況

(単位：法人)

外部監査の受検状況	「社会福祉法人の認可について」における事業規模に該当する法人 (31)		「社会福祉法人の認可について」における事業規模に該当しない法人 (21)		計 (52)
	大臣所管法人 (22)	知事所管法人 (9)	大臣所管法人 (13)	知事所管法人 (8)	
受検実績あり	8	2	6	1	17
公認会計士による監査 (A)	4	1	2	0	7
公認会計士以外(税理士等)による監査 (B)	3	1	3	1	8
(A)、(B)の両方を受検 (C)	1	0	1	0	2
受検実績なし	14	7	7	7	35
社会福祉法人用に関発された外部監査があれば受検する意向がある	12	7	5	5	29

(注) 1 当省の調査結果による。

2 (A) 及び (B) には (C) を含まない。

表5－(3)－9 「社会福祉法人の認可について」における事業規模に該当する31法人のうち外部監査を受検していない21法人における未受検の理由

(単位：法人)

外部監査を受検しない理由	大臣所管法人（14）	知事所管法人（7）
外部監査に要する費用が高額であるため	8	1
監事監査で十分と考えている、監事又は理事に公認会計士又は税理士がいるため	5	2
所管庁による指導監査や施設監査、補助金監査等、多くの監査を受検しているため	1	0
外部監査として認められる監査内容が不明なため	1	0
外部監査の必要性が感じられないため	1	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 重複回答している法人や未回答の法人があるため、合計数と各所管法人数は一致しない。

表5－(4)－1 地方厚生（支）局における健康保険組合に対する実地指導監査の実施状況

地方厚生（支）局で実施する健康保険組合に対する実地指導監査については、「健康保険組合の指導監督について」（平成13年3月22日付け発第76号）で定める「健康保険組合指導監督方針」によるほか、毎年度、厚生労働省が地方厚生（支）局に対して実地指導監査の実施方針等を通知し、これを受けて地方厚生（支）局において、監査を実施する健康保険組合や実施時期等を定めた実地指導監査の年度計画を策定することとされている。

今回、8地方厚生（支）局における実地指導監査の実施状況（平成23年度及び平成24年度の実績及び25年度の計画数）を調査したところ、その結果は次のとおりであった。

地方厚生（支）局	平成23年度 監査実施法人数/管内法人数	平成24年度 監査実施法人数/管内法人数	平成25年度 監査計画法人数/管内法人数
北海道厚生局	4 / 14	3 / 14	4 / 14
東北厚生局	11 / 34	11 / 34	11 / 33
関東信越厚生局	173 / 812	179 / 803	172 / 798
東海北陸厚生局	32 / 190	34 / 189	34 / 184
近畿厚生局	56 / 289	58 / 287	57 / 282
中国四国厚生局	8 / 36	8 / 36	6 / 36
四国厚生支局	8 / 24	8 / 24	8 / 24
九州厚生局	14 / 48	15 / 48	16 / 48

(注) 当省の調査結果による。

表5-4-2 健康保険組合に対する実地指導監査における監事面談の実施に関する通知

厚生労働省では、毎年度、実地指導監査の実施方針等を定めて、地方厚生（支）局に通知している。平成23年度以降の通知では、実地指導監査の際に監事面談を実施することを定めており、平成25年度の通知では、次の内容となっている。

○ 「平成25年度における健康保険組合に対する実地指導監査について」（平成25年3月29日付け保保発0329第1号）（抄）

第4 実施方法

4 監事面談の実施

組合の内部統制を強化する観点から、監査時に監事（最低1名）の出席を求め、監事業務の実施状況等を聴取（以下「監事面談」という。）すること。

なお、監事面談は、総合監査及び経理監査の両方で実施することが望ましいが、少なくとも総合監査において、必ず監事の出席を求めること。

監事面談では、次の点を確認するとともに、必要に応じて適切な助言を行うこと。

(1) 監事業務の状況について

監査計画、監査項目、財務諸表等の決算資料の監査状況等を確認すること。

特に、会計帳簿の突合・点検が十分なされているか確認し、十分ではないようであれば、外部の経理事務に精通したものを活用するなど適切な対応を求めること。

（外部の経理事務に精通したものの例）

- ・ 外部の公認会計士等の活用
- ・ 母体企業や適用事業所の財務・監査部などの活用
- ・ 組合で共同して、経理事務に精通したものを出し合ったり、雇ったりする、又は相互に確認しあうなどの対応。

※ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第21条の規定により、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止などの安全管理のために必要かつ適切な監督を行わなければならないとされていること、また、健康保険法（大正11年法律第70号）第22条の2により準用される第7条の37第1項の規定により、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならないこととされていることに注意すること。

(2) 監事監査における指摘事項等について

監事の指摘事項の内容及び当該指摘に係る改善状況等を確認すること。

(3) その他

監事業務の問題点や苦慮する点等を確認すること。

（注） 下線は当省が付した。

## (参考) 健康保険組合の監事の職務に関する通知

厚生労働省では、「健康保険組合の事業運営について」(平成19年2月1日付け保発第0201001号)の通知において、「健康保険組合事業運営基準」を定めており、その中で、監事については次のとおり職務の内容を示している。

### ○ 「健康保険組合事業運営基準」(抄)

#### 第5 監事

監事は、独立した機関であることを自覚し、次に掲げるところにより、組合の事業全般について厳正な監査を実施すること。

- 1 監査は、組合の決算終了後組合会が決算を承認する前に必ず実施するほか、監事が必要と認めた場合など、必要に応じ実施すること。
- 2 監査を実施したときは、組合会に対し意見を述べること。

また、健康保険組合の経理事務の事故の防止と事故があった場合の適切かつ迅速な対応の一層の徹底を図るために、厚生労働省が健康保険組合の理事長宛てに発出した「健康保険組合における経理事務事故防止の事務取扱について」(平成23年12月26日付け保保発1226第1号)の通知では、「健康保険組合における経理事務事故防止の事務取扱要領」を定めている。この要領では、「健康保険組合事業運営基準」における特に大事な点について趣旨を示し、法人においてこれを常に意識し、遵守できているか自己確認を行うとともに、必要に応じて業務の改善に取り組むことを求めており、監事の役割については、以下の内容を示している。

### ○ 「健康保険組合における経理事務事故防止の事務取扱要領」(抄)

#### 第2 経理事務事故防止のための取り組み

##### 1. 遵守すべき事項

##### (3) 監事の役割

#### 第5 監事

監事は、独立した機関であることを自覚し、次に掲げるところにより、組合の事業全般について厳正な監査を実施すること。

(略)

監事は、組合の執行機関と議決機関から独立して、業務の執行と財産の状況を監査する立場であることを認識し、特に次の点に留意し、監査の実施を強化すること。

- ・ 監査頻度
- ・ 事業内容の把握(例：組合会、理事会への出席を徹底すること。)
- ・ 会計帳簿の突合の徹底

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。



表5－(4)－3 健康保険組合における自己点検シートを活用した監査機能の強化の推進

厚生労働省が健康保険組合の理事長宛てに発出した「健康保険組合における経理事務事故防止の事務取扱について」(平成23年12月26日付け保保発1226第1号)の通知に定める「健康保険組合における経理事務事故防止の事務取扱要領」では、経理事務における事故防止に資するものとして厚生労働省が策定した「自己点検シート」を示しており、法人において1年に1回程度これを有効に活用して、適切な事務処理体制の構築等に努めることを求めている。

また、これに加えて、保険の適用、給付及び保健事業等についても健康保険組合独自の監査機能の強化を図るために、「健康保険組合における自己点検の実施について」(平成24年4月13日付け保保発0413第4号)の通知において「自己点検シート(適用、給付、保健事業等)」を示して、1年に1回程度、定期的に自己点検を実施するとともに、その結果を把握した上で、必要な業務の改善を行うなど、適切な事業運営に取り組むことを求めている。

さらに、地方厚生(支)局における実地指導監査の際は、これらの自己点検シートの実施状況(点検結果による改善状況を含む)について確認し、その内容に応じた指導を行っている。

「自己点検シート」の点検項目の具体例は、次のとおり。

(別紙1)

自己点検シート

この自己点検シートは、経理事務における事故の防止のため、定期的に自己点検を行うためにまとめたものであり、組合の適正な経理事務に活用されたい。

なお、この点検は、理事長、常務理事又は監事が行うこととし、理事長は、点検結果の内容を把握し、改善に努めること。

(注意事項)

※ この自己点検シートは、法令・通知・基準以外の組合事業の運営上必要とする事項についても記載している(なお、法令上全てを網羅したものではない。)

※ 法令等については、以下のとおり、簡略して表示。

法：健康保険法

基準：健康保険組合事業運営基準

令：健康保険法施行令

指針：健康保険組合事業運営指針

則：健康保険法施行規則

規約例：健康保険組合同規約例(昭和36年6月23日保発第38号)

予算編成通知：健康保険組合予算編成通知(平成22年12月24日保保発1224第1号)

予算編成基準：健康保険組合予算編成基準(昭和35年11月4日保発第66号)

点 検 項 目		適	否
1	組合の事業運営		
	(1) 役職員の職務執行状況等		
	公印は理事長又は常務理事が管理しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	常務理事への「理事長の事務委任状」はあるか。(規約例第38条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	常務理事は継続的に組合事務を掌理しているか。(基準第4-2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	常務理事が兼任の場合、常務理事の権限が事務長等に任されていないか。(規約例第38条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	出向の場合、出向協定書又は覚書等が交わされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 事務長以下事務職員の配置等の状況		
	職員数は組合の規模等を勘案し、適正な数となっているか。(基準第6-2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事務処理について、複数の職員による点検及び決裁を行っているか。(基準第6-3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事務担当替えを一定のサイクルで行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	職員を研修に参加させているか。(平成22年12月24日保保発1224第2号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	出向の場合、出向協定書又は覚書等が交わされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 組合原簿等の整備		
	組合原簿を整備しているか(昭和4年11月5日保発第731号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	規約は事業運営基準の見直しに伴い改正しているか。(平成19年2月1日保発0212001号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	諸規程は法令及び規約の改正に伴うものとなっているか。(平成19年2月1日保発0212001号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	組合会及び理事会に関する事項		
	(1) 組合会の状況		
	組合会議員の選出は法令、規約及び規程に基づき執行しているか。(法第18条、規約例、選挙執行規程例(昭和28年4月2日保発第26号))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	組合会議員の定数は、理事定数の2倍を超えているか。(基準第3-1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特定の議員が毎回欠席していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	書面による出席に必要な書類は提出されているか。(令第12条第1項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	代理出席の場合、代理権を証する書面が提出されているか。(令第12条第4項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	一人の代理人につき4人までの代理としているか。(令第12条第3項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	組合会会議録は、提案理由の説明、討議、質疑応答の内容等詳細に記録しているか。(令第13条第1項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	議案の採決は組合会会議規則に基づいて行っているか。(組合会会議規則例(大正15年12月21日))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

理事長専決事項は組合会が成立しないためのものか、又は緊急を要するもののいずれかに該当しているか。(令第7条第4項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
理事長専決事項した場合、次回の組合会において報告、承認されているか。(令第7条第5項、基準第3-2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 理事会の状況		
理事及び理事長選挙は法令、規約及び規程に基づき適正に行われているか。(法第21条、規約例第28条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
理事会会議録は、提案理由の説明、討議、質疑応答の内容等詳細に記録しているか。(基準第4-11)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
理事会において準備金、任意積立金の保有方法、管理方法について議決しているか。基準第4-4-(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
監事は理事会に出席しているか。(規約例第30条第4項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 監事監査の状況		
監事選挙は法令、規約及び規程に基づき適正に行われているか。(法第21条第4項、第5項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
監事監査は決算終了後組合会が決算を承認する前に実施しているか。(基準第5-1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業全般について厳正に監査を実施しているか。(形式的なものとなっていないか。)(基準第5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
監事は決算組合会にて監査の結果を組合会に書面にて報告しているか。(基準第5-2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
外部監査実施の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(参考) 1 上表は、「点検シート」の1及び2の点検項目について抜粋したものであるが、3以降の点検項目の区分は以下のとおりである。

- ・ 3 予算執行状況
- ・ 4 現金出納事務の状況
- ・ 5 会計帳簿の整理状況等
- ・ 6 決算の状況
- ・ 7 準備金及びその他の積立金の管理状況
- ・ 8 固定資産、備品等の管理状況
- ・ 9 収支証拠書類の整理保管状況
- ・ 10 契約事務等の状況
- ・ 11 会計帳簿の備え付けの状況
- ・ 12 規約・諸規程の整備状況

2 「自己点検シート(適用、給付、保健事業等)」における点検項目の区分は以下のとおりである。

- ・ 1 適用に関すること
- ・ 2 保険給付に関すること
- ・ 3 保健事業に関すること
- ・ 4 医療費適正化対策の状況
- ・ 5 公告の取扱い
- ・ 6 個人情報に関すること

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 5 - (5) - 1 厚生年金基金の監事の職務に関する通知

○ 「厚生年金基金の事業運営について」(昭和 41 年 11 月 30 日付け年発第 549 号)(抄)

別紙 厚生年金基金の事業運営基準

第四 監事

基金の監事制度は、専門的、技術的な基金の事業が長期にわたり健全に継続される必要上、自己監査機関として特に設けられたので、立法の趣旨を十分勘案して適当な者を選任し、その機能を十分活用するものであること。

- 1 法第 120 条の 4 の規定により、監事に代表権が与えられる場合においては、監事 2 名で共同して行うものとする。
- 2 監事の監査は、別紙「厚生年金基金監事監査規程要綱」を基準として、監事の監査規程を設け、これに基づき適正かつ厳正に行うこと。
- 3 監事は、その職務を行ったときは必ず記録を作成すること。

別紙 厚生年金基金監事監査規程要綱

- 1 監事の監査は、厚生年金保険法第 120 条第 4 項の規定に基づいて、基金の業務の適正かつ能率的運営を図ることを目的として行うものとする。
- 2 監査は、定例監査及び特別監査とし、書面又は実地により実施するものとする。
- 3 定例監査は、少なくとも毎年 1 回、次に掲げる事項のすべてについて行うものとする。ただし、(4)に掲げる事項については、毎月 1 回、(3)及び(5)に掲げる事項については、四半期に 1 回行うものとする。
  - (1) 諸法令、諸規則等の実施状況
  - (2) 事務能率及び経営合理化の状況
  - (3) 事業計画の実施状況
  - (4) 経理及び掛金に関する事項
  - (5) 年金給付等積立金の管理及び運用に関する事項
  - (6) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
  - (7) 標準給与の決定及び年金たる給付及び一時金たる給付の支給の裁定等の処分に関する事項
  - (8) 貸借対照表、損益計算書及び業務報告書その他決算に関する事項
  - (9) 業務概況の周知に関する事項
  - (10) その他業務の執行に関する状況

- 4 特別監査は、特定の事項について、監事が必要と認める都度行うものとする。
- 5 監事は、毎年度当初、当該年度の監査の回数、時期その他監査の実施に関する事項を定める監査の実施計画を作成し、これを理事長に通知するものとする。
- 6 監事は、いつでも理事又は理事長に対して、業務及び財務に関する報告を求め、又は業務及び財務の状況を調査し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 7 監事は、貸借対照表、損益計算書及び業務報告書について監査したときは、これに意見を付さなければならない。
- 8 監事は、前記3に掲げる事項について監査を行うほか、次の事項について調査、研究し、理事又は理事長に意見を提出することができる。
  - (1) 業務の改善に関する事項
  - (2) 予算の編成に関する事項
  - (3) 基金の財政計画に関する事項
  - (4) その他業務に関する重要事項
- 9 監事は、監査の結果、文書をもって理事長に通知するとともに、少なくとも年一回は代議員会に報告しなければならない。
- 10 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 11 監事は、次の各号に掲げる文書の回付を受けるものとする。
  - (1) 監督官庁からの認可書（厚生年金基金の設立に係る適用事業所の増加又は減少に係るものを除く。）、承認書、通知書その他の文書
  - (2) 規程等の制定及び改廃に関する文書
  - (3) 業務運営の基本方針に関する文書
  - (4) 年金給付等積立金の管理及び運用に関する基本方針に関する文書
  - (5) 業務経理に属する契約であって重要なものに関する文書
  - (6) 借入金の借入れに関する文書
  - (7) その他業務運営に関する重要な文書
- 12 監事の職務は、合議により行う。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 本通知は、平成26年4月1日の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）施行前のものである。

表5-5-2 厚生年金基金の監事監査における具体的な監査項目の例

厚生労働省では、表5-5-1で示した「厚生年金基金監事監査規程要綱」の別紙で監事監査における具体的な監査項目を示している。監査項目の具体例は次のとおり。

別紙				
(実施欄は実施した項目につき✓を付し適否欄は該当するものを○で囲む)				
	監 査 項 目	実施	適 否	摘 要
共 通 事 項	1 文書受付簿を設け、受付処理経過を記入しているか		いる いない	
	2 受付文書に受付印を押印しているか		いる いない	
	3 文書発送簿を設け、発送処理経過を記入しているか		いる いない	
	4 決裁又は供覧を確実にこなっているか		いる いない	
	5 処理は迅速に行なわれているか		いる いない	
	6 受託会社との協定事項は守られているか		いる いない	
	7 行政官庁に対する諸届の取扱は適正か		適 否	
	8 通達等関係書類の整理保管の状況		適 否	
	9 基金と設立事業所との連絡		適 否	
	10 完結書類の整理保管の状況		適 否	
庶 務 関 係	1 理事会の会議録の整備状況		適 否	
	2 代議員会の会議録の整備状況		適 否	
	3 規約原簿の整備状況		適 否	
	4 基金原簿の整備状況		適 否	
	5 諸規程の整備状況		適 否	
	6 公印の保管状況及び使用者		適 否	
	7 キャッシュカードの保管状況及び使用者		適 否	
経 理 関 係	1 現金、預貯金の通帳または預り証等の保管方法		適 否	
	2 現金、預貯金の月末突合結果		適 否	
	3 元帳、補助簿の整備状況		適 否	
	4 証ひょう書類の内容及び整備状況		適 否	
	5 会計伝票の起票及び勘定科目		適 否	
	6 証ひょうと会計伝票との突合結果		適 否	

7	日（月）計表の作成状況		適 否	
8	月計表と元帳、補助簿の突合結果		適 否	
9	月計表、元帳、補助簿の計算調査結果		適 否	
10	金融機関等の発行した書類（預金通帳、残高証明、取引明細等）と会計帳簿の残高との突合結果		適 否	
11	会計伝票の決裁の実施状況		適 否	
12	キャッシュカードによる入出金等と会計伝票との突合結果		適 否	

(参考) 1 上表は、月例（四半期）監査用の別紙について抜粋したものであるが、掲載を省略した部分の監査項目の区分は以下のとおりである。

- ・掛金関係
- ・資産運用関係
- ・適用関係
- ・給付関係
- ・中途脱退者関係
- ・業務概況の周知関係
- ・福祉施設関係

2 このほか、総合監査用の別紙及び決算関係監査調書に係る監査項目が示されている。

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表5－(5)－3 地方厚生（支）局における厚生年金基金に対する実地監査の実施状況

地方厚生（支）局で実施する厚生年金基金に対する実地監査については、「厚生年金基金の指導監督について」（昭和42年5月27日付け年発第580号）において、厚生労働省年金局で決定した基本方針に基づき、毎年度、地方厚生（支）局長が監査を実施する法人を選定し、具体的実地監査計画を策定することとされている。

今回、8地方厚生（支）局における実地監査の実施状況（平成23年度及び平成24年度の実績並びに平成25年度の計画数）を調査したところ、その結果は次のとおりであった。

（単位：法人）

地方厚生（支）局	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	監査実施法人数/管内法人数	監査実施法人数/管内法人数	監査計画法人数/管内法人数
北海道厚生局	5 / 9	4 / 9	3 / 9
東北厚生局	11 / 27	6 / 25	8 / 24
関東信越厚生局	63 / 314	59 / 307	69 / 296
東海北陸厚生局	14 / 64	14 / 64	16 / 62
近畿厚生局	15 / 92	18 / 85	26 / 82
中国四国厚生局	8 / 35	7 / 35	5 / 35
四国厚生支局	6 / 19	9 / 19	5 / 19
九州厚生局	5 / 35	9 / 33	9 / 33

（注）1 当省の調査結果による。

2 各年度の「管内法人数」は、前年度末現在の数値を計上している（例 平成23年度の管内法人数＝平成23年3月31日現在の数値）。

3 平成25年度の「監査計画法人数」は、当省が調査を行った時点（平成25年7月）の数値を計上している。

（参考）厚生労働省が実施した厚生年金基金に対する会計事務執行状況の点検調査結果に基づく  
監事監査に係る指導

厚生労働省では、平成22年度に全国608の厚生年金基金に対して会計事務執行状況の点検調査を行った際に、監事監査の実施状況を確認している。その結果では、一部の法人において、「厚生年金基金監事監査規程要綱」で示された月例監査や四半期監査を実施していない実態がみられたほか、月例監査で約4割、四半期監査で約3割の法人において、実質的に監事以外の者が帳簿等の確認を実施していたことなどが明らかにされている。

厚生労働省では、この点検調査の結果に基づき、地方厚生（支）局の担当課長宛てに、法人に対して法令等の規定を遵守した適正かつ厳正な事業運営を徹底するとともに、改善に向けた指導を行うよう通知を発出し、監事監査については次の内容を示している。

○ 「厚生年金基金の事業運営について」（平成22年12月22日付け年企発1222第1号）（抄）

7 監事監査の適正な実施

基金には、内部監査機関たる役員として監事を置くこととしており、監事は基金の業務を監査することとされている。（厚生年金保険法第119条、第120条）



また、監事による定例監査は毎年1回、経理や掛金に関する監査は月毎に、事業計画の実施状況等の監査は四半期毎に行うこととしており（「監事監査要綱」）、その具体的な監査内容等については、監事監査要綱の参考「厚生年金基金監事監査関係資料」で示しているところである。

今回の点検調査から、毎月の監査が実施されていない基金及び監査にあたって会計帳簿や預金通帳等の原本による確認を行っていない基金等が認められた。

監事による監査は法の規定に基づき行われるものであり、基金の業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的に行うものであることから、このような基金においては、監事の果たすべき役割を踏まえ、適材の配置に努めるとともに、監事監査要綱の定めるところにより公平かつ厳正な監査を、監事自ら責任をもって実施するように改められたいこと。

なお、監事監査の実施にあたり、監事以外の者が補助を行うことは差し支えないが、最終的には監事が責任を負うものであること。

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表5- (5)- 4 地方厚生(支)局の厚生年金基金に対する実地監査における監事以外の者による監査の実施、監事以外の者が補助として行う場合の監事の指示に関する指摘の状況(平成24年度)

指摘内容	法人数
月例(四半期)監査は、監事監査規程に基づき監事が実施すること。なお、監事以外の者が補助として行う場合は、監事による明確な指示の下に実施すること。	32
監事が実施する月例監査を学識経験顧問が実施していたこと、並びに四半期における監事監査が実施されていなかったことから、監事自ら責任をもって監査を実施すること。	3
監事監査規程第3条に規定されている学識経験顧問による月例(四半期)監査又は点検ができる事項について削除すること。また、月例(四半期)監査は監事が行うこと。なお、監事以外の者に補助として行わせる場合は、監事による明確な指示の下に実施すること。	1
監事監査について、補助者が監査を行う場合には、監事の明確な指示の下に行わせること。	1
監事は監事監査規程に基づき、月例監査及び理事長への通知は、監事自ら行うこと。	1
月例監査を常務理事が行っているため、監事自ら監査を行うこと。	1
合計	39

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 調査した8地方厚生(支)局が、平成24年度に126の厚生年金基金に対して実施した実地監査の結果による。

表5- (6) - 1 国民年金基金の監事の職務に関する通知

○ 「国民年金基金の事業運営について」(平成3年7月12日付け年発第4595号)(抄)

別紙 国民年金基金の事業運営基準

第4 監事

基金の監事制度は、専門的かつ技術的な基金の事業が、長期にわたり健全に継続される必要があることから、自己監査機関として特に設けられたものであるから、立法の趣旨を十分勘案して適当な者を選任し、その機能を十分活用するものであること。

なお、学識経験を有する者のうちから選任する監事については、公的年金制度に関する学識又は経験が豊かであって、公平が期待できる者をもって充てること。

- 1 監事の監査は、別添「国民年金基金監事監査規程要綱」を基準とした規程に基づき、適正かつ厳正に行うこと。
- 2 監事は、その職務を行ったときは、必ず記録を作成すること。

別添 国民年金基金監事監査規程要綱

- 1 監事の監査は、法第125条第3項の規定に基づいて、基金の業務の適正かつ能率的運営を図ることを目的として行うものとする。
- 2 監査は、定例監査及び特別監査とし、書面又は実地により実施するものとする。
- 3 定例監査は、少なくとも毎年1回、次の事項のすべてについて行うものとする。ただし、(3)に掲げる事項については、毎月1回、(4)に掲げる事項については、四半期に1回行うものとする。
  - (1) 諸法令、諸規則等の実施状況
  - (2) 事務能率及び経営合理化の状況
  - (3) 事業計画並びに経理及び掛金に関する実施状況
  - (4) 積立金の管理及び運用に関する事項
  - (5) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
  - (6) 掛金額の決定並びに年金及び一時金の裁定等の処分に関する事項
  - (7) 貸借対照表、損益計算書及び業務報告書等の決算に関する事項
  - (8) その他業務の執行に関する状況
- 4 特別監査は、特定の事項について、監事が必要と認める都度行うものとする。
- 5 監事は、毎事業年度当初、当該事業年度における監査の実施回数、時期その他実施に関する事項を掲げた実施計画を作成し、これを理事長に通知するものとする。
- 6 監事は、いつでも理事又は理事長に対して、業務及び財務に関する報告を求め、又はそれらの状況を調査し、若しくは帳簿書類その他の物件について検査をすることができる。
- 7 監事は、貸借対照表、損益計算書及び業務報告書について監査をしたときは、これらに意見を付さなければならない。
- 8 監事は、前記3に掲げる事項について監査を行うほか、次の各号に掲げる事項について調査、研究し、理事又は理事長に対して意見を提出することができる。
  - (1) 業務の改善に関する事項

- (2) 予算の編成に関する事項
  - (3) 基金の財政計画に関する事項
  - (4) その他業務に関する重要事項
- 9 監事は、監査結果を文書をもって理事長に通知するとともに、少なくとも年1回は代議員会に報告しなければならない。
- 10 監事は、監査結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に対して意見を提出することができる。
- 11 監事は、監査の適正を図るため、次の各号に掲げる文書についてその執行前に回付を受けるものとする。
- (1) 監督官庁に対する認可又は承認の申請に関する文書
  - (2) 規程、規則等の制定及び改廃に関する文書
  - (3) 業務運営の基本方針に関する文書
  - (4) 積立金の管理及び運用に関する基本方針に関する文書
  - (5) 業務経理に属する契約であつて重要なものに関する文書
  - (6) 信託会社等、生命保険会社、全共連、共水連、連合会、日本郵政公社及びその他の法人との契約に関する文書
  - (7) 借入金の借入れに関する文書
  - (8) 余裕金運用の決定に関する文書
  - (9) 業務報告書その他監督官庁へ提出する重要文書
  - (10) 国庫負担金の申請に関する文書
  - (11) その他業務上の重要な文書
- 12 監事は、前記11のほか、次の各号に掲げる文書の回付を受けるものとする。
- (1) 監督官庁からの認可又は承認にかかる指令書、通知書その他の文書
  - (2) その他業務運営に関する重要文書
- 13 監事の職務は、合議により行う。ただし、前期3のただし書、11及び12に関する事務については、学識経験監事が単独でこれを処理することを原則とする。
- 14 監事の職務のうち常務は、学識経験監事が執行するものとする。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 本通知の最終改正は、平成17年3月31日である。その後行われた国民年金法第125条の改正については、本通知に反映されていない。

表5－(6)－2 地方厚生（支）局における国民年金基金に対する実地監査の実施状況

地方厚生（支）局における国民年金基金に対する実地監査については、「国民年金基金の指導監督等について」（平成3年12月12日付け年発第6743号）において、厚生労働省年金局で決定した基本方針に基づき、毎年度、地方厚生（支）局長が監査を実施する法人を選定し、具体的実地監査計画を策定することとされている。

今回、6地方厚生（支）局における実地監査の実施状況（平成23年度及び平成24年度の実績並びに平成25年度の計画数）を調査したところ、その結果は以下のとおりであった。

地方厚生（支）局	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	監査実施法人数/管内法人数	監査実施法人数/管内法人数	監査計画法人数/管内法人数
北海道厚生局	0 / 1	1 / 1	0 / 1
東北厚生局	2 / 6	2 / 6	2 / 6
関東信越厚生局	6 / 35	7 / 35	8 / 35
東海北陸厚生局	2 / 6	2 / 6	2 / 6
中国四国厚生局	1 / 5	1 / 5	1 / 5
四国厚生支局	1 / 4	1 / 4	1 / 4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各年度の「管内法人数」は、前年度末現在の数値を計上している（例 平成23年度の管内法人数＝平成23年3月31日現在の数値）。

3 平成25年度の「監査計画法人数」は、当省が調査を行った時点（平成25年7月）の数値を計上している。

表5－(7)－1 企業年金基金の監事の職務に関する通知

○ 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成14年3月29日付け年企発第0329003号・年運発第0329002号）（抄）

別紙2 確定給付企業年金の事業運営基準

2. 企業年金基金の組織及び運営に関する事項

(4) 監事

① 監事は、専門的・技術的な基金の事業が長期にわたり健全に継続でき、かつ、特定の目的のために特に設立された認可法人である基金の運営が健全に行われるよう、自己監査機関として特に設けられたものであることを鑑み、監事制度の活用を図ること。

② 確定給付企業年金法（以下「法」という。）第23条の規定により、監事に代表権が与えられる場合においては、監事2名で共同して行うこと。

③ 監事の監査は、別紙5の「企業年金基金監事監査規程要綱」を基準として監査規定を設け、これに基づき適正かつ厳正に行うこと。

別紙5 企業年金基金監事監査規程要綱

1 監事の監査は、確定給付企業年金法第22条第4項の規定に基づいて、企業年金基金（以

下「基金」という。)の業務の適正かつ能率的運営を図ることを目的として行うものとする。

- 2 監査は、定例監査及び特別監査とし、書面又は実地により実施するものとする。
- 3 定例監査は、少なくとも毎事業年度1回、次に掲げる事項のすべてについて行うものとする。
  - (1) 諸法令、諸規則等の実施状況
  - (2) 事務能率及び経営合理化の状況
  - (3) 事業計画の実施状況
  - (4) 経理及び掛金に関する事項
  - (5) 積立金の管理及び運用に関する事項
  - (6) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
  - (7) 給付の算定基礎となる給与等の決定及び給付の裁定等の処分に関する事項
  - (8) 決算に関する報告書及び事業報告書に関する事項
  - (9) その他業務の執行に関する状況
- 4 特別監査は、特定の事項について、監事が必要と認める都度行うものとする。
- 5 監事は、毎事業年度当初、当該事業年度の監査の回数、時期その他監査の実施に関する事項を定める監査の実施計画を立て、これを理事長に通知するものとする。(様式1参照)
- 6 監事は、いつでも理事又は理事長に対して、業務及び財務に関する報告を求め、又は業務及び財務の状況を調査し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 7 監事は、決算に関する報告書及び事業報告書について監査したときは、これに意見を付さなければならない。(様式3参照)
- 8 監事は、前記3に掲げる事項について監査を行うほか、次の事項について調査、研究し、理事又は理事長に意見を提出することができる。
  - (1) 業務の改善に関する事項
  - (2) 予算の編成に関する事項
  - (3) 基金の財政計画に関する事項
  - (4) その他業務に関する重要事項
- 9 監事は、監査の結果を文書をもって理事長に通知するとともに、少なくとも年1回は代議員会に報告しなければならない。(様式2参照)
- 10 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 11 監事は、次の各号に掲げる文書の回付を受けるものとする。
  - (1) 監督官庁からの認可書、承認書、通知書その他の文書
  - (2) 積立金の管理及び運用に関する基本方針に関する文書
  - (3) 業務経理に属する契約であつて重要なものに関する文書
  - (4) 借入金の借入れに関する文書
  - (5) その他業務運営に関する重要な文書
- 12 監事の職務は、合議により行う。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 本通知は、平成 26 年 4 月 1 日の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）施行前のものである。

表 5 - (7) - 2 企業年金基金の監事監査における具体的な監査項目の例

厚生労働省では、表 5 - (7) - 1 で示した「企業年金基金監事監査規程要綱」の別紙で監事監査における具体的な監査項目を示している。監査項目の具体例は次のとおり。				
別紙				
(実施欄は実施した項目につき✓を付し、適否欄は該当するものを○で囲む)				
共通事項	監査項目	実施	適否	摘要
	1 文書受付簿を設け、受付処理経過を記入しているか		いる いない	
	2 受付文書に受付印を押印しているか		いる いない	
	3 文書発送簿を設け、発送処理経過を記入しているか		いる いない	
	4 決裁又は供覧を確実にやっているか		いる いない	
	5 処理は迅速に行われているか		いる いない	
	6 受託会社との協定事項は守られているか		いる いない	
	7 行政官庁に対する諸届の取扱は適正か		適否	
	8 通達等関係書類の整理保管の状況		適否	
	9 基金と実施事業所との連絡		適否	
10 完結書類の整理保管の状況		適否		
庶務関係	1 理事会の会議録の整備状況		適否	
	2 代議員会の会議録の整備状況		適否	
	3 規約原簿の整備状況		適否	
	4 基金原簿の整備状況		適否	
	5 諸規程の整備状況		適否	
	6 公印の保管状況		適否	
経理関係	1 現金、預貯金の通帳または預り証等の保管方法		適否	
	2 現金、預貯金の月末突合結果		適否	
	3 元帳、補助簿の整備状況		適否	
	4 証票書類の内容及び整備状況		適否	
	5 会計伝票の起票及び勘定科目		適否	
	6 証票と会計伝票との突合結果		適否	
	7 日(月)計表の作成状況		適否	
	8 月計表と元帳、補助簿の突合結果		適否	

	9 月計表、元帳、補助簿の計算調査結果		適 否	
<p>(参考) 1 上表で掲載を省略した部分の監査項目の区分は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掛金関係</li> <li>・資産運用関係</li> <li>・適用関係</li> <li>・給付関係</li> <li>・情報開示関係</li> <li>・福祉事業関係</li> </ul> <p>2 このほか、決算関係監査調書に係る監査項目が示されている。</p>				

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表5-(7)-3 地方厚生(支)局における企業年金基金に対する書面監査及び実地監査の実施状況

地方厚生(支)局における企業年金基金に対する監査については、「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」(平成22年11月1日付け年発1101第1号)に定める「確定給付企業年金監査実施要綱」において、以下の法人を対象として、地方厚生(支)局で毎年度、半期ごとに監査実施計画を作成して計画的に実施することとされている。

- ・ 書面監査は、企業年金の実施から概ね3年を経過している企業年金の事業主等を対象とし、定期的に行うこととする。
- ・ 実地監査は、書面監査を行った企業年金の事業主等のうち、地方厚生(支)局に提出された書面監査資料の記載内容等を踏まえ、事業所又は基金事務所に立ち入り、企業年金に関する関係書類及び帳簿等を閲覧し、関係者からの聴取を行うこと等により、さらに事実関係等を確認する必要があると認められる企業年金の事業主等を対象とする。

今回、4地方厚生局における書面監査及び実地監査の実施状況(平成23年度及び平成24年度の実績並びに平成25年度の計画数)を調査したところ、その結果は以下のとおりであった。

○書面監査

地方厚生局 No.	平成23年度 書面監査実施法人数/管内法人数	平成24年度 書面監査実施法人数/管内法人数	平成25年度 書面監査計画法人数/管内法人数
1	103 / 286	60 / 297	60 / 285
2	25 / 32	0 / 32	0 / 33
3	11 / 79	14 / 68	16 / 56
4	1 / 4	1 / 4	1 / 4

○実地監査

地方厚生局 No.	平成23年度 実地監査実施法人数/書面監査実施法人数	平成24年度 実地監査実施法人数/書面監査実施法人数	平成25年度 実地監査計画法人数/書面監査計画法人数
1	40 / 103	26 / 60	6 / 60
2	5 / 25	1 / 0	0 / 0
3	3 / 11	6 / 14	9 / 16
4	1 / 1	1 / 1	1 / 1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 書面監査の表の各年度の「管内法人数」は、前年度末現在の数値を計上している(例 平成23年度の管内法人数=平成23年3月31日現在の数値)。

3 平成25年度の書面監査の表の「書面監査計画法人数」及び同年度の実地監査の表の「実地監査計画法人数」は、当省が調査を行った時点(平成25年7月)の数値を計上している。

4 実地監査については、「確定給付企業年金監査実施要綱」において、書面監査を行った企業年金の事業主等の一部について実施することとなっていることから、実地監査の表では、書面監査実施法人数(又は書面監査計画法人数)を分母としている。なお、地方厚生局 No. 2の平成24年度については、書面監査実施法人数が0であるにもかかわらず、実地監査実施法人数が1となっているが、これは平成23年に不祥事が発覚した法人に対して24年度に実地監査を実施したことによるものである。



表5-(7)-4 地方厚生(支)局における企業年金基金に対する書面監査の際の監事監査に係る  
監査項目

地方厚生(支)局において実施する企業年金基金に対する書面監査については、「確定給付企業年金監査実施要綱」で示す「確定給付企業年金監査資料(基金型)」によって監査を実施することされている。このうち、監事監査に係る監査項目は次に掲げるとおりである。

○「確定給付企業年金監査資料(基金型)」(抄)

(2) 前年度の代議員会の開催の状況

① 開催回数(平成□□年度): □□回

② 開催日: 平成□□年□□月□□日  
平成□□年□□月□□日

(3) 監事監査について

ア 前年度の監事監査の状況

① 年度当初作成した監査計画書を添付してください。

② 実施回数(平成□□年度): □□回

③ 実施日: 平成□□年□□月□□日  
平成□□年□□月□□日  
平成□□年□□月□□日  
平成□□年□□月□□日

④ 定例監査の現状について記載してください。

【記載例】

例1 監事は、企業年金基金の事務室に向向き、元帳等の会計帳簿、会計伝票、領収証書及び預金通帳等の突合せ確認を行ったうえで、署名・押印をしている。

例2 監事は、企業年金基金から郵送されてきた書類により確認を行い、署名・押印のうえ、基金に返送する方法により行っている。預金通帳や会計伝票の原本等との突合せ確認は行っていない。

例3 監事以外の者が基金事務室で事務局から提示された書類及び口頭説明により確認を行い、署名・押印のうえ、監事に監査書類を郵送。監事は郵送された書類の内容の確認を行い、署名・押印した書類を企業年金基金に返送している。預金通帳や会計伝票の原本等との突合せ確認は行っていない。

	実施の有無	監査実施者	監査方法
定例監査			

イ 監事を選出するに当たって、会計事務に係る素養や資格等を考慮していますか。

内に○を付してください。

① いる	<input type="checkbox"/>
② いない	<input type="checkbox"/>

ウ 監事選出に当たって考慮している事項を記載してください。

考慮している事項	
----------	--

エ 現在の監事について、公認会計士や簿記等の会計事務に係る資格を有している場合、又は、経理事務に精通している経歴を有している場合には、差し支えない範囲で記載してください。

現在の監事	
-------	--

オ 会計事務所や税理士事務所等の外部専門家による会計チェックを受けていますか。

内に○を付してください。

① 受けている	<input type="checkbox"/>
② 受けていない	<input type="checkbox"/>

カ 上記オで「①受けている」場合、頻度、内容及び費用について、差し支えない範囲で記載してください。

① 頻 度 : 年  回

②

内 容	
-----	--

(4) 基金事務局の体制について

常勤職員 :  人

非常勤職員 :  人

(注) 厚生労働省の資料から抜粋した。

表 5 - (8) - 1 大阪湾広域臨海環境整備センターに出資している地方公共団体及び港湾管理者

[地方公共団体 (174 団体)]

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、大津市、京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市、他 162 市町村

[港湾管理者 (4 団体)]

大阪港港湾管理者、堺泉北港港湾管理者、神戸港港湾管理者、尼崎西宮芦屋港港湾管理者

表 5 - (8) - 2 大阪湾広域臨海環境整備センターの管理委員会

管理委員長 大阪府知事

管理委員 滋賀県知事、京都府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、大阪市長、  
神戸市長

表 5 - (8) - 3 大阪湾広域臨海環境整備センター一定款

○ 大阪湾広域臨海環境整備センター一定款 (昭和 58 年 3 月 17 日制定) (抄)

(役員)

第 21 条 センターに、役員として理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 15 人以内及び監事 2 人を置く。



## 資 料 編

### 資料 調査した設立認可法人及び所轄庁の概要

○ 学校法人	111
○ 医療法人	113
○ 社会福祉法人	115
○ 健康保険組合	118
○ 厚生年金基金	120
○ 国民年金基金	122
○ 企業年金基金	124
○ 広域臨海環境整備センター	126



●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置き状況等  
【学校法人】

No.	所轄庁	理事(人)	監事(人)	評議員(人)	財務諸表等の届出	財務諸表等の備置き				実地調査の受検
						事業報告書	財産目録	貸借対照表	収支計算書	
1	文部科学大臣	14	2	36	○	○	○	○	○	○
2	文部科学大臣	15	2	31	○	○	○	○	○	○
3	文部科学大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○
4	文部科学大臣	14	2	29	○	○	○	○	○	○
5	文部科学大臣	8	2	24	○	○	○	○	○	○
6	文部科学大臣	7	2	14	○	○	○	○	○	○
7	文部科学大臣	11	2	23	○	○	○	○	○	○
8	文部科学大臣	6	2	13	○	×	○	○	○	○
9	文部科学大臣	9	2	19	○	○	○	○	○	○
10	文部科学大臣	8	2	23	○	×	×	×	×	○
11	文部科学大臣	12	2	30	○	○	○	○	○	○
12	文部科学大臣	6	2	12	○	○	○	○	○	○
13	文部科学大臣	7	2	17	○	×	×	×	×	○
14	文部科学大臣	6	2	15	○	○	○	○	○	○
15	文部科学大臣	7	2	22	○	○	○	○	○	○
16	文部科学大臣	6	2	15	○	○	○	○	○	○
17	都道府県知事	5	2	16	○	○	○	○	○	○
18	都道府県知事	10	2	24	○	○	○	○	○	○
19	都道府県知事	5	2	11	○	○	○	○	○	○
20	都道府県知事	7	2	17	○	○	○	○	○	○
21	都道府県知事	5	2	13	○	○	○	○	○	○
22	都道府県知事	9	2	19	○	○	○	○	○	○
23	都道府県知事	6	2	13	○	○	○	○	○	○
24	都道府県知事	5	2	11	○	○	○	○	○	○
25	都道府県知事	6	2	21	○	○	○	○	○	○
26	都道府県知事	7	2	17	○	○	○	○	○	○
27	都道府県知事	6	2	13	○	○	○	○	○	○
28	都道府県知事	7	2	18	○	○	○	○	○	○
29	都道府県知事	6	2	14	○	○	○	○	○	○
30	都道府県知事	15	2	32	○	○	○	○	○	○
31	都道府県知事	5	2	11	○	○	○	○	○	○

(注) 1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「実地調査の受検」の欄においてそれぞれの事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

3 「財務諸表等の届出」の欄の「-」は、法人が補助金を受けておらず、所管庁への財務諸表等の提出義務がないものである。

4 「財務諸表等の備置き」の欄の「-」は、法人の認可後、一会計年度を経過していないものである。

5 「実地調査の受検」の欄の「-」の法人は、補助金を受けていないため検査の対象となっていないものである。

6 No.14～16の法人は、補助金を受けていないため「財務諸表等の届出」欄は「-」としているが、文部科学大臣は、学部・学科等の認可後、一定期間「大学等設置に係る

寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備状況調査」を実施し、その中で実地調査を行っているため、「実地調査の受検」欄は「○」と記載している。

7 No.25の法人の評議員数は寄附行為に規定された上限の人数である。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

【学校法人】

<文部科学省>

No.	認可の審査基準の定め	審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務諸表等の備置の確認	監事監査に係る指導
文部科学省	○	○	○	○	○	○	○

<都道府県>

No.	認可の審査基準の定め	審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務諸表等の備置の確認	監事監査に係る指導
1	○	○	○	×	—	○	○
2	○	○	○	×	—	○	×
3	○	○	○	○	×	○	×
4	○	○	○	○	×	○	○
5	○	○	○	×	—	×	○
6	○	○	○	○	○	○	○
7	○	○	○	×	—	○	○
8	○	○	○	○	×	○	○
9	○	○	○	○	○	○	○
10	○	○	○	○	×	○	○
11	○	○	○	×	—	○	×
12	○	○	○	×	—	×	×
13	○	○	○	○	×	○	○
14	○	○	○	○	○	○	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

- 2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」と、該当がない場合は「—」としている。  
 3 「認可の審査基準の定め」欄は、文部科学大臣が策定している基準を用いている都道府県も「○」としている。



●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置き状況等

【医療法人】

No.	所轄庁	理事(人)	監事(人)	社員又は 評議員 (人)	財務諸表 等の届出	財務諸表等の備置き						外部監査 の活用	立入検査 の受検
						事業報告 書	財産目録	貸借対照 表	損益計算 書	監事の監 査報告書	定款又は 寄附行為		
1	厚生労働大臣	10	2	11	○	×	×	×	×	×	×	○	×
2	厚生労働大臣	24	1	11	○	×	×	×	×	×	×	×	×
3	厚生労働大臣	6	2	8	○	○	○	○	○	○	○	○	×
4	厚生労働大臣	10	2	15	○	○	○	○	○	○	○	○	×
5	厚生労働大臣	15	2	6	○	×	×	×	×	×	×	×	×
6	厚生労働大臣	13	2	15	○	×	×	×	×	×	×	×	×
7	厚生労働大臣	8	2	3	○	×	×	×	×	×	×	×	×
8	厚生労働大臣	6	2	15	○	×	×	×	×	×	×	×	×
9	厚生労働大臣	5	1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	×
10	厚生労働大臣	6	2	7	○	×	×	×	×	×	×	○	×
11	厚生労働大臣	6	1	4	○	○	○	○	○	○	○	○	×
12	厚生労働大臣	7	3	4	○	×	×	×	×	×	×	×	×
13	厚生労働大臣	7	2	20	○	×	×	×	×	×	×	×	×
14	厚生労働大臣	20	2	4	○	×	×	×	×	×	×	○	×
15	厚生労働大臣	6	1	8	○	○	○	○	○	○	○	×	×
16	厚生労働大臣	4	1	4	○	×	×	×	×	×	×	○	×
17	厚生労働大臣	16	2	7	○	○	○	○	○	○	○	×	×
18	厚生労働大臣	8	1	3	○	×	×	×	×	×	×	×	×
19	厚生労働大臣	17	2	6	○	○	○	○	○	○	○	○	×
20	厚生労働大臣	5	1	3	○	×	×	×	×	×	×	×	×
21	厚生労働大臣	4	1	5	○	×	×	×	×	×	×	○	×
22	厚生労働大臣	7	1	2	○	×	×	×	×	×	×	×	×
23	厚生労働大臣	8	1	2	○	×	×	×	×	×	×	×	×
24	厚生労働大臣	4	1	4	○	○	○	○	○	○	○	×	×
25	厚生労働大臣	3	1	3	○	×	×	×	×	×	×	×	×
26	厚生労働大臣	4	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	×
27	厚生労働大臣	5	1	3	○	×	×	×	×	×	×	○	×
28	厚生労働大臣	5	2	5	○	×	×	×	×	×	×	○	×
29	厚生労働大臣	3	1	4	○	×	×	×	×	×	×	×	×

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「外部監査の活用」、「立入検査の受検」の欄においてそれぞれの事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」  
としている。

3 No.9及び26の法人の「-」は、「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」及び「外部監査の活用」の状況を確認をできなかったことを示す。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

【医療法人】

<本省>

	認可の審査基準 の定め	審査基準の公表	認可に係る標準 処理期間の定め・ 公表	指導監督基準の 定め	指導監督基準の 公表	財務情報等の備 置きの確認	監事監 指導
厚生労働省本省	○	○	○	○	○	×	×

<地方厚生(支)局>

	指導監督基準の定め(地方厚生 (支)局独自のもの)	指導監督基準の公表	指導監督基準の公表	財務情報等の備置きの確認	監事監査に係る指導
東北厚生局	×	-	-	×	×
関東信越厚生局	×	-	-	×	×
東海北陸厚生局	×	-	-	×	×
近畿厚生局	○	×	-	×	×
中国四国厚生局	×	-	-	×	×
四国厚生支局	×	-	-	×	×
九州厚生局	×	-	-	×	×

(注) 1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」と、該当のない場合は「-」としている。

●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置きの状況等

資-3

【社会福祉法人】

No.	所轄庁	区分	理事(人)	監事(人)	財務諸表等の届出の有無	財務諸表等の備置き				積立金の使途に関する計画の策定	外部監査の活用	
						事業報告書	財産目録	貸借対照表	収支計算書		監事の意見を記載した書面	公認会計士による監査
1	厚生労働大臣	児童系	6	2	○	×	×	×	×	×	×	○
2	厚生労働大臣	児童系	7	2	○	○	○	○	○	×	×	×
3	厚生労働大臣	児童系	6	2	○	○	○	○	○	○	○	×
4	厚生労働大臣	児童系	10	2	○	○	○	○	○	○	×	○
5	厚生労働大臣	児童系	6	2	○	○	○	○	○	○	×	×
6	厚生労働大臣	児童系	7	2	○	○	○	○	○	×	×	○
7	厚生労働大臣	児童系	6	2	○	×	×	×	×	×	○	×
8	厚生労働大臣	児童系	6	2	○	○	○	○	○	×	×	×
9	厚生労働大臣	児童系	10	2	○	-	-	-	-	○	○	○
10	厚生労働大臣	児童系	6	2	○	○	○	○	○	○	×	×
11	厚生労働大臣	児童系	8	2	○	○	○	○	○	×	×	×
12	厚生労働大臣	老人系	9	2	○	○	○	○	×	×	×	×
13	厚生労働大臣	老人系	10	2	○	-	-	-	-	×	×	×
14	厚生労働大臣	老人系	10	2	○	○	○	○	○	○	×	×
15	厚生労働大臣	老人系	8	2	○	×	×	×	×	×	×	×
16	厚生労働大臣	老人系	13	2	○	○	○	○	○	○	×	×
17	厚生労働大臣	老人系	9	2	○	○	○	○	○	×	×	×
18	厚生労働大臣	老人系	7	2	○	×	×	×	×	×	○	○
19	厚生労働大臣	老人系	7	2	○	-	-	-	-	×	×	×
20	厚生労働大臣	老人系	6	2	○	○	○	○	○	○	×	×
21	厚生労働大臣	老人系	7	2	○	○	○	○	○	○	×	×
22	厚生労働大臣	老人系	6	2	○	○	○	○	×	○	×	×
23	厚生労働大臣	老人系	11	2	○	○	○	○	○	×	×	×
24	厚生労働大臣	老人系	6	2	○	○	○	○	○	×	×	×
25	厚生労働大臣	老人系	6	2	○	○	○	○	○	○	×	×
26	厚生労働大臣	老人系	6	2	○	×	○	○	×	○	×	○
27	厚生労働大臣	老人系	7	2	○	○	○	○	○	×	×	○

No.	所轄庁	区分	理事(人)	監事(人)	財務諸表等の届出	財務諸表等の備置き				積立金の 使途に関 する計画 の策定	外部監査の活用	
						事業報告 書	財産目録	貸借対照 表	収支計算 書		監事の意 見を記載し た書面	公認会計 士による監 査
28	厚生労働大臣	老人系	8	2	○	○	○	○	○	×	○	×
29	厚生労働大臣	障害者系	10	2	○	○	○	○	○	○	×	×
30	厚生労働大臣	障害者系	8	2	○	×	×	×	×	×	×	×
31	厚生労働大臣	障害者系	11	2	○	○	○	○	○	○	○	×
32	厚生労働大臣	障害者系	6	2	○	×	○	○	○	×	×	○
33	厚生労働大臣	障害者系	10	2	○	—	—	—	—	×	○	×
34	厚生労働大臣	障害者系	6	2	○	×	×	×	×	○	×	×
35	厚生労働大臣	障害者系	6	2	○	○	○	○	○	×	○	×
36	都道府県知事	老人系	12	2	○	×	×	×	×	×	○	×
37	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	○	○	○	○	×	×
38	都道府県知事	老人系	10	2	○	○	○	○	○	×	×	×
39	都道府県知事	老人系	7	2	○	—	—	—	—	×	×	×
40	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	○	○	○	○	×	×
41	都道府県知事	老人系	6	2	○	×	×	×	×	○	×	×
42	都道府県知事	老人系	6	2	○	—	—	—	—	○	×	×
43	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	○	○	○	×	×	○
44	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	○	○	○	×	×	×
45	都道府県知事	老人系	7	2	○	○	○	○	○	×	×	×
46	都道府県知事	老人系	6	2	○	—	—	—	—	×	×	×
47	都道府県知事	老人系	6	2	○	×	×	×	×	×	×	×
48	都道府県知事	老人系	7	2	○	○	○	○	○	×	×	○
49	都道府県知事	老人系	7	2	○	○	○	○	○	○	×	×
50	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	×	×	×	×	×	×
51	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	○	○	○	×	×	×
52	都道府県知事	老人系	6	2	○	○	○	○	○	×	×	×

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「積立金の使途に関する計画の策定」、「外部監査の活用」の欄においてそれぞれの事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

3 「財務諸表等の備置き」の欄の「—」は、今回の調査において、備置きの状況を確認することができなかったものを示す。

4 「児童系」とは保育所等の経営を主に行う法人、「老人系」とは養護老人ホーム等の経営を主に行う法人、「障害者系」とは障害者支援施設等の経営を主に行う法人を示す。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

【社会福祉法人】

<本省>

No.	認可の審査基準の定め	審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務情報等の備置の確認	監事監査に係る指導
厚生労働省本省	○	○	○	○	○	○	○

<地方厚生局>

	認可の審査基準の定め(独自のもの)	審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め(地方厚生局独自のもの)	指導監督基準の公表	財務情報等の備置の確認	監事監査に係る指導
北海道厚生局	×	—	○	×	—	×	○
東北厚生局	×	—	○	×	—	○	○
関東信越厚生局	×	—	○	×	—	○	○
東海北陸厚生局	×	—	○	×	—	○	○
近畿厚生局	×	—	○	×	—	○	○
中国四国厚生局	×	—	○	×	—	×	○
九州厚生局	×	—	○	×	—	×	○

<都道府県>

No.	認可の審査基準の定め	審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務情報等の備置の確認	監事監査に係る指導
1	×	—	○	×	—	○	○
2	○	○	○	○	○	○	○
3	×	—	○	○	×	×	○
4	×	—	×	×	—	○	○
5	○	○	○	○	○	×	○
6	×	—	×	×	—	○	○
7	○	×	○	×	—	○	○
8	×	—	○	○	○	○	○
9	×	—	×	○	×	○	○
10	×	—	×	×	—	○	○
11	×	—	×	○	○	×	○
12	○	○	○	○	○	×	○
13	○	○	○	○	○	×	○
14	○	○	○	○	○	○	○
15	×	—	×	○	×	○	○

(注) 1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」と、該当のない場合は「—」としている。

3 指導監督基準の策定及び公表は、行政手続法等に基づく義務とされているものではない。

●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置きの状況等

資-4

【健康保険組合】

No.	所轄庁	理事(人)	監事(人)	組合会議 員(人)	財務諸表 等の届出	収入支 出 決算 概要 表(その1 ～7)	財務諸表等の備置き						実地指導 監査の受 検
							病院診療 所収入支 出決算概 要表	直営保養 所収入支 出決算概 要表	損益計算 損書(一般勘 定)	貸借対照 表(一般勘 定)	事業報告 書	財産目録	
1	厚生労働大臣	4	2	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	厚生労働大臣	8	2	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	厚生労働大臣	10	2	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	厚生労働大臣	8	2	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	厚生労働大臣	8	2	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	厚生労働大臣	6	2	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	厚生労働大臣	10	2	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	厚生労働大臣	8	2	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	厚生労働大臣	14	2	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	厚生労働大臣	10	2	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「実地指導監査の受検」の欄の「○」は、それぞれの事項が「有」であることを示す。

3 No.27の法人の「-」は、「財務諸表等の備置き」の状況を確認をできなかったものを示す。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

【健康保険組合】

<本省>

	設立・規約変更の認可に係る審査基準の定め	設立・規約変更の認可に係る審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務諸表等の備置きの確認	監事監査に係る指導
厚生労働省本省	○	○	—	○	○	—	○

<地方厚生(支)局>

	地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準	地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め(地方厚生(支)局独自のもの)	指導監督基準の公表(地方厚生(支)局独自のもの)	財務諸表等の備置きの確認	監事監査に係る指導
北海道厚生局	—	—	—	×	×	×	○
東北厚生局	—	—	—	×	×	○	○
関東信越厚生局	—	—	—	×	×	×	○
東海北陸厚生局	—	—	—	×	×	○	○
近畿厚生局	—	—	—	×	×	○	○
中国四国厚生局	—	—	—	×	×	×	○
四国厚生支局	—	—	—	×	×	○	○
九州厚生局	—	—	—	×	×	×	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」と、該当のない場合は「—」としている。

3 <本省>の「財務諸表等の備置きの確認」の欄については、本省で監査を実施しないため(地方厚生(支)局で監査を実施のため)「—」と表記している。

4 <本省>の「認可に係る標準処理期間の定め・公表」、<地方厚生(支)局>の「地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の定め」及び「地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の公表」については、健康保険組合は、行政手続法第4条第2項により、同法第5条が適用されないため「—」としている。

●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置き状況等

資-5

【厚生年金基金】

No.	所轄庁	理事(人)	監事(人)	代議員(人)	財務諸表等の届出	財務諸表等の備置き				外部監査の活用	実地監査の受検
						貸借対照表	損益計算書	業務報告書	監事の意見		
1	厚生労働大臣	21	2	45	○	○	○	○	○	×	○
2	厚生労働大臣	14	2	32	○	×	×	×	×	×	○
3	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	×	×	×	○
4	厚生労働大臣	16	2	34	○	○	○	○	○	×	○
5	厚生労働大臣	12	2	30	○	×	×	×	×	×	○
6	厚生労働大臣	10	2	22	○	×	×	×	×	×	○
7	厚生労働大臣	8	2	16	○	○	○	○	○	×	○
8	厚生労働大臣	8	2	23	○	×	×	×	×	×	○
9	厚生労働大臣	12	2	28	○	○	○	○	○	×	○
10	厚生労働大臣	16	2	33	○	×	×	×	×	×	○
11	厚生労働大臣	10	2	22	○	×	×	×	×	×	○
12	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	×	×	×	○
13	厚生労働大臣	8	2	20	○	×	×	×	×	×	○
14	厚生労働大臣	10	2	22	○	×	×	×	×	×	○
15	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	×	×	×	○
16	厚生労働大臣	10	2	22	○	○	○	○	○	×	○
17	厚生労働大臣	4	2	12	○	×	×	×	×	×	○
18	厚生労働大臣	8	2	17	○	×	×	×	×	×	○
19	厚生労働大臣	8	2	20	○	×	×	×	×	×	○
20	厚生労働大臣	8	2	16	○	×	×	×	×	×	○
21	厚生労働大臣	6	2	14	○	×	×	×	×	×	○
22	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	×	×	×	○
23	厚生労働大臣	16	2	6	○	×	×	×	×	×	○
24	厚生労働大臣	4	2	10	○	×	×	×	×	×	○
25	厚生労働大臣	10	2	22	○	×	×	×	×	×	○
26	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	×	×	×	○
27	厚生労働大臣	7	2	17	○	○	○	○	○	×	○
28	厚生労働大臣	4	2	10	○	×	×	×	×	×	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「外部監査の活用」及び「実地監査の受検」の欄においてそれぞれの事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。



●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

【厚生年金基金】

<本省>

	設立・規約 変更の認可 に係る審査 基準の定め	設立・規約 変更の認可 に係る審査 基準の公表	認可に係る 標準処理期 間の定め・公 表	指導監督基 準の定め	指導監督基 準の公表	財務諸表等 の備置きの 確認	監事監査に 係る指導	法人の監事 に対する研 修	法人における業務運営の 自主点検に資する点検 シート等の作成
厚生労働省本省	○	○	—	○	○	—	○	○	×

<地方厚生(支)局>

	地方厚生 (支)局長に 委任された 規約変更の 認可に係る 審査基準の 定め	地方厚生 (支)局長に 委任された 規約変更の 認可に係る 審査基準の 公表	認可に係る 標準処理期 間の定め・公 表	指導監督基 準の定め(地 方厚生(支) 局独自の もの)	指導監督基 準の公表 (地方厚生 (支)局独自 のもの)	財務諸表等 の備置きの 確認	監事監査に 係る指導	法人の監事 に対する研 修	法人における業務運営の 自主点検に資する点検 シート等の作成
北海道厚生局	—	—	—	×	×	○	○	×	×
東北厚生局	—	—	—	×	×	○	○	×	○
関東信越厚生局	—	—	—	×	×	○	○	×	○
東海北陸厚生局	—	—	—	×	×	○	○	×	○
近畿厚生局	—	—	—	×	×	×	○	×	○
中国四国厚生局	—	—	—	×	×	×	○	×	○
四国厚生支局	—	—	—	×	×	○	○	×	×
九州厚生局	—	—	—	×	×	×	○	×	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

3 <本省>の「財務諸表等の備置きの確認」の欄については、本省で監査を実施しないため(地方厚生(支)局で監査を実施のため)「—」としている。

4 <本省>の「認可に係る標準処理期間の定め・公表」、<地方厚生(支)局>の「地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の定め」及び「地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の公表」については、厚生年金基金は、行政手続法第4条第2項により、同法第5条が適用されないため「—」としている。

●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置きの状況等

資-6

【国民年金基金】

No.	所轄庁	理事(人)	監事(人)	代議員(人)	財務諸表等の届出	財務諸表等の備置き				外部監査の活用	実地監査の受検
						貸借対照表	損益計算書	業務報告書	監事の意見		
1	厚生労働大臣	6	2	12	○	○	○	○	○	×	○
2	厚生労働大臣	6	2	10	○	×	×	×	×	×	○
3	厚生労働大臣	10	2	16	○	×	×	×	×	×	○
4	厚生労働大臣	15	2	24	○	×	×	×	×	×	○
5	厚生労働大臣	6	2	10	○	×	×	×	×	×	○
6	厚生労働大臣	12	2	24	○	×	×	×	×	×	○
7	厚生労働大臣	6	2	18	○	×	×	×	×	×	○
8	厚生労働大臣	6	2	16	○	○	○	○	○	×	○
9	厚生労働大臣	6	2	10	○	○	○	○	○	×	○
10	厚生労働大臣	9	2	12	○	×	×	×	×	×	○
11	厚生労働大臣	6	2	10	○	○	○	○	○	×	○
12	厚生労働大臣	6	2	10	○	○	○	○	○	×	○
13	厚生労働大臣	6	2	10	○	○	○	○	○	×	○
14	厚生労働大臣	6	2	10	○	×	×	×	×	×	○
15	厚生労働大臣	6	2	10	○	×	×	×	×	×	○
16	厚生労働大臣	9	2	15	○	×	×	×	×	×	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「外部監査の活用」及び「実地監査の受検」の欄においてそれぞれの事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

【国民年金基金】

<本省>

設立・規約変更の認可に係る審査基準の定め	設立・規約変更の認可に係る審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務諸表等の備置きの確認	監事監査に係る指導	法人の監事に対する研修	法人における業務運営の自主点検に資する点検シート等の作成
○	○	—	○	○	—	○	×	×

<地方厚生(支)局>

地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の定め	地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の公表	認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準(地方厚生(支)局独自の)	指導監督基準(地方厚生(支)局独自の)	財務諸表等の備置きの確認	監事監査に係る指導	法人の監事に対する研修	法人における業務運営の自主点検に資する点検シート等の作成
—	—	—	×	×	○	○	×	×
—	—	—	×	×	○	○	×	×
—	—	—	×	×	○	○	×	○
—	—	—	×	×	○	○	×	×
—	—	—	×	×	○	○	×	×
—	—	—	×	×	○	○	×	×

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「×」と、「無」の場合は「○」としては、本省で監査を実施しないため(地方厚生(支)局で監査を実施のため)「—」としている。

3 <本省>の「財務諸表等の備置きの確認」の欄については、本省で監査を実施しないため(地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の定め)「—」としている。

4 <本省>の「認可に係る標準処理期間の定め・公表」、<地方厚生(支)局>の「地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の定め」及び「地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の公表」については、国民年金基金は、行政手続法第4条第2項により、同法第5条が適用されないため「—」としている。

●調査した設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置き状況等

資一7

【企業年金基金】

No.	所轄庁	理事(人)	監事(人)	代議員(人)	財務諸表等の届出	財務諸表等の備置き 確定給付企業年金の 事業及び決算に関する 報告書	外部監査の活用	書面監査の受 検	実地監査の受 検
1	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	○	○
2	厚生労働大臣	8	2	18	○	×	×	○	○
3	厚生労働大臣	6	2	16	○	×	×	×	×
4	厚生労働大臣	8	2	20	○	○	○	○	○
5	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	×	○	×
6	厚生労働大臣	6	2	12	○	○	×	○	×
7	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	×	○	○
8	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	×	×	×
9	厚生労働大臣	6	2	18	○	○	×	×	×
10	厚生労働大臣	12	2	32	○	○	×	○	○
11	厚生労働大臣	8	2	24	○	×	×	×	×
12	厚生労働大臣	8	2	20	○	×	×	×	×
13	厚生労働大臣	8	2	14	○	×	×	○	×
14	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	×	×	×
15	厚生労働大臣	8	2	18	○	○	×	○	×
16	厚生労働大臣	6	2	13	○	○	×	○	×
17	厚生労働大臣	8	2	20	○	×	×	×	×
18	厚生労働大臣	12	2	26	○	×	○	×	×
19	厚生労働大臣	6	2	14	○	×	×	×	×
20	厚生労働大臣	6	2	8	○	×	×	×	×
21	厚生労働大臣	4	2	8	○	×	×	○	×
22	厚生労働大臣	6	2	14	○	×	×	×	×
23	厚生労働大臣	6	2	12	○	×	×	○	×
24	厚生労働大臣	4	2	12	○	×	×	○	×
25	厚生労働大臣	6	2	14	○	×	×	×	×
26	厚生労働大臣	6	2	14	○	○	×	×	×

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「財務諸表等の備置き」、「外部監査の活用」、「書面監査の受検」の欄においてそれぞれの事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

●所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表等の状況

【企業年金基金】

<本省>

	設立・規約変更の認可に係る審査基準の定め	設立・規約変更の認可に係る審査基準の公表	設立・規約変更の認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	財務諸表等の備置きの確認	監事監査に係る指導	法人の監事に対する研修	法人における業務運営の自主点検に資する点検シート等の作成
厚生労働省本省	○	○	○	○	○	—	○	×	×

<地方厚生(支)局>

	地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の定め	地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る審査基準の公表	地方厚生(支)局長に委任された規約変更の認可に係る標準処理期間の定め・公表	指導監督基準(地方厚生(支)局独自のもの)	指導監督基準(地方厚生(支)局独自のもの)	財務諸表等の備置きの確認	監事監査に係る指導	法人の監事に対する研修	法人における業務運営の自主点検に資する点検シート等の作成
北海道厚生局	×	×	○	×	×	○	○	×	×
関東信越厚生局	×	×	○	×	×	○	○	×	○
東海北陸厚生局	×	×	×	×	×	○	○	×	○
九州厚生局	×	×	×	×	×	×	○	×	○

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 それぞれの欄で整理している事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

3 <厚生労働省本省>の「財務諸表等の備置きの確認」の欄については、本省で監査を実施しないため(地方厚生(支)局で監査を実施のため)「—」としている。

●調査した設立認可法人の役員数、財務諸表等の届出の状況等

資-8

【広域臨海環境整備センター】

	所轄庁	管理委員会 委員(人)	理事(人)	監事(人)	財務諸表等の届出				外部監査の 活用	立入検査の 受検
					貸借対照表	損益計算書	事業報告書	監事の意見 書		
大阪湾広 域臨海環 境整備セ ンター	国土交通 省・環境 省	8	17	2	○	○	○	○	○	×

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「財務諸表等の届出」、「外部監査の活用」及び「立入検査の受検」の欄においてそれぞれの事項が「有」の場合は「○」と、「無」の場合は「×」としている。

●所轄庁の認可の審査基準の定め・公表等の状況

【広域臨海環境整備センター】

	認可の審査基準の定め・ 公表	認可に係る標準処理期 間の定め・公表	指導監督基準の定め	指導監督基準の公表	監事監査に係る指導
国土交通省	—	—	×	—	×
環 境 省	—	—	×	—	×

(注)1 当省の調査(平成25年4月～7月)の結果による。

2 「認可の審査基準の定め」、「審査基準の公表」及び「認可に係る標準処理期間の定め・公表」については、広域臨海環境整備センターは、行政手続法第4条第2項により、同法第5条が適用されないため「—」としている。

3 「指導監督基準の定め」及び「監事監査に係る指導」の欄の「×」は、それぞれの事項が「無」であることを示す。